788
64

0005430000

0005430-000

７８８－６４

各国の国民組織と労働組織

産業報国聯盟・編

産業報国聯盟

昭１５

ABC

エト6D-51

788
64

各國の國民組織と勞働組織

產業報國聯盟

帝國

788
64

序

本書は支那事變後に於ける我國國民運動就中産業報國運動の進展に參考とする目的を以て、獨伊英米佛の五ヶ國に於ける國民組織並勞働組織の現狀を解說したものである。

今や世界は大動亂の渦中に突入した。歐洲に於ては獨伊對英佛を中心とする大戰勃發し、東洋に於ては日支兩國間に既に三年に亘る戰鬪が續けられてゐる。今や世界の秩序は完全に破壞され、思想は混亂し、經濟は均衡を失ひ、文化は停頓し、世界はまさに狂亂の渦中を彷徨しつゝある。

併しながら最も危險なる狀態は最も大きなる飛躍を實現せんとする絶好の機會でもある。

現代の世界は最早過去の指導原理に依つては維持出來ない。新たなる時代には新たなる指導原理が要求せらるゝ。世界は今古き殼から新らしき器に拔け出でんとして居る。現代人は等しく新たなる社會の出現を望み、それ故に新たなる指導原理を求めて已まない。

フランスの降服に依つて、歐洲大戰の進路も漸くその動向を決定せんとしてゐる。最早英佛の指導する個人主義世界觀に依つては、新秩序の建設は不可能となつたのである。當然に獨伊を樞軸とする全體主義が來るべきヨーロッパ秩序の指導原理となるであらう。

にも拘らず英國の數世紀に亘る世界支配は動かすべからざる現實であり、アングロサクソンの偉大なる歴史的役割は之を無視することは出來ない。

第一次歐洲大戰後二十ヶ年に亘つて、ヨーロッパ秩序の輝やかしき指導原理であつたヴエルサイユの教理と國際聯盟の思想は、英佛の創始に依るものであるが、之はまさにアングロサクソンの多年蓄積せる傳統の威力に依つて獲得した最後の理論であつた。

第二次大戰後の國家組織が如何に變形されるかは極めて興味深いところであるが、玆に一九四〇年を境とした歐米諸國の現狀を描寫することは、過去の歴史的文獻として意義あるのみならず、更に新秩序建設原理の萌芽を發見する意味に於ても一つの價値を持つものと云ふことが出來やう。

玆に國民組織と勞働組織とを同時に扱つた所以のものは、勞働組織の確立が國民組織と極めて密接なる關係を持つが爲である。人は政治體制が整備されず、勞働法制が完備されざるに當つて、產業報國運動を展開することは、勞働階級の一方的犧牲なりとの斷定を下すのであるが、改革の基調となるものは精神であつて制度は精神の後に來るものであり、政策の對象となるものは國民の日常生活であることから見れば、國民の勞働組織を確立することが全體的國家問題を解決する動因となるのである獨伊の新體制が勞働問題の解決を出發點として國家改造が斷行されたことは注目すべき點である。米國のニユー・デイールの如きも勞働問題に對する新政策の採用に依つて、過去の指導原理を轉換したほどである。

たゞ英佛のみが勞働問題を部分的なものとし、階級鬪爭に依つてその解決を自然に放任したところに今日の禍ひが存する。つまり政治が先頭に立つて勞働問題が後から政治を追求する姿が英佛の實情であつた。政治の最も大きなる課題は勞働問題の解決であることを認識した獨伊が、最も速かに新國家の建設を成就したのである。政治は勞働問題と不可分の關係にあり、勞働問題は、經濟、軍事、外交等一切の政治問題と切離して解決の出來ないものである。

玆に所謂勞働とは、個人主義思想に於ける如き筋肉勞働者のみの勞働を指すのではなく、國家に對する全國民の奉仕と云ふ意味に於て、精神的、肉體的全勞働を總稱するのである。勞働問題が一部無產階級の權益擁護を意味する時代は既に去つた。勞働問題は全國民の問題として擧國一致國家的解決を要するのである。

產業報國運動は工業に從事する一部產業人に限られた運動ではなく、苟も國家に對し奉仕をなすべきものは何人であれ本運動の行者でなければならぬ。

產業報國運動の誤りなき發展を望み、產業報國會の正しき運用を期するため、玆にこの未熟なる共

同勞作を世に送る。固より本書は實踐運動に對する參考に供することが目的で、これに依つて學問的價値を誇示しようとするものではない。從つて內容、素材、文章等遺憾の點が少くない。特に御諒承を乞ふ次第である。

本書は本聯盟事務局調査部員の共同研究に依るもので、ドイツを溜島、青木、イタリアを溜島、イギリスを新川、アメリカを廣崎、フランスを青木の諸君に依つて分擔したものである。

大方諸彥の御鞭撻御叱正を乞ふ次第である。

昭和十五年七月

產業報國聯盟

各國の國民組織と勞働組織

目次

ドイツ……一
イタリア……一二七
イギリス……二一七
アメリカ……三三九
フランス……四三五

ドイツの國民組織と勞働組織

目　次

第一章　概　觀……三
第二章　國民社會主義運動の擡頭とナチスの勝利……八
　第一節　ヴエルサイユ條約とドイツ經濟の崩壞……八
　第二節　ナチスの擡頭……一七
　第三節　ナチス黨の綱領……二五
第三章　ナチスの指導原理……三一
　第一節　國民主義……三一
　第二節　社會主義……三六
　第三節　ナチスの特異性……四一
第四章　ナチスの國家組織……四八
　第一節　國家組織の變革……四八
　第二節　總統及宰相の地位……五〇
　第三節　宰相と政府の地位……五三
　第四節　ナチス黨と國家……五四
　第五節　政府と議會……五八
　第六節　聯邦國家より單一國家へ……六八
第五章　勞働組織（勞働戰線）……六四
　第一節　勞働戰線成立前の勞働運動界……六四
　第二節　勞働戰線の成立とその任務……六九
　第三節　勞働戰線の構成……七八
第六章　ナチス勞働法制概要……八一
　第一節　ナチス勞働法と舊ドイツ共和國勞働法……八一
　第二節　新勞働政策の建設と勞働法……八四
　第三節　勞働管理官法……九八
　第四節　國民勞働統制法の制定……一〇〇
　第五節　國民勞働統制法解說……一〇四
第七章　結　論……一一三

第一章　概　觀

一九三九年九月一日ドイツ對ポーランド間に於ける戰爭の勃發は同月三日英佛の對獨宣戰となり、更にソヴイエットの對フインランドの交戰、ドイツのノルウエー、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクサンブルグの蹂躙、續いてイタリアの參戰に依り、僅か十ヶ月の間に戰爭は急速に展開せられた。イギリスの最後の協力者であつたフランスも一九四〇年六月十四日パリを抛棄して全軍總退却を開始、レイノー內閣は六月十六日總辭職となり、後任にはペタン元帥就任し、ペタン內閣は六月十七日終に對獨降伏を聲明したのである。

今次大戰の結果が獨伊を中心としたるヨーロッパ新秩序の建設が行はれることとは最早動かすべからざることとなつたのである。從つてヨーロッパ諸國家が再編成され、世界地圖が新に塗替へられることとなり、ドイツの現狀も亦大きなる變化の起ることは當然と謂はなければならぬ。

顧みればドイツ國家も亦ヨーロッパ諸國と同樣に數奇な運命の連續であつた。

今その歴史を概觀すれば、紀元九六二年ドイツのオット一世はヨーロッパの大半を征服し、イタリアに遠征を試み、諸侯を從へて忠順を誓はし、終にローマに於てローマ帝國皇帝の戴冠式を擧げた。この戴冠は、ローマ法王のオット一世に對する報恩と今後の協力に對する特別の念慮から出たものであつたが、實際に於て當時のドイツの勢力は隆々たるものであり、その版圖はかの古ローマ帝國に比すべく、その權力は皇帝の稱に値するものであつた。この帝國を神聖ローマ帝國と呼んだのは、一つにはローマ帝國復興の思想から來たものであり、一つにはキリスト教を保護する意味から來たものである。

ドイツ帝國建設の根底には、常にドイツ國民に依る神聖ローマ帝國の再現と言ふ理想が流れてゐた。併しこの一貫せる理想の實現は必ずしも容易なことではなかつた。中世から近世にかけてのドイツの政治狀勢は極めて復雜して居り、封建諸侯の自主的權力確立のための運動はかなり尖鋭化し、國家統一運動は容易に發展出來なかつた。即ち中央集權の權力と地方分權の諸權力とが根強く對立してゐたのである。

斯かる政治情勢を更に混亂に導いたものは、マルチン・ルーテルに依る宗教革命であつた。ローマ舊教に對するルーテルの新教運動は、その根底に南方に於ける舊教勢力の政治的羈絆から逃れようとする意圖を有するものであり、之は更にドイツ國の解放運動として獨立精神を鼓吹する事となつた。斯くの如く一方に於て統一的國家を求めながらも、內部的には著しき分裂の狀態に置かれ、而も一九世紀の初頭に於けるナポレオンの遠征に依つてドイツは慘敗し、一八〇六年八月神聖ローマ皇帝フランツ二世は公然帝位を退き、茲にドイツ統一國家は崩壞の危機に逢著した。

然るに本質的に建設的なるドイツ國民は、ナポレオンの蹂躙に依つて一大決意をなし、フイヒテ等の如き指導者の鼓舞に依つて國民的愛國的の熱情が漸次高揚さるゝに至つた。爾來國力を涵養しフランスに對する復讐の機を狙つてゐたのであつたが、ビスマルクはドイツ統一に對するフランスの干渉を理由として、一八七〇年終に獨佛戰爭を惹起した。

この戰爭に依つてドイツは大勝利を得、パリ攻擊の眞只中に於てプロイセン王ウイルヘルム一世はヴエルサイユの宮殿に於て皇帝即位式を擧行し、ビスマルクのドイツ統一運動は成功の第一歩を踏み出したのである。

斯くて憲法は制定され、諸邦に依つて組織された聯邦は帝國として統一され、プロイセン王はドイツ皇帝（カイザー）として君主政體の首座に即く事が定められた。而して宰相はプロイセン首相を以て充てられ、その補佐役として各廳長官があり、國民代表機關としては帝國議會を置き、各同盟聯邦

の代表機關としては聯邦參議院が組織された。

ビスマルクに依る憲法制定以後は 直ちに統一の理想には到達し得なかつたとは云へ、政治、經濟、文化の方面に於て他の追從を許さゞる飛躍を遂げたことは特筆に値する。

併しながらこの國家統一の理想に對する躍進途上に於て、ドイツは再び列强との對立に遭遇し、遂に大戰の渦中に自らを投ずるの已むなきに至つた。武力に於ては必ずしも遜色はなかつたのであつたが、外交の拙劣と內部的破綻に依り、敗戰國としての宣告を受けたドイツは、終に君主政體の撤廢と共に帝國としての國家建設の理想の夢は儚なくも水泡に歸し、單なる邦の聯邦國家としての苦難を續けざるを得ざる狀態となつた。而して其處に出現したのは、民主々義的共和政權としての悲慘なる敗戰國の無力なる國家的殘骸のみであつた。此の共和主義的國家は一九一九年ワイマール國民議會に依つて制定された所謂ワイマール憲法の定むる處に基いた。

ワイマール憲法に基くドイツ共和國は屈辱的ヴェルサイユ條約の重壓の下に、對外的には一應國家的形態を存續せしめたものの、其の內部的矛盾に依つて極めて危險なる狀態に置かれ、國家的歸趨の何れに赴くかは全く不明となつた。失業者の氾濫と、生活の貧窮化に對する國民の不平不滿は、やがては國民をして自由主義的なる無責任極まる政黨より離脫せしめ、眞に國民を統一し國家的斷案を下し得る强力なる政黨の出現を求めてやまなかつた。外に對しては、國家的自由の獲得と、內には搾取と壓迫に抗して、各自が社會的生活の確立を求めることゝなり、斯くて國民は議會政治の行詰りから、國家がやがて共產主義の社會か、國民社會主義の國家か、二者何れかの途を選ばなければならぬ運命に立つてゐた。

一九一九年共和主義的國家が出現して以來斯樣な狀態に於て國民は絶へず不安に彷徨しつゝ、來るべきものを待つてゐたのであるが、一九三三年一月三十日終に國民社會主義ドイツ勞働黨が勝利を得て、ヒットラー黨首が內閣を率ゆることとなつたのである。

ドイツ國民の不撓不屈の精神は、七轉八起終に今日の興隆を見るに至つた。

ヴエルサイユ條約に依つて一割三步の領土と、一割の人口を失つたドイツは、第二次歐洲大戰直前（一九三九年五月十七日現在）に於ては、オーストリア及チエッコを併合して面積五十萬平方粁人口七千九百七十三萬を算し、ヨーロッパに於ける一大强國の威風を示すに充分であつた。

第二章　國民社會主義運動の擡頭とナチスの勝利

國民社會主義が何故にドイツに發生し、ナチスが如何にして政權を獲得するに至つたかを檢討することは、ナチス政策を檢討するものにとつては當然の通路であらう。

我々はナチス運動を發生せしめたアルファであり、オメガーであるヴエルサイユ條約に就ては、常に第三者的傍觀者的態度を以て之を簡單に取扱つてゐるのであるが、ヴエルサイユ條約がドイツ國民に如何に深刻なる影響を齎したかを彼等自身の言葉を以て語らしめて見よう　(Carl Ratte; Weltkrieg gegen deutsche Wirtschaft 1932)　茲にヴエルサイユ條約を檢討することは單にナチス運動の經過を知るに必要であるばかりでなく、第二次大戰に於けるドイツ作戰の苦心を想像し、且つ大戰の結末を推測するに與つて力となるであらうと信ずるからである。

第一節　ヴエルサイユ條約とドイツ經濟の崩壞

註　昭和九年四月社會政策時報所載溜島武雄執筆「ヒットラー政治の理論と實踐」參照

世界大戰に依つて二百萬の死者と四百萬の負傷者を出し、千五百億マークの國帑を消盡したドイツ

國はヴエルサイユの平和條約を承認することに依つて、遂にドイツ國民經濟の崩壞に遭遇せざるを得なかつた。

即ちアルサス及ロートリンゲンがフランスに落ちたことは、ドイツの產業にとつて致命的な打擊であつた。ドイツはロートリンゲンを失つたために、全ドイツの鐵鑛產額中八割をフランスに與へたことになり、これがために、フランスは歐洲に於ける第一の鐵產國となつたのである。戰前に第一位を占めてゐたドイツは最早スウエーデン、ロシア、イスパニア等から鐵鑛を輸入すべき狀態となつた。ライン、ウエストフアリア州の石炭と、ロートリンゲンの鐵とを關聯せしめて經濟的統一を試みようと云ふドイツの計畫は全く無意味なものとなつた。ライン工業地帶に於て選鑛されてゐたロートリンゲンの三百五十萬噸の鐵鑛なるものは全く外國の輸入に俟たざるを得ず、それがために原料の輸送の大部分が外國の計算となるし、價格の決定に影響するところが少くない。更にロートリンゲンに於ては鎔鑛鑪の四割、製鋼工場の三割、延鐵工場の二割八分が存在してゐたのでドイツ重工業の大黑柱が折れたも同然である。

この結果がドイツの加工工業の全般即ち機械製作に如何に甚大なる影響を與ふるかは容易に想像し得る。即世界に於けるドイツの供給能力を壓搾し、原料の騰貴を來し、ドイツの機械工業を沒落に導

くのは當然である。鐵鑛價格の騰貴は、建築業、農業、造船業、電氣業、製紙業、製革業にも同樣に大きなる打撃を與へる。

又ザール地方が國際聯盟の下に十五年間監督されることは、ドイツの石炭鑛業に對しての大きな打撃であつた。ドイツはフランスに無制限なる採掘權を與へたも同樣である。ドイツが若し石炭だけでも完全に戰前の狀態を維持することができるならば石炭を介して、フランス經濟に對抗するドイツの全政策を遂行することができたのである。然るにフランスが石炭を獲得した今日に於てはドイツの施すべき術は失はれたわけである。ダルヂューも述べた樣に、若しフランスがザールの石炭を得ることができなかつたならば、戰爭に勝つて平和に負けることになるのである。

ザール地方を失ふことに依つてドイツの西南に於ける經濟空間は唯一の石炭埋藏地を失つたのである。之がために、ライン、マイン領域に於ける化學工業の大量生産が不可能になつてしまつた。一九一三年に於て、ザール地方の石炭總量中八分二厘がフランスへ輸出され、八割三分がドイツ國民市場にて消費され、その中の一割三分がアルサス、ロートリンゲンで使用されてゐたのである。

更にドイツの石炭を壞滅しやうとの企ては、上部シュレジヤの分割となつた。同地方に於ける石炭の埋藏量は、八〇〇億噸であるが、之が大部分ポーランドに落ちてしまひ、ドイツに殘つてゐる部分は僅かに、七〇億噸に過ぎない。上部シュレジヤとザール地方とを引裂かれたためにドイツの燃料材料は、全體の三割を失つたわけである。現在ポーランドの石炭に對する最大輸入國がドイツであることは全く苦笑の極みである。

この不可思議なる重壓の後に、更にドイツの經濟機構に堪へ難い龜裂が生じた。即ちアルサスに於て二三の加里工場が失はれ、それが佛國政府の徹底的なる利用となつたために、世界に誇つてゐたドイツの加里獨占も終りを告げた。又東部及上部シュレジヤの分割と共に唯一の亞鉛の生產が失はれた。一九一三年には世界亞鉛產額の一割七分を有してゐたのであるが、その中の七割五分がドイツから去つた。換言すれば上部シュレジヤの生產分野の中には、六七の炭坑中四七箇所、一八の鐵鋼工場中九箇所、三七の鎔鑛鑛中二二個、一六の亞鉛鑛中一二個及凡ての銀山及鐵山がポーランドの手に移つた。企業の經營は全く四分五裂に分割せられ統一を失ひ發展の可能性は斷たれた。

更に重大なことは、東部に於ける割讓がドイツ國の活動の根源を、搖り動かしたことである。即西プロイセン、ポーゼン及東プロイセンが引裂かれ、ドイツ帝國から去つた農業用地なるものは、一割五分であり、四十萬の農家が失はれた。戰前に於てすら耕作開墾をなし、重要物產を增加しようとの惱みがあつたのである。襲ひきたる人口增加に對して、如何にすれば、之を支持し得べきかと云ふ問題

が更に起つてきた。戰前に於てすら、六千餘萬の人口を本國のみで支持することは困難であり、外國から輸入する食料品も大きなる高に上つてゐた。然るにも拘らず東部國境に於ける中心的なる農業地が分割々譲されたことは、ドイツ將來の人口問題に大きなる暗影を投じたのである。

聯合國のドイツに對する經濟戰爭は終にドイツ商船の引渡しを要求した。而もその船舶が聯合國に分配されたのである。總噸數五五〇萬噸あつたものが辛うじて、航海に耐へ得る小舟の端片が一部分殘つてゐるに過ぎない。世界第三位にあつた航海國が、二十六位に一蹴された。ドイツの國旗は太洋から全く姿を消してしまつた。商品の輸出も輸入も凡て、外國船を利用しなければならぬ。從つて、ドイツ支拂勘定は益々高まらざるを得ない。

ドイツは短期間ではあつたが植民地の經營には非常なる關心を有してゐた。即ち戰前に於て、既に十億マークの資本を植民地のために投下してゐる。植民地の勞働は本國の人口食料及原料問題に對して大きな意義を持つものである。ドイツは必需品たるゴムを失つたことだけでも如何に大きな打撃を被つてゐるであらうか。

原料の豊富な植民地を失ふことは、工業ドイツ國の生産の基礎を完全に覆へてしまつた。從來鐵と石炭とを基礎にして世界に誇つてゐたドイツの産業も、その發展の見込を失ひ、且植民地への販路は全く根絶されてしまつた。尤も石炭の加工及鐵の加工に關する限りの工業的分野はドイツの心臟として殘つてはゐるが、その收入關係は全く異つてきたので、世界の大工業國と競爭することは困難となつた。

加之、聯合國は最後までドイツ産業を破壞しようと云ふ計畫の下に、遂には約八百の公私工場設備を全部又は一部破壞した。それが唯軍需工場であると云ふ理由の下に。聯合國はドイツの軍備の撤廢を完成するために、ドイツの全軍需品工場の監督を要求する。更に鐵面なることには、ドイツ最大の工場クルップを絶對的なる監督の下におきたいと云ふ。聯合國は全く、ドイツの競爭能力の絞殺を考へてゐる。フランスの安定と保證のためにドイツザール地方を永久に監督し、ラインの境界を監視し、更にドイツをシュレジャ地方に於て牽制しようと云ふ策謀を持つてゐるのである。結局に於てドイツの經濟を永遠に奴隷化しようと云ふのである。即ちざらしむること、それがためにはドイツの軍需工業一切を監督して、將來戰爭をなし得以て監督しようと云ふのである。

ドイツが完全に軍備を撤廢して、平時狀態に入つた頃から、賠償金の問題が叫び出された。ドイツが非戰鬪員に與へた一切の損害は當然に賠償しなければならぬし、之に對してはドイツの支拂能力の

限りを以てなされなければならぬと云ふのが最初の聯合國側の要求であつた。第一番に賠償金の統計を出したのはキーンズ教授で、その額はベルギー及フランス占領に於ける損害、英國商船に加へたる損害等合計四二四億マークであつた。

一九一八年十二月ロイド・ジョージが英國の總選擧演說に際しドイツは戰爭の費用を支拂ふべき義務があると叫んでからは、全く聯合國側では種々なる天文學的數字を空想し始めた。佛國の如きは、戰死者家族に對する扶助金、負傷者への年金、捕虜の費用等々を包含した不信な數字を以て要求し始めた。即ちドイツだけが戰爭の勃發とその結果に對して責任があるから戰爭に對する一切の費用を支拂はねばならぬと云ふのである。

第一回のパリ賠償會議（一九二一年一月）では一、二六〇億マルクと云ふ數字が出た。三箇月後の第二回會議では一、三二一億マルクに減ぜられた。ドイツ國としては上部シュレジヤがドイツから分割されぬと云ふ條件の下に、五〇〇億マルクの支拂を承認した。即ち二〇〇億マルクは既に支拂つた實物給付に依つて差引くべきであり、殘額三〇〇億マルクは商船その他清算さたる私有財產を以て支拂ふべきである。併しこの提案は全く不充分なものとして一蹴されてしまつた。

聯合國の經濟戰爭なるものは、從來ドイツが有してゐた世界中の市場を失はしめ、ドイツの商品とドイツの商人を驅逐して再び起つ能はざらしめた。ヴエルサイユはドイツを鐵と石炭の輸入國としたのみならず、東部ドイツからドイツの莫大なる農產物を奪つた。更に植民地と船舶とを沒收して外國への發展を封鎖した。從來國際貸借上外國への投下資本利子及利潤として一二億、運賃一〇億マルクを受取つてゐたものが完全に消え去つたのである。この狀態にあるドイツが如何にして賠償金を支拂ひ得るであらうか。

ドイツは斯かる狀態に於て、聯合國の武力の强迫の下に一九一九年から一九二二年まで三年半ドイツ國民の生活を犧牲に供して、聯合國に奉仕したのである。聯合國に送達した石炭等、實に四百億マルクを超えた。之がために、鎔鑛鑪の火は落ち電氣が中斷する破目に陷つた。此現物出資に依つてドイツの物資は缺乏し、ドイツの支拂能力は減退し始めた。これがインフラチオンを惹起したことは敢て怪しむに足らぬのである。斯かる狀態に於てドイツが賠償金の支拂不能となるや否やフランスは一刻の猶豫もなくルール地方の占領を敢行した。

この慘狀を救濟するために生れた一九二五年一月のドーズ案、更に一九二九年八月之を改變したヤング案なるものが如何にドイツの實情を無視したものであるかは三五八億マルクと云ふ數字が示す如くである。ドイツの物資を回收し盡した一九三二年末ローザンヌに於て三〇億臺の數字が示されたけ

れども時既に遲く、ドイツの經濟は根本から破壞されてしまつたのである。

それは六百萬と云ふ膨大な失業者の數字が如實に物語つてゐる。

ドイツ人はヴエルサイユ條約に依つて住むべき場所を失ひ、本國に續々と歸屬しなければならなかつた。アルサス、ロートリングゲンの豊饒な工業地帶を割讓した上に、勞働者の大部分はドイツに歸國すると云ふ二重の負擔を被つたのである。植民地は曾つてドイツ人を歡迎したのであるが、最早ドイツ人が植民地に發展すべき事は當然に中止狀態となつた。國内に於ける全産業部門は聯合國の監督の下に立ち、聯合國の發展のために無償奉仕を續ける上に、更に莫大なる賠償金の負擔を課せられたのである。賠償金の調達のためには課稅に依る手段が殘されてゐるのみ。苛酷なる課稅のために、産業の經營は益々困難となり、國民の生活は脅やかされる有樣である。斯かる狀態に於て、企業の崩壞と失業群の渦捲きとは必然的なる過程と謂はなければならぬ。

ドイツ經濟の崩壞がヴエルサイユ條約にその端を發したことは、何人に依つても反對されることはできないであらう。

ドイツは聯合國に依つて强制せられたヴエルサイユ條約の履行のために、自國の經濟を破壞せるの已むなきに至つた。そこでドイツは先づ最初の要求としてヴエルサイユ條約の破棄に依り、本國及植民地の領土の返還を要求し、以てドイツ經濟の再建を企てねばならぬと云ふのである。ナチス運動を擡頭せしめた唯一の原因がヴエルサイユ條約にあると云ふも過言ではない。

第二節　ナチスの擡頭

國民社會主義ドイツ勞働黨（ナチス）が、大戰終了後僅か七名の黨員を以て出發したことはナチスの苦闘の歷史を物語るものとして有名な話となつてゐるが、正式に名乘りを擧げたのは一九二〇年二月二十四日ミユンヘンに於ける最初の大演說會を開き、黨の綱領を發表した時である。ムツソリーニがフアシスト團をミラノに於て組織したのは一九一九年三月であり、當時の歐洲の狀勢は各國とも新しきものを求めてゐたのである。

ヒツトラーが休戰の報を最初に耳にしたのはポンメルンの衞戍病院の中であつた。ヒツトラーはソンムの戰鬪に於いて受けた傷がやつと回癒し、一九一七年の初め再び西部戰線に送られたのであるが、翌一九一八年十月十四日イーゼル河畔の戰鬪で猛烈な毒ガスに會ひ殆んど失明しかゝつたのである。病院で漸く快方に向はんとしてゐる時に十一月十日牧師から帝政の沒落と共和國の成立とに關する總ての報告を受けた。ヒツトラーはこの時の興奮を「余の鬪爭」の中に述べてゐる。「母が死んで

以來自分は泣いたことはなかつた。いくら傷が痛んだ時も同僚の死んで行つたことを思へば、泣いてなどゐられない。併し今度と云ふ今度は泣かずにゐられない。個人的苦惱の如きは何でもないことを強く知つた。――かくて一切は無駄になつた。あらゆる犧牲も窮乏も、死の懸念に圍まれつゝ忍んだ飢渴も、二百萬人の死も、總ては無駄になつたのだ。――ドイツの母達にどうして慰める言葉があらうか。これこそ一團の破廉恥な裏切者の仕業ではないか」

斯くの如くドイツがマルキストの手に落ちたことは、ヒットラーにとつては耐へ難い汚辱であつた。此の日に於て彼は自己の使命をハッキリと知り、自身の個人的幸福を願つてゐた過去を清算した。彼はこの瞬間、終生政治家として戰ふ決意を固めたのであつた。

更に右に述べた如きヴェルサイユの媾和條約が襲ひかゝつた時に、ナチスのドイツ國民を指導すべき目標は明白となつたのである。

ヴェルサイユ條約を廢棄して、ドイツ國家をドイツ民族の手に依つて再建すること、これがナチスの要求の凡てであつた。

このナチスのスロガーンが、ヴェルサイユ條約の苛酷さに憤慨し、諸政黨間の無自覺な抗爭と、新政府の無力とに失望した國民大衆に歡迎されたのは當然である。ナチスの勢力は漸次擴大して舊勢力を驅逐打倒して行つたのである。

ナチス運動の實踐に當つてヒットラーがウイーン時代に於ける二派の運動を研究し、之を參考にしたことはナチスにとつて極めて意義深いことであつた。即ち一はシエネラートの汎ドイツ運動であり、他はリユーガーのキリスト教社會運動であつたが、この二運動は若きヒットラーの心を强く捉へ、將來の運動方針に多大の影響を與へたのである。

汎ドイツ運動は、ハプスブルグ黨が凡ゆる手段を以てドイツ主義を根絶しようとしたのに對して、ドイツ人の覺醒を促がし、苛酷なる王權の壓制から祖國を蘇生せんとするもので、たしかに時代の動向を摑んでゐたのであつた。然るにヒットラーがウイーンに出た時には、汎ドイツ黨は既に勢力が衰へキリスト教社會黨が非常な勢力を以て發展しつゝあつた。ヒットラーは理論的にはシエネラーのドイツ主義に組みするもこの運動が何故に發展せざるかを探求した。

汎ドイツ運動の目標は理論的には正しかつたが、この理論的認識を大衆に植ゑ付けることに失敗した。シエネラーはブルジョア社會の狹い範圍にのみ支持者を見出さうとした。此の大衆に對する無理解が彼の失敗の原因である。

リユーガーはこの點に於て正にシエネラーと反對である。彼はブルジョア上層階級の政治的勢力の

みを以てしては、現代に於て最早新運動の勝利を齎すに足りないことを知り、その活動の重心を被壓迫階級の上に置くと同時に、舊勢力も出來るだけ利用する様にした。かくてリューガーは大なる犧牲的精神と大膽な闘爭心とを有する不動の支持者を、沒落に頻しつゝある廣大な中産階級の中から獲得した。殊にカトリック教會に對する政策に依つて青年牧師の支持を得たことは强味であつた。然しこの運動も亦眞の革命に到達する力は持たなかつた。

茲に於てヒットラーは此の二運動の失敗が今後のドイツ社會運動の上に貴重な教訓を殘すものとして、その原因を次の如く述べてゐる。

汎ドイツ運動失敗の原因は次の三點にある。

一、社會問題に對する理解の不足のため、對象をブルジョア社會のみに求めたこと。

二、大衆の教育よりも議會闘爭を急いだこと。

三、國民の精神的、宗教的要求を無視してカトリック教と激しく戰つたこと。

キリスト教社會黨は此等の短を補つてゐたが同時に次の如き缺點を持つてゐた。

一、キリスト教運動の反ユダヤ主義は人種的根據に依らず、宗教的根據に依つてゐたこと。

二、眞の國民運動たるためには、運動の重心をウイーンに置くことは失敗であつた。ハプスベルグ家は救はれるには墮落し過ぎてゐたこと。

ヒットラーはナチス運動を展開するに當つて、キリスト教社會黨の大衆に對する賢明なる認識と、汎ドイツ運動の人種問題に對する正しい理解とをとり入れ、所謂國民社會主義運動を展開したのである。

ナチス運動の途上には、左に共產黨、社會民主黨あり、右に國權黨、國粹黨等あり、絶へず武力闘爭を必要としたのであるが、之に對しては、突擊隊、親衞隊等を組織し、常に第一黨たらんとする一切の準備を整へてゐた。

一九二三年一月フランスのボアンカレ內閣はドイツが賠償金を支拂ふ誠意なしとして、强硬政策をとり、佛白聯合軍はルール地方の占領を斷行した。ドイツ經濟が完全なる外國の勢力下に移るに從つて、通貨は愈々低落し、國內混亂は名狀すべからざる狀態となつた。

一九二一年五月、一弗六二マルクの爲替相場は一九二二年七月一弗四九三マルクとなり、一九二三年十一月には驚くなかれ一弗が四萬二千億マルクに暴落し、貨幣は反故同樣になつた。

この年の十一月八日、ドイツ革命五周年記念日の前夜、ヒットラーはルーデンドルフ將軍と共に、ミュンヘンに於て、首相クニーリング、第七師團長ロッソー、警視總監ザイサー、高等法院長ボエー

ナー等と語らひ、「十一月制度の終末とドイツ國民假政府の樹立」とを宣言した。併しこの宣言はロッソー、ザイサー等の裏切者の爲に脆くも失敗し、ヒットラーは逮捕され、ナチス本部は攪亂され、機關紙の發行は禁止された。翌年三月彼は禁錮五ヶ年を言渡され、六ヶ月後保釋の判決を受けてランツベルグの獄に下つた。この事件は一時ナチスの終末かと思はせたが、一九二四年十月ヒットラーが「余の闘爭」の一卷を抱いて出獄した後は間もなく其の勢力を恢復した。

一九二八年五月ドイツ總選擧には八十一萬の投票を得、十二の議席を獲得した。各聯邦議會に於ても目覺しい躍進を續け、就中チュリンゲンに於ては一九三〇年一月ナチスと人民黨との聯立内閣が成立し、黨員フリックが内務大臣に入閣した。

一九三〇年のヤング案に對しては國民は猛然と反對を挑んだのであるが、ナチスの主張は漸次國民の容るゝところとなり、同年九月十四日の總選擧には一〇七の議席を持ち社會民主黨の一四二に次ぐこととなつた。

また一九三二年二月十三日の大統領選擧に當つてはヒットラー自ら出馬し、落選はしたものの共產黨首テールマンを一千萬票引離した。

ヒンデンブルグ　一九、三六七、六八八票

ヒットラー　一三、四一九、六〇三票

テールマン　三、七〇五、八八九票

當事中間派諸新聞は、穩健派の勝利として、ヒンデンブルグの當選を謳歌し、内政的安定と協調的外交政策を祝福したのであつたが、その翌日ブリューニング内閣は失業問題解決策としての土地管理案に關し瓦解し、バーペン内閣となつた。バーペン内閣の手に依る總選擧では終に二三〇の議席を獲得、斷然第一黨となつた。

	議席	票數(千票)
ナチス	二三〇	一三、七三二
社會民主黨	一三三	七、九五一
共產黨	八九	五、二七八
中央黨	七五	四、五八六
バイエル人民黨	二二	一、一九〇
國權人民黨	三七	二、一七二
ドイツ人民黨	七	四三七

國家黨	四	三七一
經濟黨	一	一四六
農民團	一	九一
キリスト教社會黨	四	三六四
農民黨	二	一三七
ウユルテンベルグ農民黨	二	九六

バーペン內閣は經濟振興に關する緊急令に就て、左右兩翼から不信念が出で、再び一九三二年十一月六日總選擧が行はれたが、今次はナチスは一九五、社民黨一二一、共產黨一〇〇となり、ナチスの衰亡を示した觀はあつたが、これは一時的の現象に過ぎなかつた。

バーペンに代つてシュライヘルが宰相の印綬を帶びたのも束の間、ドイツの行詰つた窮乏を救ふものは國民的感情に依つて結ばれた强力政府以外にない。斯くてヒットラーを求める聲が高く、一九三三年一月三十日新政府の首班にヒットラー總統が仰がれるに至つた。三月五日の總選擧に於てはナチスは二八八を得て國權黨、ドイツ人民黨の協力を得て、長年頑强に抵抗した社會民主黨の反對を封じることが出來たのである。

第三節　ナチス黨の綱領

國民社會主義ドイツ勞働黨の綱領は暫定的綱領であつた。指導者は、將來生ずべき大衆の不滿に基き黨存續を可能ならしむる目的を以てする外は、本綱領に於ける目的達成後と雖も、新たなる規定を附加することを拒否する。

註　一九二〇年二月二十四日ミュヘンのホーフブロイハウスに於ける大集會に於てナチスの二十五ケ條の綱領が發表された。この綱領はナチス世界觀の根本思想であり、且つナチス憲法の基本原則をなすのである。

一、我々は民族自決權に基き、總てのドイツ民族を糾合して、一大ドイツ國家を建設せんことを要求す。

二、我々はドイツ民族が他の諸國民に對して平等の權利を享有することを要求す。從つてヴェルサイユ及サンゼルマンの條約の廢棄を要求す。

三、我々は我々民族の給養と過剩人口の移住のために土地（植民地）を要求す。

四、ドイツ國民たりうるものはドイツ民族に限る。而してドイツ民族とは其の信仰の如何を問はずドイツ人の血統を有するものに限る。從つてユダヤ人はドイツ國民たり得ず。

五、ドイツ人たり得ざる者は、單に外來者としてドイツに居住する權利を有すると共に、外人法の適用を受くべき義務を有す。

六、國家の行政と立法とを決定する權利は國民のみ之を有す。故に我々は國家、聯邦、市町村を通じて、各種の官公廳は國民のみに與へらるべきことを要求す。我々は個人の性能を無視し、黨員のみを以て官公職を獨立する腐敗的議會政治を克服す。

七、我々は國家が國民の營業と生活との安全保護を以て第一の義務となすべきことを要求す。ドイツ國民の生計維持困難なる時は、外國人を國外に遂放すべし。

八、ドイツ人ならざる者の將來の移住を禁止す。我々は一九一四年八月二日以後ドイツに轉任したる一切の非ドイツ人の即時國外退去を要求す。

九、あらゆる國民は平等なる權利義務を有すべし。

一〇、各國民の第一の義務は心身を健全ならしむるにあり。個人の活動は全體の範圍内に於て、專ら萬人の利益を計るを目的とし、決して全體の利益に衝突すべからず。此の故に我々は、次の條項を要求す。

一一、不勞所得の廢止。

利子奴隷制の打破。

一二、一切の戰爭に基く財產と生命との莫大なる犧牲に比すれば、戰爭に依る個人的致富は國民に對する犯罪と看做さざるを得ず。故に我々は一切の戰時利得の完全なる沒收を要求す。

一三、我々は一切の社會化されたる企業（トラスト）の國營を要求す。

一四、我々は大企業に於ける利益參加を要求す。

一五、我々は大規模の養老制度の確立を要求す。

一六、我々は健全なる中產階級の創設と其の維持、百貨店の即時共有化、及び小營業者に對する低廉なる貸與、並に國家、聯邦、市町村に對する販賣の際に一切の小營業者に優先權を與ふべきことを要求す。

一七、我々は我々の國民主義的要求に合致せる土地改革、共同利益を目的とする土地の無償沒收に關する法律の制定、地代の廢止、一切の土地投機の禁止を要求す。

追　補

ナチスの綱領第十七條に對して反對者側から曲解せる解釋を加へられるため次の如き說明を加ふ。黨は私有財產制の基礎に立つが故に、無償沒收なる言葉は法律の制定に從ふべきことは云ふ迄もな

い。不法に獲得され、又は國民の幸福の見地から管理されない土地は、必要に應じて沒收せねばならぬ。このことは第一にユダヤ人の土地投機等に向けられる。

一九二九年四月十三日

ミュンヘンにて　アドルフ・ヒットラー

一八、我々は共同の利益を阻害するが如き行動をなす輩に對して、斷乎たる鬪爭を行ふべきことを要求す。公民に對する犯罪者、高利貸、買占人は其の信教、人種の如何を問はず死刑に處せらる。

一九、我々は唯物論的世界秩序に味方するローマ法をドイツ共同法を以て補正することを要求す。

二〇、一切の有能にして勤勉なるドイツ人に教育を授け、指導的地位に就かしむる目的を以て國家は全國民教育制度を根本的に改革すべし。百般の教育機關の教育原則は實生活上の要求に合致せざるべからず。國民思想の培養は教授（國民學）開始の當初に於てなすべし。我々はその身分職業の如何を問はず、國費を以て貧困なる父兄の子弟に特に必要なる精神教育を施すことを要求す。

二一、國家は母子の保護、初年勞働の禁止、體操及びスポーツの義務の立法制定に依る身體鍛鍊の實施、一切の健全なる青年教育團體に對する最大の援助に依つて國民の健康を增進せしむべし。

二二、我々は傭兵隊の廢止と國民兵の完成とを要求す。

二三、我々は故意の政治的僞瞞と、其の新聞紙に依る流布とに對する鬪爭を要求す。

ドイツ新聞紙の創刊許可に關し我々は左の條項を要求す。

a、ドイツ語を以てずる新聞紙の編輯者、及びその協力者はすべてドイツ人たることを要求す。

b、ドイツ以外の新聞紙の販賣は國家の許可を要す。右の新聞紙はドイツ語を以てするを得ず。

c、非ドイツ人のドイツ新聞に對する金融上の援助、又は干渉は法律を以て禁止し、これが違反の罰則として、該新聞紙の發賣禁止、及び關係外國人の即時國外追放を要求す。

公共利益に反する新聞紙は禁止す。我々は國民生活上有害なる藝術及び文學の法律的禁止と、之に違反する機關の閉鎖とを要求す。

二四、我々は國家に於けるあらゆる信教の自由を要求す。但し國家の存立を害せず、又はドイツ人種の道德觀に反せざるを以て條件とす。

我が黨は宗教的に一派に拘束されることなく、既成キリスト教を以て其の立場とす。黨は我々の內外に於けるユダヤ的唯物論的精神を克服すると共に、我が國民の永遠の强化は左の原則により、專ら內部より達せらるべきことを確信す。公益は私益に優先するものとす。

二四、以上の諸原則遂行のために、我々は國家の强力なる中央權力の確立、國家全體に對する政治的

中央議會の無條件の權威と、其の一般的組織とを要求す。

國家に委任されたる範圍内の法規實施の目的を以てする身分階級會議、職能階級會議の創設を要求す。

黨指導者は以上の條項實施貫徹のため、必要あらば生命を捧げることを辭せず。

一九二〇年二月二十四日

ミュンヘン

第三章　ナチスの指導原理

ナチスは國民社會主義を指導原理とするものであるが、之を更に國民主義と社會主義とに分つて說明しよう。

第一節　國民主義

ナチスに於ける國民主義は民族主義とも云ふべきもので、嚴密に言へば民族的國家主義とでも名付くべきものであらう。

ナチス黨綱領に於て第一條から第四條まで民族に關するものが謳はれてゐるところから見ても、ナチスが民族を指導原理として如何に重要視してゐたかを伺ふことが出來る。

元來民族と云ふ言葉は極めて漠然として、如何に觀念すべきかは議論の分るゝところであるが、ナチスの綱領に依れば、民族とは血統を同じくするものと定義してゐる。ケルロイターは「民族とは血統及び種族から發生し、一定の領域に於けるその生活によつて特性を形成し、共通の文化に依つて生

成した運命共同體であり、その本質的表現を共通の言語(母話)に見出すものである」と述べてゐる。

またヒットラー總統は一九三七年五月一日の國民勞働記念日に於て民族に就て次の如く述べてゐる。

「我々が今日ドイツ民族共同體の祭を行ふに當り、何がこの民族に共通なものであるかと云ふ疑問が生ずる。血か？ 然り！ 併しながらそれは、この民族が屢々お互にその最上の血を以て相戰つたことを妨げなかつた。言語か？ 然り！ 併し同一の言語を話す人々が屢々數百年の間お互に理解し合はなかつたことを妨げなかつた。ではそれは我々の共通な經濟的利害であるか？ 經濟も亦、まさしくそのためにこそ最も激しい戰ひが行はれたことを否定できない。ではそれは我々の歷史であるか？ 我々はその歷史を知つてゐる！ それは絶へざる戰爭と骨肉の爭ひとの痛ましい物語りであつた。ではそれは共通の宗教であるか？ 否、こゝでも我々はお互に戰ひ爭つた。三十年の間、そのために我が民族は血で血を洗つたのである。それは又例へば共通の習俗とか云ふものでもない。否我々をこの共同體に導き、更に之を强制するものは何らか別のものである。民族同胞諸君よ！ それは即ち我々の共通の運命、何れもそれから逃れ得ないところの必然に共通な運命、この世界に於ける我々の生命の運命なのである。」

即ち民族の自然的共通概念をなすものは、種族、血統、土地の如きものであるが、これに文化的共

通性を持つ言語、風俗、習慣、宗教等を包含して民族とは一つの有機的生命を持つ運命共同體であると謂ふことが出來るのである。

ナチスに於ける民族の概念は共同體の概念と不可離の關係にある。ナチス革命の最高目的は民族共同體としての「不滅の獨逸」(Das ewige Deutschland)の建設であり、國民統一の確立である。ナチスの民族的見地にとつては、民族と國民とは、何等本質的に異る概念ではない。今日の用語としての國民の概念は、民族の對外政治活動を表現しようとするものである。即ち國民とは、他民族に對し、自分を政治的共同體として意識する民族のことである。

ナチスに於ては民族の共同體が國家を形成しなければならぬのである。併しながらこのような民族の政治的活動は、健全なる國民意識の涵養と覺醒によつてのみ行はれる。それは民族的な力の表示である。國家があつて後民族があるのではなくて、民族があつて後國家があるのでなければならぬ。ドイツ民族の中にナチスに依つて再び喚起されたような國民の政治的名譽感がそこから發展する。何となれば、民族的世界觀からして當然に、政治的生活形態としての國家ではなく、民族こそ、國民的名譽の本當の擔當者であることが明らかとなるからである。ヴェルサイユに依つて定められた國家概念を破壞し、民族的國家概念を規制せんとするのがナチスの民族主義の主張である。

民族共同體の國家觀は、從來の個人主義國家觀と鋭く對立する。即ちナチスは、その現實主義的立場から抽象的人間社會を認めず、從つて國際主義を一個の幻影として排斥し、生ける現實としての民族の基礎に立てられた國民主義を主張するがために、國家は謂ふまでもなく民族國家である。それは血に依つてつながれたる一切のドイツ國民を共同體の意識目的に統一せんとする汎ゲルマン國家でなければならない。

それ故にナチスの要求する民族國家は、最早個人主義的自由主義の契約國家でもなければマルクスの說く唯物的階級國家でもない。

個人主義に依れば、國家は個人の集積であり、個人の幸福を最上に實現せんがための團體に過ぎない。斯かる國家は恰も石造家屋と異るところはない。石造家屋にあつては、個々の石のみが唯一の現實であつて、其の家屋の外形は偶然の所産であり、其の石の積み方如何は家屋に取つて無關係であり如何に多くの石の機械的集積から成れるものであらうとも、それは依然として石造家屋たるに過ぎない。

然るにナチスの國家哲學に依れば、國家は家である。家は數多の個々的部分からの偶然的集積に非ずして、計畫的に綜合されたものである。即ち一定の計畫に從つて混沌から形成が生じ、無意味な大衆は有意義に結合された全體となり、各部分が有機的組織となつて、茲に始めて眞の國家が生ずると說くのである。

國家は同一の言語の下に於ける自由な人間の綜合ではなくして、有機的統一としての民族そのものが國家である。故に國家の最高の使命は人種の保存と向上とにあるとして、民族を國家の目的としてゐる。

ナチスの國家觀に於て茲に注意すべき點は、國家は單なる個人の集積と見ず、國家は個人の目的以外のより大きなる獨自の目的を持つと見るのであるが、而も國家そのものは目的ではなく、民族統一のための手段であると見ることである。實に國家はより高い人類文化創造の前提であるが、其の原因ではない。寧ろ其の原因は專ら文化創造力に富む人種の存在にあると云ふのである。

國家自體が文化を一定の高さまで高めるのではなくて、それを制約するのは國家の中に含まれた人種である。國家は目的に對する手段であり、その目的は精神的にも肉體的にも同一種族に屬する人間の共同體の維持と促進とにある。此の維持そのものの中に第一に種族的存在が含まれ、其の結果、此の人種の持つ一切の力が自由に發揮せしめられるのである。この故に民族國家の最高の目的は、優秀な人間を創造する文化的な、種族的要素の維持である。

斯かる見地に立つてナチスはアリヤン人を最高の文化民族と定め、この民族を統一することが國家の使命と述べてゐる。

ナチスがユダヤ人を排斥する根據は、民族共同體の原理に基き、ユダヤ人は民族主義の見地に立つて共同體精神を體得する資格なしと言ふのである。ドイツ民族が直面する共同體に對して、なんらの體驗を持たないのがユダヤ人である。共同體の體驗なきものは、共同體精神を把握することは出來ないものとして、ドイツの民族國家からユダヤ人を排斥しようとしてゐる。

第二節　社會主義

ナチスは上述の如く國民主義であると同時に、社會主義でもある。元來社會經濟の基本的な型は、之を個人主義的なものと社會主義的なものとに分ちうる。個人主義の社會に於ては經濟生活の責任を原則として個人が負ひ、社會主義の社會にありてはその責任を社會即ち國家が負ふのである。自由放任の個人主義經濟と、中央集權に依る計畫經濟とは兩者の極端を示すのである。而して個人主義型の社會を運用する精神は個人の自由從つて個人の創意にあり、社會主義型の社會にありては、全體の統制、個人への强制、個人の服從と云ふことに依つてそれが經營される。

そこでナチス經濟は何であるかと謂へば、それは身分的經濟乃至職能的經濟とでも謂はるゝものであり、自由放任を原則とする個人主義的なものでもなく、勿論ロシヤ的な中央集權的な拘束經濟でもない。一定の國家的統制の下に營まるゝ自由經濟である。而して國民各個の經濟生活の責任を誰が負ふかと謂へば、依然として個人が負ふのであつて、國家や社會が直接的に之を負ふのではない。原則的には自由主義的交易經濟がその基礎をなし、從つて又消費や勞働の選擇も自由であり、財產相續の自由も殘されてゐる。

マルキシズムに依れば、社會主義とは生產手段の私有を廢止することであるから、斯かる意味に於ては、ナチスは社會主義と云ふことは出來ないのである。何となれば、ナチスは不勞所得は容認しないけれども、私有財產の承認を明言してゐるからである。併しながら、それは社會主義の概念をマルキシズムに依つて解釋するからであつて、ドイツ社會主義はドイツにのみ固有なものであり、西歐思想たるマルキシズムと全く無關係なものと云ふのである。ゾムバルトの所謂ドイツ社會主義、スペングラーのプロイセンツムはドイツ國のみに固有なものであつて、マルクスの唯物論的階級思想や、英國の個人主義的自由思想とは根本的に區別されなければならぬとするのである。

即ちドイツ社會主義は、他國民に依つて模倣され得る如き一般的な社會主義や一般的な思想ではな

く、それはドイツ的本質から生じたものである。ナチスにとつては社會主義とはドイツ的なものであつて、ドイツ國民主義そのものが直ちにドイツ的な本來の社會主義なのである。シュペングラーが「我々ドイツ人は社會主義者である。他の民族は社會主義たることは絶對に不可能である」と云ふ言葉と完全に一致する。

シュペングラーに依れば、現代ヨーロッパ人種の間には、二大思想が鬪つてゐる。一はイギリス的人生觀即ちイギリス的本能としての海賊的精神から生じた思想であり、他はプロシャ的ドイツ的人生觀即ちプロシャ的本能としてのドイツ騎士的精神から發展したものである。前者は個人の幸福を要求するに反して後者は全體の幸福を目的とする。イギリス的人生觀にあつては、個人の自由が最も尊重され、全體即ち國家は完全に二次的役割しか與へられず、隨つてイギリスでは久しく兵役義務もなかつた。之に反してプロシャ的人生觀にあつて最も重要なものは、全體即ち國家であつて、個人は此の全體の爲に存在するのである。存在するものは我でなくて、我々のみであり、各人は此の共同感に基いて存存することが出來るのである。ウイルヘルム一世や、フリードリッヒ大王は此の思想に基いてプロシャ國家を建設したのであるが、イギリスは之に反して、國家の代りに、國家と秩序とに反する自己保存の爲の顧慮なき鬪爭を念願とする個人主義制度を打立てた。このイギリスとプロシャとの人生觀の相違の原因は、前者に於ては島嶼を以て國家を形成せる爲に國家としての全體觀念が忘却されてゐたに反して、後者は自然的境界を缺き、國民全體の鞏固な團結を以てせざれば、周圍の外敵を防ぐことが出來なかつた爲であらう。

斯くの如く相對立する二つの人生觀から、更に二つの相異つた人間的秩序が生ずる。即ちイギリスにあつては、富の上に、貧富の差の上に建てられた秩序が生じ、プロシャに於ては、權威即ち命令と服從との關係を基礎とする秩序が生じた。それ故にイギリスにあつては人間を評價する第一の規準は彼の貧富如何にあり、プロシャのドイツにあつては、全體の間で占める地位如何にある。例へば勞働者のストライキを見るに、イギリスに於ては賃金の多少がその原因となるが、ドイツに於ては勞働者と雇主との世界觀の相違、物質に非すして權威の問題がその原因となつたのである。

イギリスに於て最高の經濟法則たる自由貿易は海賊的經濟であるが、プロシャ的な經濟法則は國家的統制でなければならない。それ故に國民經濟全體から云へば、商業は第一次的地位から從屬的地位に移されねばならない。シュペングラーはイギリスとドイツとの差を斯くの如く觀察してマルクス主張する社會主義の對象となるものは、イギリス型の資本主義のみであつて、超個人的見地から出發せる經濟統制のプロシャ的思想はマルクスの批判の對象たり得ないものと述べてゐる。

マルクスの社會主義は、イギリス商業民族の狀態から描出されたものであつて、そこには絶えず掠奪者と被掠奪者とが存在し、勝利者と敗慘者とが生れ、資本家と勞働者との對立が生ずるのであるが之はプロシヤ的國家思想には當て嵌めることは困難である。イギリス的工業奴隷制度の事實から更にイギリス的海賊思想から、マルクスが社會主義を以て、被掠奪者たる勞働者の目的乃至武器と看做したことは、一應納得すべきことではあるが、ドイツに於ては之は全然問題とならない。ドイツに於ては民族であり、國家が第一義的に置かれるために、國家間に搾取者と被搾取者との二階級が存在する筈はない。個人はすべて全體たる國家の部分として結合されたる有機的細胞があつて、個人を國家と分離したる物質的存在と見ることは出來ないのである。

即ち社會主義はマルクス的な概念でなく、ドイツ的なものに依つて始めて眞の社會主義を見出すことが出來ると云ふのである。

社會主義が唯物的なものでなく精神的なものであり、個人的なものでなく普遍的なものであるのは、社會主義が國民主義と結合してゐるからである。

第三節　ナチスの特異性

ナチスに依れば、マルクス的社會主義、即ち階級鬪爭論、唯物主義、民主々義をドイツの民族精神に非ずして、他民族殊にユダヤ人の思想であるとして排擊した。即ちナチスに依れば、これらの思想は、國家を有せざるユダヤ民族が他民族の有する國家機構を弱體化し、やがては崩壞に導かんとする計畫的實踐的理論であるとした。かくて非ドイツ的、非國家的、他民族思想の代りに、かれらの所謂ドイツ的、國家的、民族的思想が之に代り、國家政策も亦國民共同體的なものに一轉するに及んで、弛緩し切つてゐた國民の責任觀念が再び燃へ始めて、今や國民精神が極度に緊張するに至つたのである。今ナチスに依る思想的轉換の過程を要約し、國民社會主義の本質を究明することにしやう。

第一に過去に於ける社會民主々義的な階級國家論が民族國家論に置き代へられ、勞資の階級鬪爭が淸算せられて企業共同體が出現することとなつた。ナチスに依れば國家を以て所有階級のための搾取の機關となすが如きは、唯物的なユダヤ思想であり、且つ又それは一つの個人主義社會觀に過ぎない。階級國家觀は抑も國家の本質を把握してゐない。國家の本質は個人のためとか、特定階級の利益の擁護にあるのではなく、實に人類の種族的存在を保持するにある。ヒットラーも述べた如く「神の攝理

は地上に於ける民族を不斷に闘はしめて優秀なるものを殘してゆくのであるが」、その民族は國家機構に依つて始めてその闘爭に堪へ、自己を保存し發展せしめてゆくのである。國家の内部に於て、國民が階級と階級とに分れて鎬を削るが如きは、まさに國家の自壞作用に外ならぬ。苟もドイツ國民が自滅から免れんとするならば須らく奮起し、民族の團結に依り國民各個の精神的、肉體的、物質的向上を圖らねばならぬ。國民の一人々々が國民共同體の成員たる自覺に基いて全體のために最大の寄與をなすときに始めてドイツ國民の興隆が約束せられる。國家の中に於て總ての個人が平等であると云ふが如き擬制は認めない。社會に順位等級がある如く、指導と服從の關係に依りて始めて秩序が維持される。各人が共同體の目的を實現せんがために、自己の地位と職務とを全ふすることが當然の義務である。この義務を果す責任觀なきものは共同體の構成員たる基本的資格を缺くものであり、共同體から驅逐せらるべきものである。

國民共同體の理論は更に企業共同體の理論となり、勞資關係の指導原理としては、經營者と勞働者とが相互の責任に於て自己の職分を全ふすると云ふ新たなる見解を打樹てたのである。經營者と勞働者とは何れを缺くとも企業は成立しない。この兩者の必然的關係を、恰も利害相反する敵の如く設けるは、個人主義的、唯物的な見方であり、ユダヤ人の破壞思想に外ならない。實に企業は利害を共にする經營者と從屬者との共同體である。職能の差異はあれども、職能や身分に何等の社會的優劣があるのではない。經營者も從屬者も企業の存續發展の爲に努力し、經營者は從者の福利を圖り、從屬者は經營者に對して忠實の義務を負ふ。斯様な組織と精神とは產業人の責任觀念を振起したことは當然であるが、それがナチスの勞働觀に依りて一層强化せしめられてゐる。即ち個人が國民共同體に貢獻寄與しうるのは、勞働を通じて始めて可能であるからである。神は凡ての人に勞働力を與へてゐる。勞働に依りて人は凡ての國家に奉仕しうる。勞働は國家に對する義務であると同時に權利である。勞働に上下の差異のないのは、勞働が單に個人の利益のためになされるのでなくて、共同體たる國家利益のためになされるからである。國家に對する最も大きなる奉仕をなしうる人が、共同體に於て最も價値の大なる構成員となるのである。勞働に依る貢獻のなきものは共同體に於て價値少きものであり、共同體の成立として資格を有しない。

斯かる勞働觀が國民共同體や企業共同體の觀念と結びついて、彌が上にも國民の自己責任の精神を高揚せしめてゐる。

第二に注意すべき點は唯物主義が精神主義に變つたことである。既に述べた如く唯物主義的見解をとる場合には、現代社會の一切の害惡は資本主義經濟機構の罪であるとし、この制度を改革すること

が先決問題となり、個人の責任、人間の精神的創造の努力は無視せらるゝことゝなるのである。ナチスはこの物質に囚はれたる見解を排撃し、物質に對する人間の畏怖、無氣力を根本的に打破しようとした。即ちかゝる唯物思想はユダヤ人の思想であつて、ゲルマン人の思想ではない。ゲルマン人は最も精神的創造に富み、物質に對して不斷の鬪爭を續けてきた國民である。ドイツ民族が、その精神を物質的な觀點から解放して、創造的な固有の民族精神に還る時にドイツ民族は再び勃興するのである。ドイツ民族は神の授けた本質や能力を發揮せねばならぬ。

斯様な理論が國民の精神的自覺と自負を高めてゆくのは云ふまでもない。かくて外形的なものに責任を轉嫁して自己の責任を忘れようとしてゐた過去の惡弊は一掃され、再び自己の精神的內的なものに反省が齎らされ、國民精神が强調され、曾ては阿片に迄格下げされた宗教が再び國民運動の陰から炬火を捧げるに至つた。ヒットラーが「人間はより高き理想に仕へるために生きてゐるのみならず、又此のより高き諸々の理想なるものは遂に人間としてのその存在の前提を與へるものである。」「黃金は今日人間生活の君主となつてゐるが、從來人間は再びより高き神々の前に低頭するに至るであらう。」「人は物質的享樂のためにのみ生くるものに非ずと云ふことを高く掲ぐることは我々の運動の大きな任務である」と叫んでゐるのを見てもナチスの運動が如何に精神主義を高揚してゐるかを知ることが出來るし、且つナチスの社會主義が物質的なものに非ざることを理解することが出來る。唯物主義は自然主義であり物質主義であり、因果と必然の關係に依つて人間を釘付けにするものであるが、精神主義は意志主義であり、目的主義であり、無限の自由主義である。民族に創造性が缺けてゐればその國家が沒落してゆくことは當然であり、ドイツ民族は民族のために奮起せざるを得ずとヒットラーが叫んだことは、益々國民に愛國心を鼓吹し、自己責任の觀念を高揚せしめたのである。

第三にナチスは民主々義を排撃し、指導者原理を以つて、責任觀念の高揚を圖つた。民主々義は多數決主義であり、凡庸主義であつて、あらゆる人がその全能力と全責任を發揮する政治原理ではない。ナチスに依れば、一國の文化發展は決して多數の凡庸の徒に依りてなさるゝに非ずして優秀なる少數の精神的、肉體的能力によりてなされるのである。尊重すべきは個人の能力であり、價値である。民主々義の名の下に多數の優値が過大に評價され個人の價値が過少に評價されて來た。優秀なる民族が劣等民族を支配することの當然なると同樣に、優秀なる能力ある個人が他の凡庸を指導するのは當然であるとなすのである。民主々義は優秀なる個人の能力を發揮せしめずして、多數の支配する所となれるが故に、その制度は徒らに膨大となり形式化し官僚化し責任は回避せられ能率は上らなくなる。社會が優秀なる個人に指導せられ、個人が全責任を以て事に當り、人々が體系づ

けられたる一定の秩序の下に各々その職分を忠實に守ると云ふ組織に於て始めて、その社會は緊張し進歩するのである。

民族内の最も優秀なる人物に、その國家の指導に當らしめねばならぬと云ふのが所謂指導者原理である。指導者原理は今日單に國家の中央政治のみならず、地方政治を始めあらゆる行政部門に適用され、最も注意すべきは、企業共同體に於てこの原理が遺憾なく發揮されてゐる。指導者原理に於ては指導者それ自體の責任觀念の大なるを要するは勿論、又その指導者に指導せらるゝ人々が指導者から課せらるゝ職分に就て大なる責任を負はされる。彼等はこの點に於て絶對の服從を要請せられ、之を回避し或は忽にすることを許されぬ。加之この原理は個人の價値を高く評價するによりて人々に英雄的氣分を抱かしめ、自分の能力の最大限を發揮せんとする努力と緊張を促がす。凡そこれらの諸事情が民主々義時代に於ける惡弊を一掃し、責任觀を振起するに至つたのである。

以上我々はナチスの指導原理を探究し、過去の社會民主々義時代に於ける思想がナチス政策に依つて如何に展開したかを見たのであるが、之を要するにナチスの目標とするところは民族共同體の建設である。國民社會主義の内容をなす、理想主義、精神主義、能力主義、貴族主義、更に指導者原理、職能原理はすべてこの民族共同體の建設を理論づけるものであり、ドイツの政治、經濟、社會を更生せしむる根本原理となるのである。

ナチスがイギリス的個人主義乃至ユダヤ的唯物主義に對抗して、民族的、國家的且精神的共同體を建設せんとしたことは、その思想の内容が如何ともあれ二十世紀に於ける全く新たなる試みである。而もマルキシズムに於ける如く單なる理論や空想でなく、現實に一歩々々建設してゆくところにナチス理論の强靱性を發見するのである。

第四章　ナチスの國家組織

第一節　國家組織の變革

ナチスが一九三三年一月三十日政權を掌握し、同三月五日總選擧によつて議會の基礎を確立するや否や、ヒットラー政府は三月二十一日よりポツダムに特別議會を召集し、政府の獨裁權の合法的組織を確立した。これが所謂「授權法」Ermächtigungsgesetz 又は「國民及國家の艱難を除去するための法律」Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich, と呼ばれるもので、この法律に依つてドイツ新國家の憲法が一變されたのである。この法律の外にも憲法規定を變更する如き法律が左の如く續々と發布された。

一、一九三三年七月十四日の國民投票法
二、同十二月一日の黨と國家の一體を保護するための法律
三、一九三四年一月三十日のライヒ新構成法
四、同八月一日ドイツライヒ元首に關する法律

五、一九三五年一月三十日のライヒ代官法
六、同一月三十日のドイツ市町村制
七、同三月十六日の國防軍構成法
八、同九月十五日のニュルンベルグ法、即ち國旗法、公民法、ドイツの血とドイツの名譽との保護のための法律
九、一九三七年一月二十六日のドイツ官吏法

これらの法律に依つて古い國家組織が排除せられ、民族的國家的必要の中から憲法が有機的に生成したのである。

一九三三年一月三十日の授權法は、ヒットラー政府が法律に代るべき命令を發布し得ることを認めるための法律であり、これら法律の基礎をなすものである。

第一條　ドイツ國ノ法律ハ、憲法ニ於テ豫定シタル手續ニ依ルノ外、ドイツ國政府ニ依リテモ亦議決セラルヽコトヲ得。ドイツ國憲法第八五條第二項（豫算協贊權）及第八七條（國債募集）ニ特定セラレタル法律ニ付テモ亦同ジ。

第二條　ドイツ國政府ニ依リテ議決セラレタル法律ハ、ドイツ國議會及ドイツ國參議院ノ制度其レ

自體ヲ其ノ對象ト爲サザル限リ、ドイツ國憲法ニ牴觸スル定メヲ爲スコトヲ得。ドイツ大統領ノ權利ハ之ガ爲ニ妨ゲラルルコトナシ。

第三條　ドイツ國政府ニ依リテ議決セラレタルドイツ國法律ハ、ドイツ國宰相之ヲ編成シ、官報ヲ以テ之ヲ公布ス。右法律ハ別段ノ定メナキ限リ、公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。ドイツ國憲法第六八條乃至第七七條（立法手續）ノ規定ハドイツ國政府ノ議決スル法律ニ對シテハ其ノ適用ナシ。

第四條　ドイツ國ノ立法事項ニ關スルドイツ國ノ外國トノ條約ハ立法ニ參與スル機關ノ同意ヲ必要トセズ。ドイツ國政府ハ之等ノ條約ノ執行ニ必要ナル規定ヲ制定ス。

第五條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。本法ハ一九三七年四月一日ヲ以テ其ノ効力ヲ失フ。本法ハ又現在ノドイツ國政府ガ他ノ政府ニ依リテ交迭セラレタル時ハ其ノ効力ヲ失フ。

條文に見る如く、右授權法は一九三七年を以て滿了することとなつてゐたのであるが、更に四ヶ年延期し一九四一年四月一日迄有効となつた。

第二節　總統及宰相の地位

ワイマール憲法に依ればドイツ大統領の政治的權限としては、全國防軍に對する統帥權、國會解散權、及公安秩序維持のための手段をとる權であつた。即ちドイツ大統領は共和政的元首、言換ればドイツ共和國の、最高の對內的及對外的代表機關であつた。

殊に宰相の地位が議會政治の旋渦に捲き込まれ、益々權威を失ふに及んで大統領の意義は益々增大した。就中ヒンデンブルグ元帥は世界大戰の處理に當り國民の信望を一身に集め政黨政派を超越してドイツ國民に對する最高の指導者であつたのである。

ヒットラーが政權を掌握し、授權法を發布して以來、宰相の地位は確立され、議會に依つて制肘されることはなく、實際の獨裁は大統領より宰相に移つたのである。

この時更に一九三四年八月一日の元首法に依つて、獨裁者たる宰相ヒットラーはヒンデンブルグの薨去（八月二日薨去）に依つて大統領の地位を取得するに至つた。

第一條　ドイツ國大統領ノ官職ハドイツ國宰相ノ官職ニ結合セラル。從ツテ從來ノドイツ國大統領ノ權限ハ「總統兼ドイツ國宰相」タルアドルフ・ヒットラーニ移行ス。彼ハ其ノ代理ヲ定ム。

第二條　本法ハドイツ國大統領フォン・ヒンデンブルグノ薨去ノ瞬間ヨリ其ノ効力ヲ有ス。

かくて大統領と云ふ名稱はヒンデンブルグに捧げられ、ヒットラーは總統と云ふ名稱を以て大統領の官職につくことになつたのである。

第三節　宰相と政府の地位

ビスマルク憲法に於ては、ライヒ宰相が憲法的に唯一のライヒ大臣であつた。會議制の政府はビスマルク憲法には認められなかつた。又國會に對する宰相の責任も明確には存しなかつた。宰相は國會の參與を要せず皇帝から任免された。

然るにワイマール憲法ではライヒ宰相の地位及全ライヒ政府の議會化を實施した。即宰相及大臣はその職務執行のため國會の信任を要した。

一九三三年にヒットラーが宰相の地位に任命された時には、元首たるヒンデンブルグが存在したのみで、これは翌年八月二日ヒンデンブルグの薨去に依つてその地位がヒットラーに讓られ、ヒットラーはドイツ國家に於ける確固たる政治的指導の基礎を築いたのである。

總統は政府と共に今日では單に最高の國家的立法者であるのみならず、獨立の命令を發し、又個々の行政處置を指令し、而して行政の全領域に於て何時にても問題を決議するの憲法上の權能をも持つのである。

宰相の地位の本質的變化は政府の地位をも根本的に變化せしめた。宰相に對する事務範圍及事務執行の獨立性はもはや存しない。他方に於て大臣は宰相の單なる補助者ではなく、その責任ある助言者且協力者であり、この意味に於て下級指導者である。彼等は宰相に對し、自己の管掌事項の指導に關する責任を負ひ、而して宰相から、その事務執行に對する一般的乃至個別的場合の拘束的指令を與へられ得る。

斯くて政府は總統の最高顧問府である。從つてその審議には形式的に唯大臣のみを召集するのではなく、同時に一聯の國務長官と並んで、その職務に關係のある時は、他の重要な下級指導者、例へば警察長官、勞働戰線指導者外地組織長官等も之に參加せしめられる。

議會制度の廢止は、大臣を國會に對する責任からは解除したが、その代り總統に對する責任は之を强化した。たゞ大臣の責任及拘束は總統に對してのみ妥當するので、若し總統が特別の指令を與へざる限り、諸大臣は彼等相互間に於ても黨の指導に對しても獨立である。

總統の統治行爲に對する關係大臣の副署は議會制度のみから生ずるワイマール憲法に於けるものと全く意味が異ることとなつた。即ち今日では副署と云ふことはもはや問題にはなり得ず、唯總統の責任ある協力者としての關係大臣による共署が問題になるだけである。この共署によりその管掌事項に關する指導の行爲に就ての大臣の獨自の責任が表現されるのである。

第四節　ナチス黨と國家

ナチス革命に依つてナチス黨は、當時の國家機構に反對の凡ゆる民族的な力の指導權を握つた。ヒットラーの政權獲得後、黨と國家の關係は根本的變化を受けねばならなかつた。何となれば、このドイツ國家は今やナチス黨の國家となつたからである。從つて黨の國家觀も亦變化せざるを得なかつたのである。權力獲得のための黨の鬪爭時代には、黨は國家を唯當時の權力者達が民族運動抑壓のために用ひた手段としか看做し得なかつたのであるが、今日ではナチス國家は第三帝國であり、即ちナチス運動がドイツ民族の具體的な生活形體となつて現はれたのである。この帝國の中に黨は編入せられたわけである。ナチスの世界觀に依つて帝國を指導してゆくのである。

これが「黨が國家に命令する」と云ふ意味である。ニュルンベルグの一九三四年の黨大會に於てフューラーに依り齎らされた說述は、「國家が我々に命令するのではなく、我々が國家に命令する」のだと云ふことであつた。ナチス黨が若い世代の人々の政治教育を一手に收めてゐるのも、ナチス黨がこの世界觀に就て國家に對し責任を負ふと云ふことである。

ナチスの觀念に依れば、國家は民族の政治的及國法的生活形態である。黨も亦その中に編入されねばならぬ。黨が國家に編入された後は、國家は單なる官廳組織以上のものである。寧ろ國家に全ナチス運動も屬するのである。

黨は國家に對して最高一般的な指導を與へるために、絶へず教育活動に依り國家のため必要なる指導者を養成しなければならぬ。

そこで黨と國家の任務領域を確定するならば、國家の任務は、歷史的に生存し且發展せる國家的組織の行政を、法律の埒內に於て、法律に依つて續行することであり、黨の任務は、永久の細胞を建設するために黨の內部組織を構成し、全民族を教育し、指導者と被指導者とに分つて國家組織に配置することである。黨と國家が相互に權限の尊敬と遵守をなすは云ふ迄もないことである。

一九三三年十二月一日の法律は黨と國家との一體を保障するもので、ナチス國家の主要なる根本法である。同法第一條は、「ナチス革命の勝利後は、ナチス黨はドイツ國家思想の擔ひ手であり、國家と不可離的に綜合してゐる」と云ふ言葉で說いてゐる。

ナチス黨はこの法律に依つて公法上の團體となつたのであるが、黨は他の團體の如く法律の埒內に編入せられるのではなくて、その政治的獨自性は之を保持するのである。

この意味に於て、ナチス黨はドイツ指導者國家に於ける公法上の團體の中の、第一のそして最も重

要なものである。黨なくしてはこの國家は全く考へられない。

斯の如き黨と國家の國防上の結合は、先づ總統の一身に歸屬する。更にその上にレーム叛逆事件の後に行はれた一九三四年七月三日改正により、「黨の事務所と公けの官廳との最も密接なる協同の保障のために、總統の代理者を政府の閣員に任ずることとなつた。」總統の代理者の幕僚には、ドイツ指導者國家の建設のための極めて重要な一聯の任務が指定されてゐる。例へば大學のナチス精神に依る指導の如きものである。この他外務省に於ける外地組織長官の如く、ナチス運動の指導的人物が同時に國家の指導的地位を身につけ、或は國家建設に於て共に活動するのであるから、黨と國家との結合は益々密接なものとなつてくる。

第五節　政府と議會

個人主義、自由主義への反動として起つたナチスは、國家の政治形態に於ても、民主々義に對して貴族主義、議會制度に對して指導者の思想を對立せしめる。

ヒットラーに依れば、國家の權威は議會に於ける討論に基礎を置くべきではなく、爲政者の誤らざる行爲に對する一般の信頼に基かねばならない。更に此の信頼は政府の正義と公平、並に一般の道德觀との一致に對する不動の確信の結果である。統治制度は決して權力による壓迫によつて永久に維持されるものではなく、國民の利益を代表し、促進しつゝあるとの信仰によつてのみ維持されるのである。然るに民主々義の上に立つ議會制度は、國家の重要事項を無責任な多數に依つて專恣に決定し、實際には何ら國民全體の利益を代表しない。議會制度の下にあつては政府は事實上議會の同意を得ざれば一投足も下し得ず、從つて最後的決定權は常に政府に非ずして、議會に存在するが故に、政府は何物に對しても究極の責任をとらない。

「又民主々義に依つて選ばれた國民代表者の內部關係は、分裂的で絕へず抗爭を續けてゐる。何となればこれら國民の選良は、其の知識道德に於てすら選良だとは云ひ難いからである。平凡な選擧民の投票から多數の優秀な政治家の出現は望まれない。普通選擧から天才を產み出さんとする程愚かな考へはあるまい。國民の中に眞の政治家が多數同時に現われる場合は極めて稀であり、且つ大衆は特異な天才に對して本能的憎惡を向けるからである。選擧に依つて偉大な人格が選ばれる前に、大衆は既に其の途を誤つてゐるのである」ヒットラーは所謂議會制度を斯くの如く痛罵し、一九三三年三月二十四日の授權法に依つて、政府の獨裁權の合法的組織を確立し、法律に代るべき命令を發布し得る權能を獲得したのである。

それ故にナチス國家に於ては、通常の立法形式は政府に依る法律を根本原理とすることとなり、國會は從來とは全く異なるものと化したのである。ワイマール憲法では國會と並んで參議院、大統領があり、更に國民も亦立法手續の中に參與することとなつてゐたのであるが、ナチス革命に依つて斯樣な複雜性はなく、重要な權能は凡て政府に移され、總統の意思に依つて法律が改變きるゝこととなつたのである。

第六節　聯邦國家より單一國家へ

ナチス革命に依つてドイツ國家は一八七一年以來漸く國家的統一を完成することが出來たのである。ビスマルクの國家統一は謂はば精神的統一とも云ふべきものであつて、國內の各支邦は夫々獨立國家性の本質を具へてゐたのである。ワイマール憲法に於ても尙支邦の獨立性は多くの點に於て認められてゐた。

即ちビスマルクの帝國に於ける支邦は、貴族政的に統治されたハンザ諸都市を除き凡て君主政であつた。各支邦は歷史的發展からして獨自の國家的個性を持つてゐた。支邦に於ける政治的意思決定への參與は、唯各自の國家所屬員にのみ認められた。唯軍隊のみがライヒに屬し、官吏、警察權、司法權等凡て各支邦に屬し、ライヒが邦の寄食者の如きもので、必要に應じて支邦の分擔金を受けて國家の運營をなすと云ふ狀態であつた。議會制度は云ふまでもなく各支邦の獨立機關であつた。

ワイマール憲法に於ては、各支邦は獨立國家性を維持するや否やは絕へず論爭の中心となつたのであるが、各支邦が民主々義的選擧制度を有し、固有の行政機構と固有の警察高權を持つてゐたので、未だライヒの完全なる統一には到達しなかつた。ワイマール憲法に於ては、ライヒと支邦との間に絕へず紛爭が生じ、國家の脆弱性を暴露することが屢々であつた。

然るにナチス運動に依つて遂行せられた革命は、ビスマルク帝國及びワイマール中間國家のそれとは根本的に異る新らしい國家思想の出現を促した。ヒツトラーに依れば、ナチス運動の政治的使命は君主政の樹立や共和政の確立にあるのではなく、ゲルマン國家の創成にあるのである。ナチス黨綱領二十五條に示す如く、一つの强大なライヒ中央集權の形成、全ライヒ及びその組織一般に對する政治的中央議會の無條件の權威を要請するのである。

ナチス世界觀の民族的な根本的立場からして既に、ナチス運動はその政治的勝利の後には、聯那國家的限界を超克しなければならぬことが明かであつた。「ナチスは原則として全ドイツ國民に、從來の聯邦國家的限界を顧慮することなく、その原理を强制し、そしてその思想に依つて教育する權利を

要求しなければならぬ。――ナチスの教義は、個々の聯邦國家の政治的利益の下婢ではなくして、ドイツ國民の主人とならねばならぬ。」（ヒットラーわが闘爭）

この言葉は明らかに、ナチス世界觀が、最近六十年間にドイツに發展したやうな聯邦國家概念に對し、政治的に最早何等の存在餘地も與へないことを示してゐる。ナチス運動にとつては、全ドイツ民族の政治的統一の完成と言ふことが唯一の目標である。支邦の問題は、有意義な行政統一の形成の問題に歸着する。

ヒットラーは一度政權を掌握するや、賦與された獨裁權に依つて、ドイツ國家組織の民族主義的統一化を先づ遂行した。それは聯邦制度を單一國家に向つて改變する政策である。そのための第一の方策が一九三三年三月三十一日の「均制法」Gleichschaltungsgesetz である。この法律はライヒの議會と支邦の議會とを均制統一するもので、ナチス革命後地方議會はライヒの議會に倣つて行動すべき趣旨の法律である。即ち國會の解散は當然に支邦議會の解散を伴ひ、兩者の總選擧が同じ投票に依つて遂行せられる。

但しこの支邦議會に關する均制法の規定は、一九三四年一月三十日の國家改造法によつて、全く無效に歸し、その結果支邦議會がすべて廢止されてしまつた。

國家改造法 Gesetz über den Neubau des Reichs は、ナチス政權獲得一周年の記念日に當り、過去一ケ年の間になされてきたドイツ國家のナチス的改革の基礎をなす最も重要な法律である。之に依つてドイツ國は一八七一年以來の現在のドイツ國家組織の基礎をなしたものであつて、聯邦制度を廢し、更に溯れば第十七世紀以來のドイツ國家の統一化を達成して、始めて單一國家となつた。故にこの法律は次の前文を附してゐる。

「一九三三年十一月十二日ノ國民票決及ドイツ國議會ノ選擧ハ、ドイツ國民ガ一切ノ內政上ノ境界及相剋ヲ解消シ、極メテ緊密ナル國內統一ヲ齎シタルコトヲ證明シタリ。依テドイツ國議會ハ左ノ法律ヲ議決シタリ。……」

この法律は勿論ワイマール憲法修正の手續に依つて確認されたもので、ヒットラーの獨斷に依るものではなかつたのである。

その內容は次の六ケ條から成る。

第一條　各邦ノ國民代表機關ハ之ヲ廢止ス。

第二條　各邦ノ高權ハドイツ國ニ移讓ス。各邦政府ハドイツ國政府ニ隷屬ス。

第三條　ドイツ國代官ハドイツ國內務大臣ノ職務上ノ監督ニ服ス。

第四條　ドイツ國政府ハ新憲法ヲ制定スルコトヲ得。

第五條　ドイツ國内務大臣ニ此ノ法律ノ執行ニ必要ナル法規命令及行政規則ヲ發ス。

第六條　本法ハ公布ノ日ヨリ其ノ效力ヲ生ズ。

右の法律と相並んで、一九三四年二月十四日の法律に依り、ドイツ國參議院が廢止さるゝこととなつた。參議院は各邦を代表して、ライヒの立法及行政に參畫するために設置せられてゐたのであつて聯邦制度を前提とする機關であつたから、それは聯邦制度の撤廢と共に當然廢止せらるべきものである。同樣の趣旨に依り司法權の統一も行はれた。

支邦政治が獨立性を失ひ、中央集權に統一された結果、茲に代官制度が設置され、代官は總統兼宰相の代理として、地方管轄區に於ける行政を執行することとなつた。一九三三年四月七日の第一代官法及一九三五年一月三十日の第二代官法に依つて、この制度が確立された。

代官は縣知事又は總督に類すべきものであり、現在プロシヤを除く各地方に十一名を配置してゐる。プロシヤは宰相ヒットラーに直屬してゐる。

更に一九三五年一月三十日にはドイツ市町村制に法律を公布し、重大なる地方自治制の改革が遂行せられた。この改革に依つてその自治權は甚しく意義を變じたのであるが、その變化は決して市町村の公民權や自治的立法權を喪失することなしに、單に市町村議會及びその選擧制度を廢止し、之に代ふるに官選公吏及び諮問會議を新設したことが主眼である。

第五章　勞働組織（勞働戰線）

第一節　勞働戰線成立前の勞働運動界

一九三二年、三三年は大戰に依る革命後、新憲法に依つて建設されたドイツ共和國の全面的崩壞及びその焦土の中からナチス政權が新興獨逸を築き上げる地步を確立し、單にドイツ一國のみならず、全世界に亙つて一大波瀾を惹起せんとした記憶すべき年である。

三三年の三月四日には大統領選擧あり、七月には國會總選擧あり、ヒットラー及びそのナチス黨は急激に勢力の增强を誇示した。社會民主黨、共產黨に對する鬪爭は日を追ふて苛酷となり、三三年一月三十日未だ聯合內閣ではあつたが、愈々アドルフ・ヒットラーを首班とするナチス政權が樹立されるに至るや、ナチス以外の諸團體に對する彈壓の峻嚴さは申すに及ばず、流血の慘事すらも議會の內外に於いて頻繁に繰返へされて來た。

然るに二月二十七日の國會放火事件惹起されるや、これが契機となつてヒットラー政府の高壓政策は決定的となつた。即ち、個人の自由、言論の自由、信書の祕密、集會結社の權利等の憲法の保障を

停止し、多數の勞働者團體幹部を收監し、共產黨事務所を閉鎖し、尙かねて標榜せるナチス黨治の單一國家樹立に向つて邁進すべく、政黨その他の民間諸團體の淸算が開始された。

次いで十一月擧行された、ヒットラー就任以來の施政方針を輿論に問ふべき國民投票と國會の改選に於て壓倒的多數を獲得し、こゝに愈々ナチスの天下は公然として認められることとなつた。

このナチス・ドイツ出現過程に於ける勞働界の情勢は如何であつたか。勞働界に於ける全體主義の所謂世界觀的變革こそ、ナチス國民革命を決定的ならしめた基盤である。そこにまた國民組織の枠內に於ける勞働組織の重要性及び勞働組織改革の一個の典型を見るであらう。

偖、由來ドイツ勞働運動は、各國に於けると同樣社會民主々義を信條とし、理論的また實踐的に最も典型的な發達を示してゐた。勞働組合を背景とする社會民主黨は革命以來政權に參加し、ヴエルサイユ平和條約の締結を初めとして、賠償問題その他の當事者として國政の一切を擔當してゐたのである。ナチスの擡頭は此等の既存勢力と相對立することになり、殊にマルクシズム系統に屬する勞働者團體との正面衝突は避くべからざる勢ひとなつた。ヒットラーの政權獲得の際は、全國の勞働運動に對して一大彈壓の鐵鎚の下さるべきことが豫想され、事態は重々しい空氣の中に進められた。

社會民主黨系のドイツ勞働組合同盟（A・D・G・B）は三一年九月フォン・パーペン內閣當時、會長ライ

バルトは全國勞働組合幹部に對して、『全勞働階級の共同戰線こそ……現下の歷史的必然なり』と檄し三二年一月には總同盟ではキリスト教勞働組合本部たるドイツ勞働組合同盟（D・G・B）及び協調組合官公吏組合等と聯合して、ヒンデンブルグ大統領に對して、『社會的には反動的であり、勞働階級に對しては敵意ある如き政府を任命する時、ドイツ勞働者全體に對しての挑戰と感ずべきことを指摘するを義務と認める。勞働組合は、大統領閣下が、クーデターを勃發せしむる如き凡ゆる地下工作的陰謀には斷然反對し、且危機の立憲的解決を主張するものと信ずる』と上申するところあつた。社會民主黨も同月中央委員、執行委員、黨代議士等及び總同盟、俸給勞働者組合等よりも參加して、黨首ブライトシャイードを議長として、ヒットラー內閣成立後の對策を考究し、宣言書の發表をなした。

斯樣に、ヒットラー政權に對する絕對反對の態度は、社會民主黨系の勞働團體に限らず、前記の如くキリスト教勞働組合その他の政治的に中立の團體に於ても同樣であつた。ところが三月國會總選擧の結果、ナチス黨が大捷を博するや、彼等の態度は一變した。即ち、同月總同盟執行委員會は宣言書を發表し、『勞働組合は、直接國家の政策を左右せんとするものではない。……眞の勞働組合は、その組合員の任意的團結を基礎とすべきもので、それは雇主に對しても、又政黨に對しても、獨立自主でなければならない』と勞働組合運動の非政治主義を宣言し、ナチスに對する大讓步を示した。

社會民主黨も國會放火事件後黨員の逮捕收監されしもの、國外に亡命したもの相繼いだが、四月ベルリン國會議事堂の一部で全國代議員年次大會をヒットラー派の彈壓を冒して、必死の覺悟で開催しオット・ヴェルスその他約三十名が交々起つて意見を述べ、社會民主々義のために最後の擁護の辯を振ひ、『社會民主黨の任務は、從來も又將來も社會主義と勞働階級とに奉仕するによる。……黨はその原則に對する確乎たる遵奉とそれを實行すべき可能なる合法的方法の利用とによりて全國民及び社會主義に奉仕するものである。』と決議した。

然るに五月一日ヒットラーが今までのメーデーに代へるに國民勞働祭を擧行したが、この五月一日を以てドイツ勞働運動界は急轉直下百八十度廻轉してしまつた。總同盟は三月その反政府的態度を清算し、非政治的方針を聲明したが、この國民勞働祭にも加盟組合員をしてこれに參加せしむることを勸誘してまで、次に來る彈壓を回避すべき方策を講じてゐたのであるが、その翌二日ヒットラーの指令により、その後ドイツ勞働戰線指導者となつたロベルト・ライ博士の指揮の下に全獨逸を通じて全ての勞働團體の事務所及建物が一齊に警官及び突擊隊の占據するところとなり、ライバルト、グラスマン、ヴイッセル等の最高幹部約五十名は逮捕された。同夜政府は、勞働組合の占有官沒は勞働階級の利益を目的としたもので、勞働組合幹部の墮落瀆職と組合資金の外國搬出の證據歷然たる結果、この

措置に出たものなることを放送した。こゝに多年の輝しき傳統を持つて活動し來りしドイツ勞働組合總同盟に最後のピリオドがうたれたのである。

總同盟に對する最後の彈壓は、その他の系統の勞働組合を威壓、屈服せしむるに充分であつた。キリスト教勞働組合の他は續々ナチスに對する恭順の意を表して、大勢に順應することとなり、僅かに共産黨系の一部が地下に潜つて活動してゐることが洩れ窺れるにすぎない狀態であつた。

隨つて、この直接的行動によつて解散せしめられたドイツに於ける勞働組合所屬員は一體幾許居たかと云ふに、一九三二年初頭現在合計約五百七十萬で、內第二ナンタナショナル系即ち社會民主黨系統の組合員は合計四百五十八萬七千餘名、キリスト教勞働組合員は合計六十九萬八千餘名、その他四十萬餘りであつた。その他の中大多數は共産黨系及びサンヂアリスト組合系である。ナチス擡頭以來減少傾向を辿つてゐたとは云へ、これだけの多數の組合員が一擧にして、その組織を失つたのである。

一方、社會民主黨も五月十日政府より、その不動產、資金の沒收、及び機關新聞雜誌その他凡ゆる機關の禁止を命ぜられ、これも黨幹部間の不正行爲が發覺した結果と稱され、沒收財產は勞働階級に復歸せしめると聲明された。未だ公然禁止されたものでなかつた社會民主黨にも、斯樣な迫害の故とは云へ內部的にその頽勢に拍車をかけるものとして、議會對策に於ける意見の分裂生じ、遂にはその過半數がナチス政權に信任投票をなすに至り、到底本來の活動を繼續することの不可能となり、本部は當時のチエコスロヴアキヤの首都プラーグに亡命した。やがて六月二十二日正式に『國憲に違反せる活動をなし、その幹部は政府顚覆を企圖しつゝあり』との理由を以て、全國の社會民主黨禁止令が發布された。

かくして、プラーグに本部を移轉せし社會民主黨は、當時のドイツ亡命者運動の樞軸として活動繼續し、一九三四年一月同執行委員會は亡命後の同黨の新綱領とも目すべき宣言書を發表してゐるが、その後のナチス・ドイツに抗すべくもなく、細々と地下運動を續けてゐるのみであつた。

兎もあれ、こゝに反對勢力は悉く粉碎せられ、一國一黨のナチス・ドイツは名實共に建設された。次に節を改めて、ナチス政權下の「勞働運動」とも云ふべき、ドイツ勞働戰線に就いてその概貌を見よう。

第二節　勞働戰線の成立とその任務

ナチス・ドイツの勞働運動にとつて記念すべき日、一九三三年五月二日は、即ち新しいドイツ國

「第三ライヒ」の完成に向つて進みつゝあつたナチスが、過去數十年のインタナショナルの記念日、革命後プロレタリヤ階級の記念日として祝れてゐたメーデーを、その意義一變してドイツの民族的勞働祝祭日と定めた五月一日の翌日であり、刮目してその行動を看守つてゐた全世界の前に、堂々と自己の立場を闡明して、勞働組合の本部の一齊占據を行ひ、マルクス主義最後の牙城を陷落せしめた日である。

これが指揮に當つたのはナチス黨の當時政治組織部參謀長と呼ばれてゐた全國組織部長ロベルト・ライ博士であつた。彼はヒットラー總統から勞働組合解散の命を受け、部下の民族社會主義經營細胞組織部（N.S.B.O., Die nationalsozialistische Betriebszellen Organisation）員に加ふるに突擊隊（S.A.-Sturm-Abteilung）の協力に依つてこれを行つたのである。これより先、ナチス勞働團體の全國中央機關結成準備としてドイツ勞働保護委員會（Aktionskomitee zum Schutze der nationalen Arbeit）が設置されライ博士がその委員長として、凡ての勞働組合關係事務を裁斷してゐたが、占據後總指揮は博士の指令、指揮の下に該機關が行つた。國家の手に依つて押收された勞働組合の財產管理人に任命されたライ博士は、組合占據は組合間にナチス精神を滲透せしめる目的を以てなされたもので、『全ドイツ勞働者の利益のため、且勞働組合の各施設をば瀆職や資金外國移出事實の明白となつた際これを匡救せんがためである』と發表した。

總同盟の崩壞後、他の勞働組合も自發的に解體し、從來の勞働組合全部が一先づドイツ勞働保護委員會に隷屬することになり、而も『一般的性質の單獨行動や、團體協約の締結等は嚴にこれを禁止し爾今この種の事實は、該委員會に於いて遂行する』旨が規定された。

斯くて、勞働組合解散後の新しい組織建設への活動が開始され、先づ凡ゆる頭惱勞働者、筋肉勞働者を打つて一丸として、こゝに綜合組織「ドイツ勞働戰線」D・A・Fが創造されたのである。

ドイツ勞働戰線結成大會にして第一回總會が五月十日ベルリンのプロイセンハウスに於て開催された。この會合には全國の勞働者代表約五百名出席し、主催者側たる政府代表として、ヒットラー總統その他の閣員、全國及州代表者の出席あり、雇主團體代表二名も參加した。ライ博士はこれまでの經過を述べると共に『階級鬪爭は勞働及び勞働者自身の不俱戴天の敵である。我々は勞働するものに必要不可缺にして尊重さるべき運命協同體を求める。それが、終極の目的は今日のプロレタリア、奴隷、下劣等の概念ではなく、工場、鑛山、農場から生れたる純眞なる勞働の概念であらねばならぬ。ドイツ人は彼等が民族のために勞働してゐる際、彼等の所爲を誇る權利を有することを知らねばならない』と云ひ、總統も將來ドイツに於て階級鬪爭を廢絶し、勞働者をして國家機構上及び全國改造上

その處を得さしむべきを、それがため彼自らも勞力すべきことを言明し、その間ドイツに於て單一の勞働者團體を組織すべきことを說き、從來の組合幹部の行動を非とし、マルクシズム打倒を誓ひ、勞働戰線の保護者たるべきことを約し、最後に『余はドイツ勞働者をドイツ國に贏獲たり！』と結んだ。斯くて「ドイツ勞働戰線」なる團體は成立したのである。

勞働戰線の成立と同時に直ちに機構整備が行はれ、ライ博士を最高指導者とし、筋肉勞働者團體の統率者としてはW・シューマン氏を戴き、智能勞働者團體の統率者としてはアルベルト・フォルステル氏が任命され、最高機關として本部が設けられ、これが附屬機關として二種の勞働者協議會と筋肉勞働者及び智能勞働者の二總同盟が置かれた。本部は全國の勞働者團體を統一し組合國家制度を確立すべき任務が課せられた。兩總同盟も今迄の林立してゐた自由主義的職業團體を整理統合し「ドイツ勞働者總同盟」(Gesamtverband der deutschen Arbeiter)はその內部構成として、建築、鑛山、印刷、工場、木材、農業、金屬、纖維、煙草、石材、公務、皮革、食料及び家內勞働者の十四基本團體を持つに至り、「ドイツ使用人總同盟」(Gesamtverband der deutschen Angestellten)も僅かの間に多數團體を解消し、商業使用人組合、ドイツ技術工組合、工長組合、事務員組合、山林使用人及び小作人組合醫師藥劑師組合、船員組合、劇場使用人組合及び婦人俸給勞働組合に統一した。

其の後十一月二十八日ベルリンに於て、ドイツ勞働戰線の一大デモンストレーションの擧行された當時、ライ博士は勞働戰線の別働機關として「歡喜力行」團(KDF Kraft durch Freude)と云ふ文化團體を組織すべきことを發表した。これは勞働戰線の團員及び加盟團體をして、教育、藝術、競技等の文化的厚生的慰安的方面の種々なる特典を享有せしめることを目的とした機關である。

尙、その示威大會に於て、ドイツ勞働戰線は苟しくもドイツ人たる勤勞者をば、その經濟的社會的地位の如何を問はず、全部これを糾合團結せるものにして、それには雇主と從業員の區別なく、等しく均等の地位に立ち加入し、特殊の經濟的利權を擁護すべき個々の團結を認めず、凡ての個人を單位としてこれを組織化すべきもので、總統の希望するところに依れば、勞働戰線は勞働者日常生活上の物質的問題を解決し、或は產業上の各階級間の利害の衝突を協調すべき機關ではなく、寧ろそれは、ドイツの勤勞階級凡てをばナチス國家の精神に於て教育陶冶するを目的とするものなる旨を聲明した。この聲明の結果、ドイツに於ける雇主組合も三十日會合して、從來の雇主團體中勞働關係殊に團體協約の締結等の社會政策的機能を有する團體は、全部これを淸算解散することとなり、こゝにドイツ勞働戰線は、勞資双方を打つて一丸とせる產業機關となつたのである。

斯くて、ドイツ勞働戰線は農民及び官吏以外の總ての生產活動に從事する人々 (alle schaffenden

Menschen）を、その經濟的地位乃至社會的地位に關係なく、又從來からの政治立場の如何に拘らず一大統一體に包括編入することゝなり、名實共に全體主義的完成を產業勞働界に齎したのである。

次いで、一九三四年一月國民勞働統制法（Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit）制定されたが、本法は第一條に

「經營ニ於テハ企業家ハ經營ノ指導者（Führer）トシテ、俸給使用人及ビ勞働者ハ從屬者（Gefolgschaft）トシテ、相協力シテ經營目的ノ促進ト民族並ニ國家ノ共同ノ福祉ノタメニ勞働スベキモノデアル」

と民族社會主義的經營指導の大原則を確立したのであるが、本法の發布に依り更に法的にも勞働戰線は確立され、勞働戰線は組織單位として企業別の「經營細胞」（Betriebszellen）、「經營協同組合」（Betriebsgemeinschaften）とを基礎とすることゝなつた。

次いで十月に入つて改造を見るに至つた。本改造は、組合員間の差別の徹廢、利益の均等化、就中勞働者、俸給者、企業主間の勞働戰線內部に於ける平等化、一體化が目的とせられたもので、ライ博士は『ドイツ勞働戰線は一九三四年十月一日よりその組織的なる共同形態を完成し實踐する。經營指導者と從屬者とは一の共同的組織の中に聯合組織せられることゝなつた。ドイツを除いて如何なる國にも斯くの如き共同精神の發露は發見することは出來ぬ。この國民的並びに社會的連帶の强力なる證明は全人類の數百年に亘る熱望の實現である』と述べてゐる。この改造された組織內容は現行のものなる故次節で述べる。

如上のドイツ勞働戰線成立並びに改造過程の說明で、その任務も大體了解されたと思ふが、一九三四年十月二十四日に公布されたヒットラー總統の「ドイツ勞働戰線ニ關スル命令」（Verordnung über Deutsche Arbeitsfront）に依れば更に明瞭になると思ふ。

第一條　ドイツ勞働戰線ハ頭腦及ビ筋肉ノ勞働ニ從事スルドイツ人全體ノ綜合組織ナリ。（下略）

等二條　ドイツ勞働戰線ハ眞ノ全ドイツ人ノ國民協同體乃至作業協同體形成ヲ以テソノ目的トス。

ドイツ勞働戰線ハ、國民各自ヲシテ全能力ヲ發揮シテ、國民協同體ノ最大效用ヲ保證シ得ベキ精神的及ビ肉體的素養ヲ作ラシメ、國民生活ニ於テ各々ソノ所ヲ得セシムル爲必要ナル措置ヲ講ズベシ。

第三條　ドイツ勞働戰線ハ（中略）國民社會主義ドイツ勞働黨ノ一分肢トス。（後チ國民社會主義團體ニ改ム）

第四條　ドイツ勞働戰線ハ國民社會主義ドイツ勞働黨ノ指導ヲ受ク。（下略）

第五條（略）

第六條（略）

第七條　ドイツ勞働戰線ハ經營指導者ヲシテ從屬者ノ正當ナル要求ヲ理解セシムルト共ニ、從屬者ヲシテ經營狀態並ビニ企業能力ニ關スル認識ヲ得セシメ、以テ勞働平和ヲ確保スベシ。（略）

第八條　ドイツ勞働戰線ハ、民族社會主義協同體「歡喜力行」團ヲ支援ス。

ドイツ勞働戰線ハ職業教育ニ力ヲ盡クスベシ。（下略）

第九條、第十條（略）

即ち、ドイツ勞働戰線はその所屬構成員の社會政策的諸關係の保護を目的としてゐる。從つてその第一の任務はこの方面に於ける敎化にある。第二條に依り、その最高目的は、若し全ての生産に從事する人々が堅く一體となつて共同に作業し、且つ企業家竝に從業員間の對立が除去されるならば、勞働戰線は經濟上にも將又政治上にも同樣に、國民全體竝に各人の利益となると云ふ確信を凡ゆる企業內に出來る限り鼓吹することに存するのである。

次に、第二の重大任務として、第七條に依り、總統から勞働平和の維持を委任されてゐる。「勞資間の對立」は企業指導者が從業員の正當な要求を理解し、又從業員が企業の狀態及びその企業能力を

理解し得るならば、和解調和の可能性はあらう、また斯かる努力を拂つてこそドイツ勞働戰線は勞働平和の保證者たり得ること示してゐる。

尙、第二條及び第八條に依り、更に職業敎育及び職業補習敎育も亦、ドイツ勞働戰線の大規模の活動範圍に屬するものと定められてゐる。

又、勞働統制法に依つて委囑せられた任務として、社會名譽裁判所、中央名譽裁判所及び勞働裁判所の陪席員の推薦人名簿の作成（同法第四十一條竝に第六十六條第二項）と勞働管理人の顧問の推薦人名簿の作成（同法第二十三條第一項）がある。

その他、窮乏に陷つた所屬員の保護養老年金給與及各種自助施設等に意を用ひてをり、使用人竝に勞働者の休暇を如何に過ごさせるか等の厚生的文化的慰安的施設は「歡喜力行」團が受持つてゐる。

尙一九三四年八月二十七日ドイツ勞働戰線指導者ライ博士の發表した「ドイツ勞働戰線加盟員ニ對スル方針書」（Richtlinien über die Mitgliederschaft zur Deutschen Arbeitsfront）第一條には箇條書して次の如く載つてゐる。

第一條　ドイツ勞働戰線ハ左ノ如キ任務ヲ遂行スベキモノトス

イ　ドイツ勞働戰線全加盟員ノ國民社會主義的世界觀ヘノ敎育

ロ　國民勞働統制法ニ規定セル使命ノ遂行
ハ　全加盟員ノ勞働並ニ社員法規ノ嚴守
ニ　職業教育
ホ　加盟員ニ對スル救護制度ノ創設並ニ管理
ヘ　ドイツ經營協同體ノ經濟統制單位及び勞働管理官トノ協力ニヨル經濟平和ノ促進
ト　「歡喜力行」團ニヨル自由時間ノ統制
チ　ソノ他總統アドルフ・ヒットラーヨリドイツ勞働戰線ニ課セラレタル使命ノ遂行

第三節　勞働戰線の構成

ドイツ勞働戰線の最高部にはナチス黨中央組織部長ライ博士が勞働戰線指導者（Der Führer der Deutschen Arbeitsfront）としてゐる（「ドイツ勞働戰線ニ關スル命令」第四條）。こゝに勞働戰線とナチス黨との結合が明瞭に現れてゐる。地域別分肢組織に於いても、例へば指導者の下には大管區（Gau）指導者が從屬する。これはナチス黨の大管區指導者に該當する。

尙、勞働戰線の全組織に於いて、その地域別分肢組織たると部門別分肢組織たるとを問はず、各々の事務の遂行、指導、諮問等については出來得るかぎり、經營の指導者と從屬者とから同數の委員、役員を選出し、その任務を遂行せしめんとしてをり、又經營の指導者も、可能なる限りドイツ經濟統制組織の役員を選ぶことにしてをり、又ドイツ勞動戰線の各組織に於ては、その指導者が經營の指導者でない場合には、指導者代理には出來得るかぎり、經營の指導者を以てこれに充つることにする。斯くして勞働組織と經濟組織との融合、指導者と從屬者との結合を達成せんとしてゐるのである。

本部には最高指導者としての「ドイツ勞働戰線指導者」ライ博士に次いで「同指導者代理」が位する。これはナチス黨組織部長代理を以て充てる。シューメル氏である。この他「本部責任者」としてレンテルン氏があり、この三名がドイツ勞働戰線の最高幹部である。

この最高部の下に本部あり、ドイツ勞働戰線全國主務局（Reichsdienststellen der Deutschen Arbeitsfront）と全國經營協同體（Reichsbetriebsgemeinschaften）とがあり、その他職業別及び地域別分肢組織が存する。

一、ドイツ勞働戰線全國主務局

1、副官部（adjutantur）指導者の個人的補佐に任ず。
2、參謀部（Sabisamt）諸部局事務統率の任務が與へられてをり、ナチス黨組織部參謀長が本部長

(Stabsleiter) を兼ねる。左の三局が置かれてゐる。

イ、法制局 (Rechtsamt) 指導者に代つて、及び指導者に對して意見を述べる。

ロ、外事局 (Referat für Auslandsfragen) 對外文書事務の統管、外人の接受及び案内、國際諸會議參加に關する事務等を掌る。

ハ、情報局 (Informationsamt) 指導者にドイツ勞働戰線の措置等の報告及び勞働戰線攻撃に對する防衞の責に任ず。

3、組織部 (Organisationsamt) 全組織を整備監督し、改革の事に從事す。ドイツ勞働戰線内にナチス黨綱領に即する有機的秩序を樹立するを目的とする。全國大會等の準備の衝に當る。經濟部門別分肢組織たる十八の「全國經營協同體」は本部に所屬してゐる。

4、人事局 (Personalamt) 人事行政に關する監督及び訴願事務を掌理す。

5、出版局 (Presseamt) 印刷物を通じて、勞働戰線の仕事及び目的に對する理解を喚起し、又所屬員の政治的社會的政策乃至は實務的智識を授けることを目的とする。「ドイツ勞働通信」、「勞働者の道」及び「建設」等を發行してゐる。

6、教化局 (Schulungsamt) 出版局と提携して、所屬員の教化啓蒙に從事する。尚、それは社會的國民經濟的專門的教育の基礎をなすものである。本局の指揮指導の下に教化道場がある。ナチス黨の中央教育局と密接な關係を有する。

7、社會局 (Sozialamt) 社會法の效果を觀察し、勞働政策、勞働者保護、社會保險等に關する問題も取扱ふ。

8、宣傳局 (Propagandaamt) 宣傳普及に關する諸事務を任務とする。

9、國民保健局 (Amt für Volksgesundenheit) 國民保健に關する諸措置を講じ、國民體位向上を圖る使命を有する。局長はナチス黨國民保健本部長の兼任である。

10、職業的教育及經營指導局 (Amt für Berufserziehung und Betriebsführung) 「命令」第八條に依り、凡ゆる職業教育事業の指揮等の任に當り、この目的達成のために「全國經營協同體」と密接に協力する。尚この他、職業相談、職業紹介、職業變換教育等にも努力してゐる。

11、法律相談主務局 (Amt für Rechtsberatungsstellen) 勞働戰線の全國に設けられた法律相談所を統轄してゐる。勞働關係に關する一切の法律問題、公法上の社會保險制度または公認賠償制度から生ずる一切の法律問題に關して審議する。多額の費用と多くの日數を費す訴訟を避け、しかも企業指導者にも從業員にも滿足行くよう解決することを目的とする。萬一和解に到らない場合は

紛爭當事者を代表して勞働裁判所に訴訟を提起する。

12、青少年局（Jugendamt）ライ博士とヒットラー・ユーゲント指導者（Reichsjugendführer）シーラッハ氏との間に結ばれた一九三三年十二月八日の協定に據つて設けられた。ドイツ勞働戰線指導者の監督の下に隷屬して、全國青少年指導廳社會局職業課の事務を擔當し、徒弟宿泊所、青少年勞働者休養所等を設け、尙每年全國青少年職業競技大會（Reichsberufswettkampf der Jugendlichen）を開催し、一般的勞働能力向上に尠からざる貢獻をしてゐる。

13、婦人局（Frauenamt）婦人問題のナチス的見地より處理することを任務とし、ナチス黨婦人部とは勞働戰線自體と黨との關係の如き密接な機構上の關係がある。

14、住宅局（Heimstättenamt）郊外小集團住宅建設事業（ジードルング事業）及びその奬勵に當り、ドイツ國民同胞に健康且つ餘裕ある住宅を建てしめることに努めてゐる。

15、經濟局（Wirtschaftsamt）經濟政策の指導及びライプチッヒ協定實施のため作られたものである。勞働科學研究所（Arbeitswissenschaftliches Institut）を有し、これは中央圖書館、統計審議所、中央文書記錄整理所等を附屬し、勞働法制上の諸問題、社會的經濟的方面の調査事業等に從事する。

16、社會的自己統制局（Amt für soziale Selbstverantwortung）自己責任に於て處理解決すべき凡ゆる問題を擔當し、ライプチッヒ協定及びビュッケブルグ協定の執行機關で、就中、勞働委員會の組織及び保護はその重大任務に屬する。

17、工學局（Amt für technische Wissenschaften）總統代理の受命技術專門委員と協力して、工業技術關係事業の促進を可能ならしむる一切の指圖をする。

18、資金局（Schatzamt）管轄事項は（一）加盟員會費の徵收及びその管理、（二）ドイツ勞働扶助施設の統管、（三）ドイツ勞働戰線諸部局及び全國經濟協同體の豫算編成、（四）大管區監理官の整備監督、（五）國民社會主義協同體「歡喜力行」團の財務掌理、（六）ドイツ勞働戰線財產管理會社の監督、（七）經濟的企業受託會社の監督である。左の如く分課してゐる。

（イ）全國監理部

（ロ）資金部、（Ⅰ）第一課、（Ⅱ）第二課、（Ⅲ）第三課

（ハ）經濟的企業部

19、勞働軍團本部（工場突擊隊本部）（Amt Werkscharen）勞働軍團（工場突擊隊）は專ら經營內に於て活動するのであつて、ナチス黨がドイツ勞働戰線に課した使命を遂行するために組織せら

れた經營別働隊である。勞働軍は經營内に一單位あり、その任務を遂行する。工場突撃隊は「歡喜力行」團に於ける名稱で、本團とは不二一體の密接な關係にある。一經營の勞働軍は(イ)十八から三十五歳までの男性團員から成る現役勞働軍と、(ロ)ドイツ勞働戰線の主任及び監理官並びに三十五歳以上の男性團員から成る勞働軍幹部より編成されてゐる。

ライ博士が全國勞働軍團長（Oberstwerkscharführer）としてドイツ勞働戰線の勞働軍を指導する。斯うした關係は各地域のそれの關係にも當て嵌まる。

20、最高名譽及懲戒裁判所（Der Oberste Ehren-und Disziplinarhof）これと、これに隷屬する大管區の名譽及び懲戒裁判所は「黨名譽令」（Ehrengesetz der Partei）に基きドイツ勞働戰線所屬員及び管理官に對し、名譽裁判權を行ひ、ドイツ勞働戰線管理官及び「歡喜力行」團監督は更にこの懲戒裁判權に服する。

二、全國經營協同體（Reichsbetriebsgemeinschaften）

全國主務局の外に、更に經濟部内別分肢組織として左記十八の全國經營協同體があり、「組織部」と密接な關係の下に、全國の經營を包括擁抱し、實際的の社會政策を感受するドイツ勞働戰線の感覺機關とも云ふべきものである。

一、食糧及嗜好品　　二、繊　　三、衣　　服
四、建　　築　　五、木　　材　　六、鐵及び金屬
七、化　　學　　八、印　　刷　　九、製　　紙
一〇、交通及び官公營企業　　一一、鑛　　業　　一二、銀行及び保險
一三、自由職業　　一四、農　　業　　一五、皮　　革
一六、石材陶土　　一七、商　　業　　一八、手　工　業

全國經營協同體の重要任務は、協同精神の養成助長、勞働管理人を支持すること、必要なる企業統制を缺き、あるひはそれに異議ある時はこれを勞働管理人に告訴し、又社會的名譽裁判を必要とする樣な場合にはこれを勞働管理人に告ぐること、尚各企業内の社會的狀態及び保健狀態に對し注意すること等である。

各經營協同體に指導者がをり、これに指導者代理及び顧問が從屬してゐる。全國經營協同體は地域的に各地域經營協同體が隷屬し、横斷的にも縱斷的にも有機的に組織付けられてゐる。

三、全國職業集團（Reichsberufshauptgruppen）

ドイツ勞働戰線内部に於ける職業的訓練、職業教育施行のため左記十六部門に職業部門別分肢組織

として創設せられたものである。

一、農林業に於ける職業
二、食糧及び嗜好品業に於ける職業
三、木材從業者
四、建築從業者
五、石材從業者
六、鑛業從業者
七、金屬從業者
八、技師及び技術者
九、化學從業者
一〇、纖維從業者
一一、被服及び皮革從業者
一二、製本從業者及び製紙從業者
一三、水運空中交通に於ける職業
一四、購賣者
一五、陸上交通に於ける職業
一六、自由職業

これは更に部門別に細分せられる。主務局の職業教育及經營指導局の中に本集團の最高指導部が置れてゐる。大管區の職業教育及經營指導部の指導者はその地域職業集團の指導者である。

四、地域別分肢組織

地方組織は大體ナチス黨のそれに準ずる。最下部は班（Block）であつて、班には班指導者（Blockwarte）がをり、班の上は細胞（Zelle）が位し、順次、地方支部（Ortsgruppe）管區（Kreis）大管區

ドイツ勞働戰線地方組織

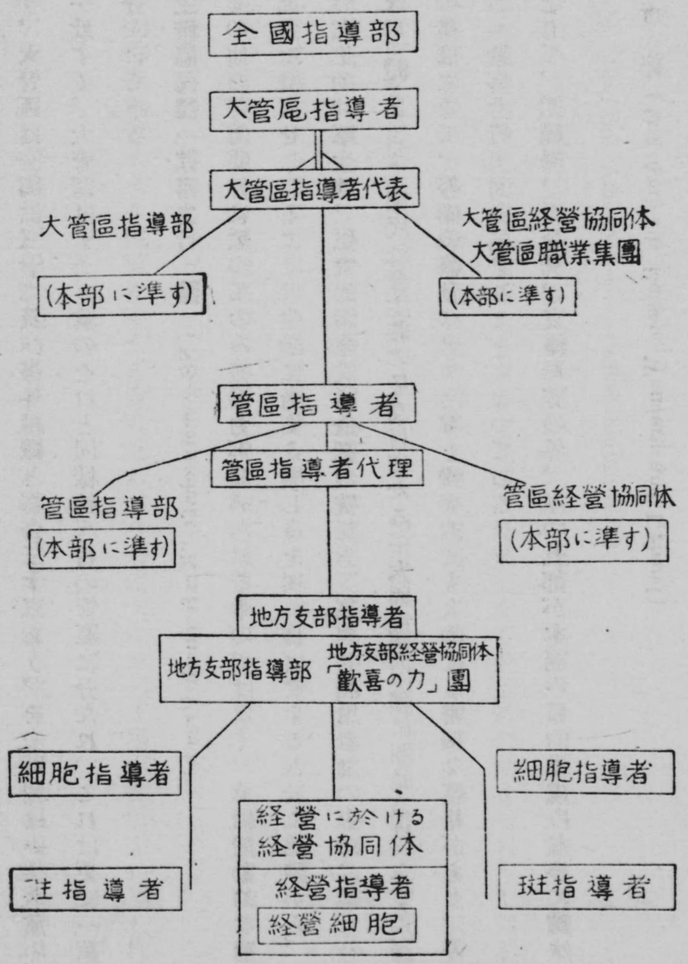

(Gau)があり、大管區は全國に三十二及び海外組織と都合三十三あり、その區域はナチス黨の政治組織の境界と一致する。大管區はナチス黨のそれと同様約八百の管區に分たれ、これは更に一萬五千の地方支部に分たれてゐる。

國民社會主義協同體「歡喜力行」團（NS-gemeinschaft "Kraft durch Freude"）

單に賃銀その他の勞働條件に依つてのみ勞働力が高められるものではなく、眞に活動的な國民同胞をして最高能力を發揮せしむるには、生活に對する樂しみを與へねばならぬと云ふ認識から、本團が創設された。文化的、厚生的、慰安的諸施設諸企劃の統制ある集團的利用參加の中に、總ての職業も渾然と打融け、一體となつて國民社會主義の最高目標たる一大國民協同體に團結されて來るのである。

本團はその構成に於て、勞働戰線及びナチス黨と機構的にも人的にも密接な連絡があり、勞働戰線所屬員は當然「歡喜力行」團に屬することになつてゐる。

內部組織として、組織局、資金局、宣傳局等の外、左の五部が本團の目的達成のために設けられてある。

（1）旅　行　部（Das Amt für Reisen, Wandern und Urband）

（2）餘暇利用部（Das Amt Feierabend）

（3）運　動　部（Das Sportamt）

（4）工場美化部（Das Amt Schönheit der Arbeit）

（5）敎　化　部（Das Amt deutsches Volksbildungswerk）

從來勞働者にとつて旅行等は全く夢に過ぎなかつたが、今日は安價な費用で祖國邊境　風光明眉の地探勝とか、本團所屬船隊で海へ旅行をしたり、さては外國にまで遊ぶ等の機會を與へた。あるひは諸所に溫泉休養所を設けるとか大規模な海水浴場を開くとかして樂しく休暇を過す便宜を與へた。

從來の勞働者は收入の關係上、オペラ、コンサート、劇場等に出入することも出來ず、祖國の文化的藝術的遺產に全く均霑しなかつたが、今やそれ等は貧しい同胞にも開放され、直屬劇場、巡回劇場を多數有し、それ等に依つてドイツ作曲家及び詩人等の偉大な作品に接するに至つた。

勞働に從事する國民同胞の身體鍛鍊のためにも、組織的指導の下にスポーツが開放され、貧しい同胞にも享樂の機會が與へられた。

その他職場美化運動等も今や軌道に乘つて進められ、今日はドイツの工場が面目を一新したと云はれてゐる。

工場突擊隊に就いては、勞働軍團本部の項にも觸れたが、元來は「歡喜力行」團の組織で、工場內

の世界觀普及のためのもので、又工場内の會合や工場祭を催す世話役を勤め、民謠や素人芝居を奬勵保護してゐる。

以上ドイツ勞働戰線の成立過程、任務及び構成を述べたが、もつと具體的に勞働政策、あるひは勞働運動等に於て果して來た役割とか業積とか、その他ドイツ勞働奉仕團との關係あるひは所屬員の問題等叙述すべき點多々殘つてゐるが、遺憾乍ら餘裕もなく以上を以てドイツ勞働戰線の章を擱筆する。

第六章　ナチス勞働法制概要

註　本章は協調會發行「ナチス勞働法」中特に産業報國運動に參考とすべき個所を要約、執筆者稻葉秀三氏の好意に依り轉載したものである。

ナチス國家の理想とするところは、職業身分秩序の建設、國民協同體組織の確立にありと云はれ、ヒットラーはその演説に於いて絶えず舊ドイツ共和國の基礎をなすワイマール憲法を階級的、非國家的法律なりと攻撃し、これに代つて新しい國家秩序の下の於ける法律の制定の急務なることを力説した。勿論これによつて意圖せられるところは、單に勞働法の改革の範圍にのみとゞまらず、汎く民法、商法、刑法等の基本法の改革たることは論ずるまでもないことであるが、一九三四年一月の國民勞働統制法の制定は、この企圖遂行に對する先鞭をなせるものであり、續いて恐慌下に喘ぐ失業者に對する勞働の給與、勞働力の配分等を目的とする失業救濟法、統制經濟法等の諸法制の發布を見るに至つたのである。しかもナチス勞働法は單に從業勞働者の賃銀、就業時間竝に解雇の場合等に於ける保護にのみとゞまらず、進んで失業者の就業機會の增進、家内工業勞働者の保護、經營協同體の建設、勞働統制組織の確立等を通じての資本、産業勞働の三者の協力一致を目的したものであり、從來の勞

働法の分野に對する一の擴大、發展を意味するものと思推せられる。以下ナチス勞働法の特色を究めるに當り、一應從來のドイツ共和國の勞働法と對比してその特質を明かならしめよう。

第一節　ナチス勞働法と舊ドイツ共和國勞働法

周知の如く、一九一八年十一月三日のキールに於ける水兵の叛亂を契機として革命の波が全ドイツに高潮するに至り、社會民主黨のエーベルト、シャイデマン等はこの情勢に際して、治安維持の名の下にカイゼルの退位を要求し、共和國の成立を宣言したのである。このドイツ帝國より、ドイツ共和國への變革の方向についてはそれが市民的革命としてとどまるか、更にそれを乘越えて社會主義的、共産主義的革命にまで進展するに至るかは、當にドイツ國内のみならず、國際的重要問題として注視の的となつてゐたのであるが、ノスケによるスパルタカス團の鎭壓は、社會民主主義者の勝利に歸しこゝにドイツ共和國の建設を見るに至つた。

この新しい共和國の法的基礎確立のため制定せられたワイマール憲法は、舊ドイツ帝國に於ける勢力の支配的地位を覆しつゝもこれらの舊勢力に代つて新勢力を支配的地位に置くことなく、政治的、經濟的、社會的權力を新舊兩勢力の間に分配したのであるが、期くしてブルジョアジーと被傭者としての勞働階級との間に生ぜられた一時的な均勢關係は、勞働法的規範の生成及びその基底をなすイデオロギーに反映して現はれ、ドイツ勞働法をして集團主義的體系と云ふ新たな體系を採らしめたのであつた。ワイマール憲法に基くドイツ勞働法の體系は、現在ナチス指導者達によつて屢々指摘せられる樣に、被傭者の結合體としての被傭者團體としての雇傭主團體との對立の承認にその基本を置くのであつて被傭者と雇傭主もこゝでは單に個人としてではなく、對等の法律的權利を有する集團として把握せられる。集團的に組織せれた雇傭主團體との間に於ける社會鬪爭の成果を法律として承認し、又その前提として——團體をして自由に構成せられた集團としての情質を失はしめる程度に於いて團體の構成に就ても、活動に就ても、助力を與ふる等要するに勞働法を靜態的に一の狀態としてでなく、動態的に一の過程として把握し、この社會的過程に對して、能ふる限りの可能性を與へ、且つこれを承認する。ここに舊ドイツ共和國勞働法の根柢が存在してゐたのであつた。

階級鬪爭を煽り、國民を分裂せしめた社會民主主義、或は共產主義のマルキシズム的世界觀を排擊せんするナチスより觀れば、この階級鬪爭是認の立場の上に確立せられた集團主義的勞働法の體系はその最も忌み嫌ふべき對蹠物なることは自明の理と云はねばならぬ。ナチスはその綱領にも觀らるゝ如く、「階級イデオロギーの打破」、「企業者竝に勞働者の單一協同戰線の樹立」と云ふ立場から資本と

勞働とは生産のために協同すべきこと、生産は又國民全體の利益に奉仕すべきことを強調する。

第二節　新勞働政策の建設と勞働法

ドイツの勞働運動はナチスの擡頭に依り一擊の下に脆くも崩壞したのであるが、その後にナチスの建設せる最初の勞働政策は國民勞働記念日の創設（註）とドイツ勞働戰線の結成であつた。就中ドイツ勞働戰線の結成はナチス勞働政策に於ける最も特筆すべきものに屬し、從來突擊隊（SA）以外には勞働大衆を組織せる機關を持たず、僅かに「國民社會主義經營細胞團」（ASBO）を組織して總同盟その他の勞働組合に對抗しつつあつたナチスはこれによつて商業、工業、手工業に亘る勞働者、使用人竝に企業家等の一切を含む一大勞働團體を有することとなつた。ナチスの根幹的勞働法たる國民勞働統制法も實にその地盤の上に成立せるものである。

註　一九三三年五月一日の最初の國民勞働紀念日に於けるヒツトラー首相の演說に曰く「今年のメーデー祝賀はドイツ國民復活の象徵たるべく階級鬪爭の旗幟はこゝに變じて擧國一致の表象とすべきである。吾人がこの日を選んだのは今や萬物更生の季節たるこの日こそ將來永くドイツ國民復活の日として紀念さるべきためである。

過去に於ける社會民主々義の傳統的勞働運動の崩壞、新勞働運動の建設に際して最も大きな役割を演じたものは一九三三年三月二十四日付公布の「國民及び國家の艱難を排除するための法律」であつた。

ヒツトラー政府が法律によつてその地位を確立した後に於いて從來の勞働法の體系に加へた破壞として擧ぐべきものに、一　經營代表委員會の構成に關するもの、二　反民族的分子の經營外への驅逐に關するもの、三　勞働組合の特權的地位の剝奪に關するもの等がある。

これについて以下簡單に說明を加へれば、四月四日「經營代表委員會及び經濟的團體に關する法律」（Gesetz über Betriebsvertretungen und über wirtschaftliche Vereinigungen）が制定せられ、同法第一條によつて經營代表委員會の改選延期を命じ、又は反民族的分子を經營代表委員會より驅逐する權限が政府に附與せられることとなつた。即ち改選延期の前提として公共の安寧上の必要を掲げ、これによつて既存の勞働組合の勢力振はざる經營に於いてはその改選を妨げず、侮るべからざる勢力を有する經營にあつては改選を延期して勞働組合の策動の餘地なからしめ、他方に於いては反民族的分子の經營代表委員會よりの驅逐、任命せられたる代議員による經營代表委員會委員の補充、委員會定員數の實質的減少、行政官廳の處分に對する救濟の拒否によつて右の改選を延期せられた經營代表委員會の漸次的切崩し乃至變更が策された。更に同法第四條は勞働裁判所法第十一條に新たに規定を挿入し、國

勞働大臣は國經營大臣及び國司法大臣の同意を得て命令によつて訴訟代理について從來の雇傭主團體竝に被傭者團體に代つて他の團體を所謂經營團體と同等の地位に置換へる途を開き、これによつてナチス經營細胞團、シュタールヘルム自治領を始め、數多のナチス全體に訴訟代理權を取得せしめるに至つた。

次に反民的分子の經營外への驅逐のため制定せられた法律は、一九三三年四月七日の官公吏整理法（Gesetz zum Wiederherstellung des Berufsbeamtentums）であつた。これによつて官公吏の他に國、州自治體、自治聯合體及びその他の公法全體の行政及び經營に於いて必要なる素養を有せず、アーリアン人種の系統に屬せず、一九一四年八月以前に勞務に服せず、戰線に於いて戰爭に從事せず、若くは父又は子息を失ひたることなく或は從來の政治行動に於いて國民社會主義運動支持のため充分の活動をなすことなき勞働者、使用人はその地位を失ふべく、又凡ゆる被傭者は勞務關係上必要と認められたるときは、低く且つ收入少き地位に移ることに甘んじなければならぬこととなつた。

しかしながらこれらの法令はそれ自體極めて重要なる意味を有するものであるが、ナチス本來の立場よりすれば、過渡的、臨時的なるものと云ふを憚らぬ。ナチス勞働法は一九三四年一月の國民勞働統制法の制定を俟つて始めてその積極的體制を示すに至つたのであるが、その間なほ二、三の過渡的法

制の制定を見なければならなかつた。特にこの過渡的期間に於ける勞働關係の規制について、政府は注意をはらひ、これに對し先づ國勞働大臣は一九三三年四月六日その回章に於いて「經濟生活及び勞働生活の複雜なるにより從來の賃銀條件及び勞働條件の效力をそのまゝ保たしむる外に途なきこと、故に現在の勞務契約の規制もその改廢が必要己むを得ざるものならざる限りそのまゝ差置かるべきこと」を告示し、續いて五月十七日ドイツ勞働戰線指導者ライと國經濟統監（Reichskomissar für die Wirtschaft）ワーゲナーとは經濟の職業身分的構成が勞働爭議により煩はさるることなくして遂行せしめんがため、それぞれ形式的に被傭者及び雇傭主を代表して、八週間の休戰を協定し、その間は賃銀引下げ、同盟罷業、工場閉鎖等の問題の起らざる樣勞資双方責任者を以て、戒むべきことを約定し双方より休戰期間中に於ける經濟及び勞働の平和の確保のため、「經濟及勞働の地方監督者」（Bezirksleiter der Wirtschaft und der Arbeit）を任命した。

しかし乍ら五月十七日の右の協定は單に私的性質のものに過ぎず、從つて地方監督者も私的制度たらざるを得ない。故にこれによつては政府の政策がそのまゝ實現され得る保障は何等與へられず、保障の與へ得られるためには政府の政策に應じて行ふべき何らかの機關が必要とせられる。この必要を充たさんがためにヒットラー內閣のとつた手段は一九三三年五月十九日の「勞働管理官に關する法

律」及び六月十三日の同法施行令であつた。

第三節　勞働管理官法

本法によつて過渡期に於ける勞働關係の規制者としての勞働管理官の地位、職務等について規定が加へられることとなつた。即ち勞働管理官は國總理大臣によつて當該政府と協議の上、州政府の推薦した人物中より任命せられ、大經濟區（Grosse Wirtschaftsgebiete）についてそれぞれ一名づゝ配置せられる（第一條第一項）。右によつて勞働管理官は州政府に拘束されることなく國機關に所屬し、その活動に當つては國政府の方針及び指圖に從はねばならぬ（第四條）。且つ國勞働大臣は勞働管理官の活動地域の配分を準備し、又その活動地域内にある州政府と協議してこれを州官廳の一に配置する（第一條第二項）。これによつて勞働管理官と州官廳との關に事務所の共同關係が形成せられるのである。

勞働管理官の構成とその法定地位は右の如くであるが、勞働管理官の任務については第二條に於いて規定せられてゐる。即ち勞働管理官の第一の任務は「新社會秩序の成立を見るに至る日まで被傭者の全體及個々の雇傭主若くは雇傭主全體に代つて法律的拘束力を以て（Rechtsverbindlich）勞働協約締結の條件を規制する」にある（第二條第一項）。而して「こゝは所謂協約當事者たる被傭者の全體及び

個々の雇傭主又は雇傭主の團體に代るとは單に協約當事者を代理すること（代理たるならば當事者の利益を尊重せねばならぬ）を指すものではなく、協約當事者にとつて全く獨立的立場から、從つて勞働團體の内容の集團的規制と云ふ勞務契約本來の目的に拘束さるゝことなくして從來當事者のなし來つたものを行ふことを意味する。從つて端的に云へば、勞働管理官は勞働協約當事者の地位の掠奪者となる。」

勞働管理官の第二の任務は「勞働平和の維持のために配慮する」にある（第二條第二項）。而して勞働管理官はこれらの任務に基きなしたる命令又は處分の實現のために國又は州の官轄官廳の助力を求めることが出來る（第三條）。なほ本法の條文は左記の如くである。

第一條　（一）　國總理大臣ハ當該州政府ト協議シ、州政府ノ推薦シタル者ヨリ勞働管理官ヲ任命シ之ヲ大經濟區ニ配置ス

（二）　國勞働大臣ハ當該州政府ト協議シ勞働管理官ヲ州政府ノ一若クハ州官廳ノ一ニ配置ス

第二條　（一）　新社會秩序ノ成立ヲ見ルニ至ルマデ勞働管理官ハ被傭者ノ團體、個々ノ雇傭主若クハ雇傭主團體ニ代リ法律的拘束力ヲ以テ當該人員ニ對シ勞働協約提結ノ條件ヲ規制ス、一般拘束力ニ關スル規定（一九二八年五月一日付勞働協約第二條）ハ之ヲ存續セシム。

(二) 勞働管理官ハ勞働平和ノ維持ノタメニ配慮スルモノトス
(三) 勞働管理官ハ新社會秩序ノ建設ニ際シ協力スルコトヲ要ス

第三條 勞働管理官ハソノ任務ニ基キナシタル命令若クハ處分ノ施行ノタメ當該國及ビ州官廳ニ助力ヲ求ムルコトヲ得、勞働管理官ハソノ處置ニ付キ州政府若クハソノ指定スル官廳ト連絡ヲ保ツベシ、但シ猶豫スルコトノ危險ナル場合ハ此限ニ在ラズ

第四條 勞働管理官ハ國政府ノ方針及ビ指示ニ從フコトヲ要ス

第五條 勞働管理官ハ國勞働大臣ノ同意ヲ得テ必要ナル施行規定ヲ公布ス

第四節 國民勞働統制法の制定

一九三三年一月三十日ナチス政權獲得と同時に新指導精神に基く勞働立法の制定を急いだのであるが、全面的勞働法の制定されたのは一九三四年一月二十日のことであり、それまでには、國民勞働記念日の創設、ドイツ勞働戰線の結成並びに勞働管理官の設置が過渡的立法として制定されたのであつた。

國民勞働統制法の出現と共にドイツに於ける世界大戰後の最も重要な社會立法たる經營協議會法、

勞働協約令及勞働爭議調停制度に關する法令等も全く廢止せられ、從來の社會秩序の根底をなしてゐた階級鬪爭の思想も克服せられ、これに代つて新たなる指導原理となつたのは全體主義國家理念の上に立脚した國民協同體の觀念であつた。

國民勞働統制法第一條は謂ふ。

第一條 經營ニ於テハ企業者ハソノ指導者トシテ使用人及ビ從屬者トシテトモニソノ經營ノ目的促進竝ニ國民及ビ國家ノ共同利益ノタメニ働クモノトス

この經營内部に對する國家觀念の導入、經營倫理の創成、普及として或は賞讃せられ或は排擊せられてゐる有名な章句は、前述せる舊共和國憲法中の「勞働者及ビ使用人ハ企業者ト同等ノ權利ヲ以テ相協同シテ賃銀、勞働條件ノ規制竝ニ生產力ノ全經濟的發展ニ與ルベキモノトス、雇傭主側及ビ被傭者側ノ團體竝ニコレラノ團體ノ協定ヲ承認ス」(ワイマール憲法第百六十五條)の章句と對比するときそこに著しい相違を看取せずにはゐられない。

本法は七章、七十三條よりなる廣汎な立法であるが、各編に入るに先だつて、その特色と看做すべき點を列擧して見よう。先づ第一に本法にあつては、勞務關係の基準をなす雇傭主と被傭者の團體が階級關係としてでなく、機能的に分類せられた職業身分的關係として把握せられてゐることである。

雇傭主と被傭者とは本來相對立するところのものではなく、統一的、協同的なるものであり國民及び國家の共同利益のために協力すべきものたるを要するのであつて、このことは憲法の第一條の章句に照すも明瞭である。

この點について注目すべき事象の一は、國家をこれを構成せる個人若くは集團よりも、より卓越せる目的、生活及び活動方法を具有する絕對的なものとして把へんとする國家觀の上に於いては、大した相違を認め得ないにも拘らず、ファッシスト・イタリアとナチス・ドイツとが勞働關係の規則に於いて異つた見解を有してゐると云ふことである。一九二六年のイタリア勞働憲章第四條は謂ふ。

第四條　生産ノ各種要素間ノ連帶ヲ具體的ニ表現スルモノハ雇傭主及ビ勞働者ノ相反スル利益ヲ協調シ、彼等ヲ生産ナル高次ノ利益ニ從屬セシムルコトニヨツテ達成セラルル團體協約ナリ

右に示さるる如く、ファシストが勞働に對する階級イデオロギーの殘滓を有するに比し、勞働者と企業者、資本家の對立としてでなく、本來統一的協同的なものとして把握せんとするナチスの態度はこの點正に一歩を進めたものと見ることを得よう。然しながら現實に於てナチスの意圖するところのものが十分達成せられ得るか否かと云ふことは、自らこの問題とは別個である（註）。

註　イタリアに於ける職業組合が雇傭主組合と被傭者組合に二大別せらるゝに反し、職業組合に比すべきド

イツ勞働戰線が勞働者、使用人竝に企業者の單一組織なる點についても亦このことが認め得られる。

次に國民勞働統制法の第二の特色は、法に對する道德的基礎の確立である。この點に關し、カール・アンドレーは、次ぎの樣に述べてゐる「他の協同體と同樣に、經營協同體（Betriebsgemeinschaft）は、現實に道德的基礎の上に立つて始めてその存立が可能なのである。從來の觀念によれば、勞働契約の特殊性は賃銀に對する勞働力の財產法的交換と云ふことにあつた。かかる唯物論的觀察方法は、經營內の連帶性による見解よりも企業者、使用人及び勞働者側の相反する狀態を一層強めることは必然の勢である。從つて本法に於いては、經營內の勞務關係について、先づ本來の勞働協約に屬すべき規定を設くるとともに「忠實」（Treue）及び「社會的名譽」（soziale Ehre）なる道德的概念に基く嚴格な人格法的規定を加味した。……本法の主要部分に於いて、法律及び道德を一層緊密に融合せしめ、古代ドイツの法益（忠誠勤務契約 Treudienstvertrag）に復歸せんとする國民社會主義的要求が實現せられたのである。

第三に特に注目すべき點は、先の「勞働管理官法」に於いても、その一端が示されてゐる樣に、勞働組合の解消による必然の結果として、從來の勞働協約に關する超經營的集團的規則が廢止せられ、勞働條件が原則として經營內に於いて規制されることになつて來たと云ふ點である。これに關しても

カール・アンドレー氏は次の如く指摘してゐる。「各經營を以て經濟生活の單位細胞及び企業者並に從屬者の協同作業場と見、之によつて新社會秩序の建設を企うすることになるのである。そのために從來は、勞働協約を繞つて多くの勞働條件が定型的な融通性の少ない規律の下に在つだが、將來は之に對し、各經營の自然的差別性を考慮し、絕えず經濟的發展に適應する樣彈力性を附與することが必要となつて來る。特に協同的勞働を遂行するためには、企業者、使用人及び勞働者が均しくその繁榮を願つてゐる各個の經營に於いて行ふのが、最も容易である。」と。その具體的の現れは、各經營に於ける信任協議會の結成、經營指導者及び信任委員の任命である。

以上の三特色の綜合せらるることによつて、新たな勞働法の體制が組立てられたのであつて、斯くの如き前提の上に成立した勞働法が從來のそれと異なる內容を包含すべきは當然のことと云はなければならぬ。

第五節　國民勞働統制法解說

國民勞働統制法は七章、七十三條よりなつてゐる。各章の標題は次の如くである。

第一章　經營の指導者（Führer des Betriebs）及び信任協議會（Vertrauensrat）
第二章　勞働管理官（Treuhänder der Arbeit）
第三章　經營規則（Betriebsordnung）及賃率規則（Tarifordnung）
第四章　社會的名譽裁判權（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）
第五章　解約告知保護（Kündigungsschutz）
第六章　官公營事業に於ける勞働（Arbeit im öffentlichen Dienst）
第七章　終結並經過規定

以下最後の二章を除いて、各章の內容について簡單に解說を加へよう。

イ、經營の指導者及び信任協議會

經營の內部に於ける規制の中心體とも目すべきものが信任協議會である。而してナチスの指導者原則の立場より、經營指導のために經營の企業者に對し、その指導の全權を委ね、經營の目的の促進及び國民並に國家の利益のために全力を致すことを要請したことによつて（第一條）、この信任協議會は經營の指導者に對し、從屬的な地位に立ち、その諸問機關となることとなつた。

第二條（一）　經營ノ指導者ハ本法ノ定ムルトコロニ從ヒソノ從屬者ニ對シ經營內ノ凡テノ事項ニ

付キ決定ヲナスモノトス

（二）經營ノ指導者ハ從屬者ノ福祉ヲ圖リ、從屬者ハ經營ノ指導者ニ對シ經營協同體ニ基ク忠誠ヲ持スベキモノトス

法人並に法人に非ざる團體にあつては經營指導者たり得るものは法定代理人若くはその受任者である(第三條)。斯やうに勞働關係の新規制に於いて最も困難な任務が企業者に課せられた。企業者は單に經營の利益を圖るために全力を盡し、又從業員に對して最善のものを齎すために努力をはらふことを要するばかりでなく、「勞働の尊嚴」に關する新國家の解釋に適合する樣に勞働條件をこれに合致せしむるべき責任を負はされることとなつた。而して經營の指導者の諮問機關として信任協議會が組織せられ、そのために信任委員（Vertrauensmann）が選擧せられるのは、常時從業員二十名以上の經營であつて(第五條)、この信任協議會の任務は、以下の如きものである。

第六條　（一）信任協議會ハソノ經營協同體ノ相互ノ信賴ヲ增加セシムベキ義務ヲ有ス

（二）信任協議會ハ勞働給付ノ改善、一般勞働條件、特ニ經營規則ノ作成並ニ履行、經營保護ノ實施並ニ改善、經營從業員相互並ニ經營トノ結合ノ增大及ビ經營協同體全員ノ福祉ノタメニスルー切ノ處置ニ付キ評議ヲ行フモノトス、又更ニ經營協同體內部ニ於ケル一切ノ紛議ノ解決ヲ圖ルベシ、經營規則ニヨル賠償金ノ決定ニ付テモ諮問ニ應ズベキモノトス

（三）信任協議會ハソノ個々ノ任務ヲソノ特定ノ信任委員ニ委任スルコトヲ得

信任協議會の任務については右の如くであるが、信任協議會を構成すべき信任委員の數は、各經營に於ける從業員の總數により異なり、從業員總數二十名以上四十九名までの經營にあつては二名、五十名以上九十九名までの經營にあつては三名、百名以上百九十九名までの經營にあつては四名、二百名以上三百九十九名までの經營にあつては五名となつてをり、四百名以上の經營については三百名を增すごとに一名を增加し、最高十名を以て限度としてゐる(第七條)。而して信任委員たる資格を有するものは年齡滿二十歲以上に達し、少くとも一ヶ年間同一又は類似の職業又は產業部門に從業したるものに限られ、更に公民權を有し、ドイツ勞働戰線に所屬し、模範的人格を以て常に國民、國家のために働くことを躊躇せざる旨誓ふものなることを要するのである(第八條)。

この信任協議會が從來の經營協議會に代つて設置せられたものであることは、ここで改めて指摘するまでもない。經營協議會は、一九二〇年二月四日の經營協議會法（Betriebsrätegesetz）によつてその法的基礎が與へられたもので、同法は經營代表委員會（Betriebsvertretung）の意志構成及び活動を

原則として勞働組合の下に立たしめるに至つたものであつた。これによつて勞働組合は經營の內部關係へ、その勢力を伸張せしめる法律的保障を與へられたのであつて、換言すれば經營協議會は企業者の利益に對しそれと對立的な從業員の利益を代表すべき機關として設けられたのであつた。この點は左記の各項によるも明瞭である。

一、經營代表委員會員の四分の一以上の要求あるときは、經營代表委員會に於いて代表せらる被備者の經濟的團體は各々一名の代表者を會議に派して討議に加はらしむることを得る(第三十一條)

二、經營被備者の大會に於いては經營に於いて代表せらるゝ被備者の經濟的團體は、各々一名の代表者を派して討議に加はらしむることを得る(第四十七條)。

三、國、州、自治聯合體の企業及び行政について特別經營代表委員會を設置するに當つては、國又は州政府の關係ある被備者團體と協議することを要する(第六十一條)。

四、經營代表委員會は當該經營に於いて適用ある勞働協約の實施を監視し、經營內の被備者團體の團結の自由を擁護する責任を負ふ。又勞働協約の存せざる場合には關係ある被備者團體と協議して賃銀及びその他の勞働條件の規制に與ることを要する(第六十六條、第七十八條)。

經營協議會が企業者の利益と經營又は企業の從業員の利益とを本來對立的なるものと認め、その上に立つて從業員の利益を保護せんとするものなるに對し、信任協議會にあつては、兩者の利益は本來相共通するところのものなりとして、兩者協同してそれを確保せんとするところに、この二つの協議會の本質的な相異が覗はれる。

この樣に國民勞働統制法第一章は、指導者原則の立場に立脚して從來の超經營的、集團的規制に代つて企業者と從屬者の相互の信賴を基礎として飽くまで對內的に經營內部の事件を處理することを命ずるところのものであつた。しかしながらここに閑却すべからざることは、その裏に潛むナチスの意圖である。既に信任委員たらんとする者の資格としてドイツ勞働戰線加盟員たることを要すべしと言はれてゐるのもその一つの現れであるが、信任委員の選任せられる手續をみると殆んどナチス經營細胞の一方的意思に制約せられるものであつて、經營の指導者たる企業者は、唯その命令に忠實な履行者たるにすぎず、斯くして信任協議會を通じて具體的に工場內部にナチス獨裁權が確立せられる仕組となつてゐる。右に關して第九條は次の如き規定を有してゐる。

第九條　(一)　經營ノ指導者ハ毎年三月ナチス經營細胞組織責任者ノ同意ヲ得テ信任委員及ビ同代理人ノ名簿ヲ作成ス

尙ほ信任委員及びその代理人たる資格は名譽職とせられてをり、信任委員及び代理人たることによ

つて特に報酬を伴ふことはない。

ロ、勞働管理官

勞働管理官の制度は、前述せる如く、一九三三年五月十九日の勞働管理官法によつて創設せられ、新勞働秩序の成立の日まで過渡的制度として制定せられたものであつたが、新法律はこれを恒久的な制度として重要な役割を之に擔當せしめるに至つた。

本法に於ける勞働管理官の設置並にその任務等に關する規定は、さきの勞働管理官法のそれと比べて殆んど變化を示してゐない。勞働管理官は大經濟區に配置せられ、その區域は國勞働大臣が國內務大臣の同意を得て決定するのである。國勞働管理官は國官吏であつて、勞働大臣の管轄に屬し、その所在地は國經濟大臣の同意を徒て國勞働大臣によつて定められる(第十八條)。勞働管理官の任務は以下の如くである。

一、信任協議會の構成及び事務の遂行を監督し、紛議につき決定をなすこと、法律の命ずる所に從ひ信任委員を選任又は罷免すること。

二、經營規則に關する規定の實施を監督すること並に賃率規則を決定し、且つ監督すること。

三、第三十二條の條件の下に規準(Richtlinie)並に賃率規則を決定し、且つ監督すること。

四、社會的名譽裁判權の行使に當つて協力すること。

五、國勞働大臣及び國經濟大臣の詳細な指令に從つて、常に社會政策的發展に關し、國政府に報告すること。

特に本法に於いて新たなりと思惟せられる點は、勞働管理官と經營との間を緊密ならしめ、又勞働管理官を輔佐すべき機關をして、專門委員輔佐會議(Sachverständigenbeirat)の設けられたことである。勞働管理官は、その職務の一般的問題を專門委員輔佐會議をして議せしめることを得る。專門委員輔佐會議の委員は勞働管理官の區內に於ける各種の經濟部門から召集せられるもので、その四分の三はドイツ勞働戰線の推薦人名簿より採用することを要し、ドイツ勞働戰線は、先づ當該勞働管理官所在地區の信任協議會所屬者中より適當な人物を職業の種類並に經濟部門を考慮して推薦するのである。殘餘の四分の一については、勞働管理官が自ら適當な人物を選任することが出來る(第二十三條)。

右の常設的專門委員輔佐會議の他に個々の場合にあつては、專門委員會(Sachverständigenausschuß)が招集せられる。

以上によつて勞働管理官は次の如き二重の任務を有することが明かとなつた。即ち「一は法律によつて命ぜられるところの個々の經營に於ける社會的事項の自己管理(Selbstverwaltung)が不可能に

なつた場合には、仲裁並に干渉を行ふものであり、二はドイツの如き複雜な經濟事情の下に於て、經濟指導者若くは經營協同體の自由裁決に對し、原理的にも、限界が與へられねばならない場合には一般に國家及び全體の重要性を考慮の上これに對する處置を採る」のである。

ハ、經營規則及び賃率規則

次ぎに國民勞働統制法は、從業員保護の立場から、常時二十名以上の從業員を使用する經營に對して、經營の指導者に經營規則の作成を命じてゐる。經營規則とは云ふまでもなく、各經營に於いて、その日常に於ける事業遂行のために遵守すべき規則である。本法の定むる所によれば、經營規則は書面による形式を執り、その中には少くとも左記の勞働條件を記載することが必要とせられる（第二十六條、第二十七條）。

一、一日の規定勞働時間及び休憩時間の終始
二、勞働報酬支拂の時及び方法
三、當該經營に於いて出來高若くは步增制度により勞働する限り、出來高若くは步增制度の計算の原則
四、賠償金の定めある時はその種類、額及び取立に關する規定
五、告知期間を設けることなくして爲し得べき勞務關係の解約告知の理由

又經營規則には法律に定むるものの外、勞働報酬の高及びその他の勞働條件に關する規定及經營の秩序、經營內に於ける從業者の態度並に災害事故の豫防に關する規定等を記載することが出來る。

この經營規則に揭げられた規定は最低條件として經營の從業員に對し、法的拘束力を有するのであるから當該規則は、常に經營の從業員の見易き場所に揭示することを要する。しかしながらこの經營規則に關しても經營の指導者、若くは信任協議會は、その內容決定に對する完全な自由を與へられてゐるのではない。實際上の要求に應じては經營に於ける勞働條件規制の原理を破り得ることも亦條文に於いて認められてゐるのである。即ち第三十二條の規定によれば、勞働管理官は專門委員會に於ける協議の後に經營規則並に個別勞働契約の內容に對する規準を制定することを得る。又勞働管理官はその管轄區內の同一部類の經營の從業員の保護のため、勞務關係規律の最低條件の制定について、特に必要なときには專門委員會の協議を經て、書面による賃率規則（Tarifordnung）を定めることを得るのである。この賃率規則は經營規則よりも優位にあり、從つて經營規則中にこれと相反する規定を設くるも無效となる。

尙ほ大量解雇の場合に從業員保護のために次の如き規定が設けられてゐる。

第二十條（一）經營ノ企業者ハ左ノ場合ニ於テハ勞働管理官ニ對シ豫メ文書ニヨル申告ヲナスコトヲ要ス

（イ）常時九十九名以下ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ九名以上ノ從業員ヲ解雇セントスルトキ

（ロ）常時百名以上ノ從業員ヲ有スル經營ニ於テ通常從業者數ノ百分ノ十若クハ五十名以上ヲ四週間以內ニ解雇セントスルトキ

（二）第一節ニヨル解雇ニ付キ豫メ申告スベキハ申告ガ勞働管理官ニ到達ノ後四週間以內ニアツテハ唯勞働管理官ノ許可ヲ得テ解雇スルコトヲ得、勞働管理官ハソノ許可ヲ遡及セシムルコトヲ得、又申告ノ後二ケ月以上ノ期間ヲ經ルニ非ザレバ解雇シ得ザル旨ノ規定ヲ設クルコトヲ得

前段ノ規定ニ從ヒ解雇シ得ル時ヨリ四週間以內ニソノ履行ナキトキハ申告ナカリシモノト看做ス、期間ヲ定メズシテ爲シ得ル解雇ニ付テハコノ限リニアラズ

二、社會的名譽裁判權

法に對する道德的基礎の問題は、本法第四章の社會的名與裁判權（Soziale Ehrengerichtsbarkeit）の規定の中に實現せられてゐる。社會的名譽裁判權の規定は「社會的名譽に關する民族精神」の表現である。即ち本法第三十五條に於いては

第三十五條　經營協同體ノ各從屬者ハソノ經營協同體內ニ於テ有スル地位ニ基ク義務ヲ良心的ニ遂行スベキ責任ヲ有ス、各從屬者ハソノ行爲ニヨッテ經營協同體內ニ於ケルソノ地位ニ基キ受クル尊敬ニ相應スルコトヲ示スベシ、常ニ自己ノ責任ヲ顧ミ全力ヲ擧ゲテ經營ノタメニ働キソノ共同福祉ノタメニ力ヲ致スベキモノトス

と規定せられ、更に第三十六條は右の趣意に從つて、經營協同體に於ける社會的義務の著しい違反は、社會的名譽に反するものとして名譽裁判所の訴訟を受くるものとする旨定めるところがあつた。斯かる著しい違反の存する場合として次の四つの場合が掲げられた。

一、企業者、經營の指導者、若くは其他の監督者がその權力を濫用して故意に從屬者の勞働力を費消し、又はその名譽を傷けたるとき

二、經營の從業員を故意に煽動して經營の勞働平和を攪亂し、殊に信任委員としての經營の指導について故意に不法侵害を行ひ、又は經營協同體の精神を毀損したるとき

三、經營協同體所屬者が繰返して勞働管理官に對し、輕卒にして根據なき不服を唱へ、又は申出をなし、或は管理官の書面による指示に對して故意に違反したるとき

四、信任委員がその任務の執行について知了し、且つ秘密に附せられたる事項、經營並に事務の祕

密を權限なくして公表したるとき

名譽裁判所の手續は大體辯護士の名譽裁判所手續に準據して制定されて居るが、勞働管理官は起訴官廳をしてこの手續に參加するのである。而して名譽裁判所は戒告、譴責、罰金（一萬ライヒス・マルクまで）を科する他に經營の指導者たり得る資格又は信任委員の職務を遂行し得る資格を剝奪、從業者に對し、從來の場所から他の場所への轉所を命ずる等の刑罰を科することが出來る（第三十八條）。名譽裁判所の判決に對しては、勞働管理官又は被告よりベルリンの國名譽裁判所（Reichsehrengericht）に上訴し得る。

次に名譽裁判所の構成について一言すれば、名譽裁判所は國司法大臣が國勞働大臣の同意を得て任命する司法官の裁判長と經營の指導者竝に信任委員各々一名の陪席員よりなつてゐる。經營指導者竝に信任委員の陪席員はドイツ勞働戰線の作成する推薦名簿から名譽裁判長が之を選任するのであつてその選任に當つては、名簿の順序に從ひ、被告人と同一の職業部門に屬し、最も有能な人物を選ぶことを要する。

國名譽裁判所は國勞働大臣の同意を得て國司法大臣の任命する二名の上級司法官の經營の指導者、信任委員及び政府の定めた各々一名の陪席員よりなる上級司法官の中一名は裁判長として他の一名は

陪席員として裁判に列席しなければならない（第五十條）。

ホ、解約告知保護

國民勞働統制法第五章解約告知保護の規定は經營に於ける從業員の不當に解雇せられんとする場合の保護法規である。即ち常時十名以上の從業員を使用する同一の經營又は企業に一ヶ年以上從業した後、解約の告知を受けた場合、右經營に於ける勞働者又は使用人は、その告知が不當に重く、且つその理由が經營狀態に基くものでない際には、告知到達の日から二週間以內に勞働裁判所に對し、解約告知の取消を申請することが出來るのである。信任協議會の設置せられてゐる經營にあつては、先づその信任協議會に於いてその就業繼續の可否を協議しなければならない。その協議に於いて決定を見るに至らなかつた場合、その旨の證明書を添附して提訴することを要する（第五十六條）。

而して勞働裁判所が右解約告知の取消を宣告した場合には、企業者はこの判決の送達を受けた日から三日以內に被解約告知者に對して解約告知を取消すか、或は損害賠償をなすか、その中一を選ぶべき義務を有する。又判決に對し、控訴することも出來る。

解約告知の取消を選んだときは企業者は被解約告知者に對し、解約に至るまでの繼續勞働に對する賃銀、或は俸給を支拂ふことを要し、損害賠償を選んだときは、企業者は經營の經濟狀態、給付能力

を考慮して最終年度の報酬の十二分の四を超えない限度に於いて、定められた賠償金を支拂はねばならない。（第五十八條、第五十九條）。

又被解約告知者が別に新たに雇傭契約を締結した場合に於ては前企業者の下に働くことを拒むことも出來る。この際には解約せられた期日と新勞働關係に入つた日との間の賃銀、或は俸給を請求し得るのである（第六十條）。

以上が一九三四年一月二十日公布の國民勞働統制法の大要である。本法は同年五月一日の國民勞働記念日を期して施行することに決定せられ、之に伴つて從來の經營協議會法、團體協約令、經營廢止並に休止に對する處置に關する命令、勞働裁判所法、勞働時間に關する改正命令、營業條令、臨時農業統制に關する命令、商法等は廢止若くは改正せられることゝなつた。

尚ほ本法公布後その施行のために公布せられた施行命令は、一九三五年十月十五日の第十四施行令（Vierzehnte Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zur Ordnung der nationalen Arbeit）を以て十四を數へることとなつた。これらの施行令の中、特に詳細な規定を含み、且つ重要と認められるものは、一九三四年三月十日付第二施行令である。したがつてここでは第二施行令に示される規定について聊か詳細に觸れてみたい。

第二施行令は七節、二十六條からなり、信任委員の選拔、信任委員の名簿に對する投票、勞働管理官に對する提訴、告知義務ある解雇、專門委員輔佐會議、專門委員會、賠償金の使途、賃率規則、經營規則及び各個の勞務契約の內容に對する基準の公告等に關する施行規定を含んでゐる。今その各々の大要を示せば、左記のごとくである。

イ、信任委員の選拔

國民勞働統制法第九條第一項による經營從業員の贊否を諮ふべき信任委員及びその代理人の名簿は經營の指導者が企業、若くは經營に於けるナチス經營細胞責任者の同意を得て作成するのであるが、兩者の間に協定の成立しなかつた場合には、勞働管理官が所定數の信任委員及び代理人を任命する。（第一條）

ロ、信任委員の名簿に對する投票

名簿に對して投票資格を有する者は、公民權ある二十一歲以上の男女であつて、經營の指導者はこの投票を主宰し、投票は秘密投票とする。投票は投票用紙の差出を以て之を行ひ、現狀のままの投票用紙は贊成、橫線を引いた投票用紙は不贊成と看做される。投票の結果、豫定の信任委員及び代理人の何人も多數を占めなかつた場合には、勞働管理官は所定數の信任委員及び代理人を指名することが

出來る（第二條―第十四條）。

ハ、勞働管理官への提訴

一般的勞働條件、特に經營順序の要件に關する經營の指導者の決定に對し、從業員が勞働管理官に提訴せんとするときには、不服の點を豫め信任協議會に於いて討議することを要する。討議の結果に對して、經營の指導者がこれを認容しなかつた場合に於いてのみ、その理由を呈示して勞働管理官に控訴することを得るのである（第十五條）。

ニ、專門委員輔佐會議

專門委員輔佐會議の委員を選任せんとするときには、勞働管理官は先づその管轄區にある經濟部門の名簿を作成しなければならない。この際國法律によつてその職業身分的編制の實施せられてゐる經濟部門は、特に重視することを要する。次にドイツ勞働戰線は、右の名簿に記載せられてゐる經濟部門の中から、專門家として認むべきものを十名指命するのである。この十名の中五名は企業者たる經營の指導者、他の五名は經營に於ける信任委員たることを要する。この他にドイツ勞働戰線は、職業身分に屬するものの同意を得て若干の委員を推薦することも出來る。但し專門委員輔佐會議の委員數は、十六名を超過することを得ない（第十七條）。

ホ、專門委員會

專門委員輔佐會議に於ては、勞働管理官を中心として、その管轄區に於ける全般の事項について討議が行はれるのであるが、その個々の事項ついて討議をなすべき專門委員會にあつて、その委員の任命は主として直接勞働管理官によつて行はれる。この專門委員數は、八名以下であつて、委員は同數の經營の指導者と信任員たることを要し、且つ審議すべき事項が勞働者に關する問題である場合には、信任委員たる專門委員は、勞働者の集團から、又使用人に關する問題である場合には、使用人の集團からなるべく多く選任することを要する（第十八條）。

ヘ、賠償金の使途

本施行令第二十八條第一項及び第三項で規定せられてゐる賠償金は、「歡喜の力團」の用に供せられることゝなつた。

以上が國民勞働統制法第二施行令の大要である。その他の施行令も大體之に準じ、主とし條文の變更、施行の細則等について現定せられたものである。

第七章　結　論

この一文を進める間ヨーロッパは目まぐるしい躍動を續けてきた。而もドイツを中心としてヨーロッパの再建が實を結ばんとしてゐる。毎日胸の高鳴りを覺へながら新聞とラヂオに接するのである。待望のパリ入城も夢ではなかつた。レイノー内閣の總辭職に依つてペタン内閣に急變したフランス國家の運命が如何なるものであるかは豫斷を許さないが、フランス並イギリスが數ヶ月前の國家秩序を恢復しうることが出來れば、それはレイノー首相の嘆息した奇蹟の力に俟つべきものであらう。

斯様な雰圍氣の中にこの小論は結論に到達したのであるが、あまりにも驚異的なる世界動亂に際會して、我々は唯茫然と來るべき新世界秩序の構想を描いてゐるのみである。

それにしてもドイツの國家組織否斯様な國家組織を生んだドイツ魂が、斯くまでに大きな役割を演じようとは想像だにつかなかつた。ナチス運動に於て日本國民が若し模倣すべきものがあるならば、それは目標に對する忠實と斷固たる行動以外の何ものでもない。ナチスやファッシズムが日本精神の借物であると言つて思想的優越感に醉つてゐる様なことでは、英佛老大國と何ら異るところはない。

日本國民は國體の尊嚴に惑溺し半ば無感覺になりつゝある。忠君愛國は言葉や紙の上でなく、之を行動に移すことに眞の意義があるのである。

ドイツがヨーロッパの新秩序を如何に指導するかは、世界全人類の重大關心事たらざるを得ない。ドイツ並にヨーロッパの運命を双眉に荷ふヒットラー總統の責務は實に重大である。

今次大戰の結果より見れば、ナチスの民族主義はドイツ國家の武力に比し、少く短か過ぎたのではなからうか。ヴエルサイユ條約の廢棄を直接の目標としたナチス運動が、ゲルマン民族の統一に依つてドイツ國家を再建せんとした意圖は忖度しうるが、果して戰後處理が民族主義に依つて一貫しうるや否や疑問である。ファッシズムが國家そのものを目的としたに對して、ナチスは民族を目的とし國家をそのための手段と看做したのである。ナチスの思想からは八紘一宇の理念が生れない。ゲルマン民族の優秀性、ゲルマン民族の統一あるのみで、これがヨーロッパ新秩序建設に當つて如何に變質するかは問題である。

それにしても個人主義、自由主義を驅逐して、民族主義、國家主義を確立し、民主々義を征服して指導者原理を國家組織の指導原理として打樹てたことは今次大戰の結果に大きな功績を齎してゐる。國家目的が確立し、國家組織が一元化し、擧國態勢に置かれたドイツが、絶へず議會の制衷に依つて

行動を阻害される英佛に對して如何に有利に展開したかは事實が之を證明してゐる。

全國民が國家目的を體得すると云ふことは容易なことではない。ドイツやイタリアに於ては特にこの點に意を注ぎ、新世界觀に基く國民の再教育に非常な努力を拂ひ、就中青年の教育を重要視したのである。個人主義の教育を受け、民主々義の政治に依つて生長した國民に對しては、一朝一夕に國家主義世界觀を注入するわけにゆかない。我が國の現狀からしても特に力を致さねばならぬ點であらう。

勞働組織に於て、ナチスはファッシズムの例に倣はず、獨自の思想と獨自の方法とを採用した。國家主義、全體主義の理論はナチスもファッシズムも異るところはないのであるが、ナチスは指導原理を個々の經營に移し、經營者を指導者、從業員を從屬者として責任の所在を明確に區別してゐる。ファシズムに於ては職業組合を設け、雇主組合と勞働組合の立場を認め、之を協同すべき國家行政機關に依つて指導する方針をとつてゐる。

斯くの如く個々の事業場に於ては、ファッシズムとナチスは異なる方法を採用してゐるのであるが、ドイツに於ては勞働戰線の組織の中に、企業家聯合、商業乃至手工業聯合、勞働者聯合、俸給生活者聯合の如き職能別團結の餘地があつて、イタリア職能主義を上部組織に於て生かしてゐる。ドイツに於ては個々の事業場が指導者原理に基いてはゐるけれども、信任委員制度の法律規定があり、勞務者代表の一定人數が經營者と勞働條件等に就て談合の機會が與へられてゐる。

我國產業報國會の組織は下部組織に於てドイツに類似するけれども、まだ法律の對象とならず、又上部組織が完備されてゐないので全國的運動の進展にとつては種々不便を生ずる。家族主義精神を基調とする我が產業報國運動が如何なる程度に、ドイツ勞働組織を參考とすべきかは研究を要すべき問題である。

（第五章　勞働組織擔當）　溜島武雄　青木治朗

イタリアの國民組織と勞働組織

目次

第一章　概觀……二九
第一節　歷史……一二〇
第二節　歐洲大戰後の社會情勢とファッシズムの擡頭……一三五
第二章　ファッシズムの指導原理……一四二
第一節　ファッシズムは思想なりや……一四三
第二節　個人主義の國家觀とファッシズム……一四四
第三節　社會主義とファッシズム……一四六
第四節　協同主義（協同體原理）……一五三
第三章　ファッシスト國民組織……一五八
第一節　行政組織……一五八
イ　國家の元首たる國王
ロ　政府首長
ハ　內閣
ニ　省
ホ　ファッシズム大評議會
第二節　立法組織……一六四
第三節　ファッシスト國民黨……一六七
イ　黨の信條
ロ　黨の沿革及特質
ハ　黨の組織及機能
第四章　勞働組織……一七四
第一節　協同制國家と勞働組織……一七四
第二節　組織の方法及單位……一七七
イ　職業組合
ロ　聯合組合及總聯合組合
第三節　協同體（コラボラシオン）……一八一
イ　全國協同體評議會
ロ　府縣協同體評議會
第四節　組合省……一八八
第五節　勞働憲章（條文）……一九二
第五章　勞働法制概要……一九九
第一節　勞働爭議調停方法……二〇〇
第二節　勞働裁判所……二〇一
第三節　同盟罷業及工場閉鎖の禁止……二〇三
第六章　社會施設……二〇五
第一節　各種社會施設……二〇五
第二節　「勞働の後」國民協會（ドーポラボロ）……二〇六
イ　協會の目的
ロ　會員の資格と恩典
ハ　組織及現狀
ニ　主なる事業
第七章　結論……二一三

第一章　概觀

はしがき

イタリアの國民組織は、第一次歐洲大戰後に於ける最も革新的なものとして、ナチス革命に依るドイツの國民組織と共に世界の注目の的である。殊にイタリアに於ては大戰直後政體を變更することなく革命を成就したところにその特徵を持つてゐる。ナチスもファッシズムも共に國家主義を標榜しながら、イタリアの所謂協同制國家が、その組織論に於て自由主義を淸算しきれなかつたところにイタリアの歷史的事情が存する。われ〳〵は今ムッソリニー治下に於けるファショ・イタリアの研究を始めんとするものであるが、之に先だつて何が今日の政治を生み、何がムッソリニーを今日あらしめたかに就て、少しくイタリアの歷史に遡つて見たい。第一次歐洲大戰はたしかに現代政治を生んだ直接の原因であつたであらう。併しながらイタリア國民の腦裡から一日も去り得なかつたものはかのローマ帝國であり、ムッソリニーを絕へず激勵したものはシーザーやカヴールの溫き血潮であつたであらうから。

第一節　歴　史

歐洲各國がそうであつた様に、イタリアも亦數寄な運命の連續に依つて近代國家の成立を見たのである。イタリアが近代國家として獨立し、儼然たる存在となつたのは、今から約七十年前の西歴一八七一年のことである。

併しながらイタリアの前身たるローマ府がチベル河畔に建設されたのは紀元前七五三年であり、今を去ること二千六百五十三年の昔である。一度ローマ府が建設されるに及んで、その國運は隆々と進展し、ギリシャを始めとして周圍の先進諸國はローマの爲に併呑され、紀元前四五年かの有名なユリウス・シーザーが歐洲全土を攻略して天下を統一した時には、不滅のローマとして世界に君臨したものであつた。エジプトの女王クレオパトラに戯れながら、餘裕綽々としてその領土を擴大したのもこの時代であつた。

然るに歴史はこの不滅と呼ばれたローマ帝國の滅亡を告げるに至り、紀元四七六年ローマ帝國の瓦解と共に、イタリアのロマンテイックな歴史が始まるのである。

イタリアに於ては國王の威力と法王[註]の威力とは密接な關係を持つてゐる。國家の統一が弱くなつた時には法王の威力が大きくなり、國家が隆盛に趣く時には法王の威力は小さくなつてくるのである。ローマ帝國の滅亡後イタリア半島には多數の都市國家が亂立し、國王の權威は見るべきものなく、事實上法王の權威が國王を凌ぐ有様であつた。

註　法王の語は教皇と呼ぶのが正式の様であるが俗に判り易い方を選んだ。

元來ローマ法王は地の支配者ではなく、魂の支配者であつて、俗的社會には別に法王以外の者が君臨し支配すべきものとするのが法王の信條であり、傳統的な考へ方であつた。然るに法王に對してはフランス王の援助に依つて出來上つた法王領があるため、その地上の俗權だけに依つても、イタリア都市諸君主と比して毫も遜色がなかつた。のみならず、本來の使命として精神界の事に携つてゐるだけに、時に盛衰はありながら、他の孰れよりも斷然他を壓した風格を示すものがあつたのである。

之に反し、國王は俗界の權力者であり、その權力を利用して教會の事に干渉しようとするのが自然の勢力であつた。偶々法王グレゴリオ七世（一〇七三―一〇八五年）になるに及んで當時のハインリッヒ皇帝との間に對立が激化し、所謂インヴエスッラ否認の令書を發したのである。即ち教會はその權威を守るために自主的に改革肅正の實を擧げ、先づ聖職者の妻帶を禁止し、且皇帝や君主達から官職や領地を得ることを謝絶すべきものと定めたのである。

グレゴリオ七世の聲明は皇帝との間に猛烈なる抗爭を起し、終に有名な十字軍を惹起するに至つた。斯くの如く國王と法王とが抗爭を續ける內に國王は實力を失ひ法王は精神的權威を失ひ、正義の大道が閑却され、權謀術數の覇道が隆盛を見るに至り、志士仁人の憂慮措く能はざる時代を實現することとなつたのである。詩人ダンテの如きも斯かる時代の風潮に慨嘆して「神曲」にその情熱を注いだのである。

イタリアの天地には精神界にも俗界にも根本的權威の見るべきものなく、只管自由に對する憧れとなり、所謂文藝復興の時代が到來するに至つた。十五世紀のイタリアを他の諸民族に比較するならばイタリアが最も富裕であり、聰明であり、洗練され、自己の生活を美化し、藝術を解することが最も深かつたのである。文學にダンテを始めとし、ペトラルカ、ボッカチオ、藝術にダ・ヴインチ、ラフアエル、ミケランゼロ、ジオツトー、チチアンを出し、また政治思想家としてマキアヴエリの如き特異人を出したのもこの時代であつた。ローマ、ヴエネチア、ミラノ、フイレンチエ、ピザ、ゼノヴア、ヴエローナ、ナポリ等、イタリアの諸都市は都市であると同時に國家であり、各都市が獨特の名譽と悠長とを持つて居り、ヴイスコンチ、メヂチ等の名家は、他國の國王を凌ぐ不朽の名聲を有するものであつた。

斯くの如く天才、富豪等が群がり出た時であつたにも拘らず、イタリアの通弊たる組織と統一が缺けてゐた爲に、この驚嘆すべき天才排出時代を根底から覆すべき新たなる事態が起つてきたのである。即ち二百五十年に亘るイタリアの屈服時代がこの時から續いたのである。

大理想を有せない群少の國王と、個人的な安心を以て足れりとする小乘的な教義が如何にイタリアの統一を阻害したかは歷史の示す通りである。

即ち一四九四年ミラノ王國がヴエネチヤ王國と抗爭を開始し、救をフランス王シャルル八世に求め王が之を快諾して終にイタリア戰爭が起つて以來、イタリア半島は終始兵馬の蹂躙する世界と化し、ルネサンス時代に於ける如き絢爛な文化を再び見ることは出來なくなつたのである。

シャルル王に次いでフランソア一世とスペイン王でありドイツ皇帝であつたカール五世は共にイタリアに野心を抱き、イタリア王の鐵の冠を爭ひ、またナポレオンは歐洲を平定の途次イタリア半島を吸收し、メッテルニヒはオーストリアの爲にイタリアを解體して不具なる舊態に戻し、イタリアは全く列强の傀儡として玩弄さるるに至つた。

茲に於て情熱の愛國的思想家マッチニ出で、大いに革命思想を鼓吹し排外獨立を畫策したが、その性急さのために屢々失敗した。然るにこの渦中にあつてイタリアの獨立を念願してゐたカヴール、ガ

リバルヂはエマヌエレ二世と提携して終に之を實現することに成功したのである。

即ちエマヌエレ王はプロシヤの隆盛を洞察し夙に伊普攻守同盟を締結し、プロシヤの蔭に隱れてオーストリア並にフランスを打倒することに成功したのである。對外問題が一段落となつた上は、殘るは法王問題のみである。エマヌエレ王は誰に憚ることもなく、法王ピオ九世に迫つて政權の放棄を要求した。然るに法王が之を肯じなかつたので、兵を率いてローマに侵入し、法王の手兵は爲に敗れ法王は終に王の權威を認めざるを得なかつた。

法王は必ずしも王に屈服したと云ふわけではなかつたが、エマヌエレ王は事實上ローマを領有したので、それを合法的にする目的を以て人民投票を行つて可否を問ふことにした。市民は千五百票の反對に對して十三萬の壓倒的多數を以て王國への合併を可決した。議會は法王に對する尊敬の意味で年金三百二十二萬五千リラを提供し、ヴアチカン宮殿とラテラト宮殿の他にカステル・ガンドルフオーの離宮を無稅特權として提供したが法王はそれを受領しようとしなかつた。

エマヌエレ二世は法王の態度如何に拘らず問題は解決したものとして、ローマ入城式を行ひ、クイリナール宮を宮庭とし、モンテチトーリを下院に充て、マダム宮を上院の所在とした。時に一八七一年七月二日、かくて西ローマ帝國の滅亡以來、千四百年の紛糾を重ねた後にイタリアは終に統一を實現し近代國家の列に位するを得たのである。

第二節　歐洲大戰後の社會情勢とフアツシズムの擡頭

十九世紀の末葉から二十世紀の初頭にかけ約五十年の間は、イタリアの國力涵養時代とも言ふべきもので、政治に經濟に教育に軍事にイタリアはこの期間の準備に依つて漸く歐洲列强の仲間入りをすることが出來たのである。たゞアドワの敗戰に依つてエチオピアから不慮の屈辱を蒙つたことは文化國イタリアの面目を傷けること大であつたが、爾來歐洲大戰までの十數年はイタリアの最も得意とする時代で急速なる發展を遂げたのである。

一九一四年歐洲大戰が勃發した時には、イタリアが孰れに味方するかと云ふことは、當事國にとつて極めて重大なことであつた。

イタリアは一八八二年以來の伊獨墺三國同盟にも拘らず、大戰半ばにして聯合國側に參戰するに至つたのである。それは開戰當時に於けるオーストリア側の不信に依ること勿論であるが、イタリアとしては舊領土であつたがヴエネチアを領有し更に國防的見地から對岸のアルバニア地方を征服したい念願に燃へてゐたからである。かくて開戰當時から聯合國側に好意を示してゐたが、戰勝後に於ける

英佛側との協商成り、且つ國民の輿論に動かされ、終に一九一五年五月先づオーストリアに對して宣戰を布告したのである。時恰も英佛側の運命の上に黑雲が凝縮し、他方露國は宿命的な敗戰を蒙つてゐた時であり、イタリアの參戰は獨墺側に致命的な痛擊であつた。殊に大戰最後のトドメをさしたヴイットリオ、ヴェネトーの大勝利が獨墺側に休戰を決意せしめたことを想へば、イタリアの參戰は聯合軍にとつては絕大の意義を持つたものと謂はなければならぬのである。

にも拘らずヴェルサイユ講和條約の結果は、全くイタリア國民の期待を裏切るものであつた。戰前に於て英佛の提示した約束は殆んど履行されてゐない。戰爭に對するイタリアの犧牲に對して、戰勝の報酬はあまりにも悲慘なものであつた。その主なる計數を示せば左の如くである。

一、イタリアは其人口の一六パーセント（本國及植民地）を動員したが、この數字は敵國獨墺側以上のものである。即ちオーストリアは一四、ドイツは一二、フランスは九、ロシヤは六、アメリカは四パーセントで、イギリスの如きは多數の植民地軍を利用し、本國の動員を避けてゐた。

二、イタリアは三千八百萬の人口の內六十八萬人の戰死者を出し、其の總數は佛に次ぎ損失の步合は最高率を示してゐる。

三、イタリアは他の聯合國に比し最も貧乏な國であるが、漠大なる財政的損失を蒙つた。即ちイタリアは一、四五九億圓、イギリスは一、九〇〇億圓、アメリカは一、六〇〇億圓、フランスは一、八〇〇億圓、ロシャは九二〇億圓である。

また商船の被害割合から見ても、イギリス四三、フランスの三九に對し、イタリアは五九パーセントの高率を示してゐる。然るに戰後聯合國が損害賠償の爲ドイツの商船を分配した時、イギリスは一九七萬噸、ベルギーは一一萬噸に對し、イタリアは僅か五萬噸であつた。

この他植民地の分割に當つても「他の各國には山の樣な分前があつたのに、イタリアには二三の極めてつまらぬ國境改訂問題が取上げられ、それが承認されたに過ぎなかつた。」ヒューメの如き完全なるイタリア領たるべきものが、他國の干涉に依つてイタリアの手を離れようとしたが、ダヌンチオの決死的占領に依つて食ひとめることができた。

斯くの如くヴェルサイユ條約の結果はイタリア國民を失望させ、幻滅の悲哀が倍加すると共に大衆の間に不平不滿が橫溢し、終に大戰に參加した勇士にも感染し始めてゐたのである。

この不安な世相に乘じて、ロシャからボルセヴイズムの共產思想が輸入せられ、イタリアは戰爭の終了と共に更に新たなる國內紛爭の解決を必要としたのである。歐洲大戰の數年間マルキストの廻し者や、無政府主義の團體が、イタリア勞働者及兵士の心を動かさんと努力してゐたが、偶々ヴェルサ

イユ條約に對する國民の憤懣を利用して過激派の宣傳を開始したのである。過激黨初期の無政府的行動は一九一八年の十二月ボローニャに於て催された社會主義者の會合であつた。その結果郵便電信從業員のストライキが起り、政府に對して過度の俸給額を要求する威嚇的通牒を發した。之に引續き反國家的罷業が漸次進展し、工場閉鎖も續々と亂發した。

社會主義の宣傳は次第に惡質となり、小商人や農民を驅立てては、商品を法外の値段で賣らせ、物價の釣上げを謀り、また軍國主義反對の宣傳のために兵營を攻撃し、軍需工場を破壞し、動亂を全國的に漫延せしめたのである。政府は講和會議以後極めて消極的態度を採りつゝあつたので、過激運動は益々活潑となり軍人に對する侮辱と官憲に對する反抗が募り、殘忍極る行爲を犯し、掠奪を行ひ、戰慄すべき强暴なる期間が二ヶ年も連續したのであつた。

當時の內閣の首班にあつたものは、社會主義者として衆望をあつめてゐたフランチエスコ、ニッチであつたが、彼は當時の政治的、經濟的、社會的大混亂に對して何等施すべき術を知らなかつた。一九二〇年六月ニッチ內閣が倒れてからジオリッチの組閣を見たが、彼も亦國內に騷亂を惹起する如き一切の葛藤から手を引いて中立を宣言した爲に、保守と反動との對立は愈々深刻となり、之に對して裁斷を下すべきものは何人もなかつた。斯くて一九二一年七月ボノミ內閣が組織されたけれども拱手傍觀なんらの進展も見ず、翌一九二二年二月早々內閣を投げ出し、ニコロ、オルランドーの組閣が流産となり、再びボノミ首相の居据りとなつたが二月十七日に更に總辭職となつた。

次にファクタを首班とする混合內閣を組織したが、七月十九日に倒れ、オルランドー、ボノミ、メダ、ナヴアーラ等、誰も組閣に應ぜず、終にファクタの再組閣となつた。

休戰以來ミラノにあつて果敢な愛國運動を展開し、靜かにイタリアの現狀を凝視してゐたムッソリニーは、これ以上イタリアの運命をファッシスト黨以外の何人の手にも委ねることは出來ないとの確信を得た。その年のナポリの大會では、三萬のファッシスト黨員が街路を行進した。その時の演說にムッソリニーは絕叫した。「われ〳〵は今や最後の日に到達した。矢は弦を放れるか、或は緊迫し過ぎた綱が斷つかと云ふ所にあるのだ。平等か不平等か、議會を征服するか、さもなければ謀叛である。ファッシストはその欲する所の國家を欲するのであり、これこそ眞の國家となるための道である。」

十月二十六日ファッシスト黨はファクタ內閣に對して最後通牒を送り、ファクタは國王に辭表を提出した。然るに辭職した大臣連は戒嚴令を布告しようと試みた。之が二十八日に詔書に署名しようと決意した時は既に遲く、ファッシスト黨員は二十六日から何れもローマを指して行動を開始し、正に行進の途中にあり、既に天下の大勢を左右してゐた。十月二十九日戒嚴令は撤去され、王はムッソリ

ニーに內閣組織の大任を委ねた。彼は凱旋將軍の如くローマに入城した。

かくしてファッシストの天下となり、爾來今日迄十八年間ファッシスト黨は絶對の主力であつた。安寧秩序は復舊され、敎育は改たまり、制度は改造された。就中イタリア國家と最も重要な關係を有する法王廳との和解をなしたことは特筆すべき點である。ローマが宗敎的に長い間キリスト敎の大本山であつたばかりでなく、今日のカトリック敎徒にとつての世界的首府であることは嚴然たる事實であり、同時にイタリア統一以來ローマがイタリアの首府であつたことも亦極めて明白である。

一九二九年二月ムッソリニーは法王と協定を結び、法王領たるヴァチカン地域は新獨立國となつた。一八七一年のイタリア統一以來法王領はイタリア國の一部となり法王は國王の支配下にあるものとされたのであるが、今回の協定に依り法王領は獨立國となり、財政も鞏固なる基礎を與へられることとなつた。

法王廳問題以外には、エチオピアの征服、アルバニヤの合併を行ひ、漸次外債の整理をなし、歐洲諸國の動搖たゞならざる間に隱然たる勢力を得て確固たる地步を占むるに至つた。

現在イタリアの人口は四千三百萬を超へ、これにエチオピア、アルバニヤ等の植民地が加へられるわけである。全半島及附屬の島を合せて、面積三十一萬二千平方キロメートル（日本三十八萬餘平方キロメートル）であり、新らしく征服されたエチオピアは面積百十二萬餘平方キロメートルで、人口は千二百萬と謂はれてゐる。（滿洲國は百三十六萬平方キロ、人口二千八百萬）

第二次歐洲大戰はイタリアの中立に於て始められ、ノルウエー戰、オランダ、ベルギー戰がドイツ側の勝利に期し、今や蜂火はバルカンに轉ぜんとしつゝある。イタリアの參戰が世界の注目の的となつてゐる。（二六〇〇年五月一七日朝）

第二章　ファッシズムの指導原理

第一節　ファッシズムは思想なりや

ムッソリニーがミラノでファッシスト國民黨の旗揚げをしてから一九二五年一國一黨制度が確立されるまでのファッシズムの行動は、如何に最負目に見てもこれを理論的な行動であると云ふことは出來ない。當時のファッシストにとつては主義、主張は政權獲得のための手段に過ぎなかつた。尤もファッシストにもその時々の綱領、政策があつたことは云ふまでもないが、ファッシストはそれに依つて自己の行動を規定したのではなく、却つてそれを自己の行動のために利用したに過ぎなかつた。社會主義の如く豫定された原理があつて、それから生れた運動ではなかつたのである。ファッシズムは理論がないと云われるのも無理からぬことである。ファッシズムを運動及び感情として理解しても、まだ之を思想として理解しない、即ち直觀は持つてゐるが、本質的な理解を持つてゐない人が少くないのである。

ファッシズムは何と云つても、第一に行動であり、感情である。而もそれは將來長くかくあらねばならぬのである。若し、さうでないならば、ファッシズムが今日持つてゐるところの偉大なる革新力と無限の邁行力とを維持してゆくことはできなくなつて、ファッシズムは、たゞ優れたる少數者の淋しき瞑想となり、高價な趣味となり終るであらう。たしかにファッシズムは直覺的行動であり感情である。國民の胸裏に深く藏せられて居た民族的本能が無意識の間に鬱然として目覺めて來たものであるからこそ、國民の魂を搖り動かす實力を持つてゐるのである。實に國民の意思のやむにやまれぬ潮流を自然の流れとして推し進めたものが、ファッシズムの運動である。ファッシズムは、それ自身を偉大なる組織に、强大なる運動に實現化する力を持つた行動であればこそ、現代イタリアの歷史的行進を決定することができるのである。

併しながらファッシズムは行動であり、感情であるばかりでなく、思想であり、同時に理論を持つてゐる。ファッシストに此の理想的內容があり、ファッシズムに此の論理の眞實性があればこそ長年に亘つて國民を指導することが出來たのである。ファッシストが些細な點に於ては幾多の誤謬を犯してゐながら、根本的な問題では、本道からわきにそれることが殆んどなかつたのは、要するにファッシズムが一貫した理論を持つてゐたからである。

第二節　個人主義の國家觀とファツシズム

ファッシズムの理論的檢討に這入る前に、ファッシズムと根本的に對立する個人主義的國家觀に就て少しく考察しよう。

宗教革命に端を發して十七、八世紀以來自然法の諸大家に依つて發展せしめられたところの近世の政治思想は、いづれもイギリス革命、アメリカの獨立及フランス革命の制度習慣に堅く根ざすところのものである。此等の理論は最近國家主義思想の起る迄十九、二十世紀の社會上、政治上のいづれの主義にも、實際行動の上にも明瞭な痕跡を殘してゐる。此等の理論に共通の根據は、社會及び國家を所謂機械的又は原子的のものとするところにある。

此の考へ方に依れば、社會は單に個人の總和であるに過ぎない。一つの複合體は一つ一つの個體に分割せられる。從つて社會の目的はその社會を構成する個人の目的に過ぎぬこととなり、個人の目的の爲に社會が存在することになる。即ち社會の生命は非歷史的なものとなり、一時代の存在となる。換言すれば、社會は與へられた時に於けるたゞ一代だけのものとなり、それ故に社會は物質的なものとなるわけである。何となればこの主義は現在を過去及び未來から切り離すことに依つて、各時代が其の前の時代より承けついで、更に次の時代に傳へんとする思想及感情の精神的遺物を斥け、かくして人間社會の統一及び精神生活其のものを破壞するからである。

この考へ方の共通の基礎が、近頃迄歐洲を席卷してゐる自由主義、社會主義の根底に橫わり、あらゆる政治的運動を統一したのである。即ち個人の安寧幸福が社會の目的であり、社會自體は現代一代の個人から成立して居ると觀る。社會をも精神團體なる國家をも、個人が自己の目的を達する手段に過ぎないとする。

斯くの如くにして、自由主義は個人の安寧幸福を保障する最善の方法は、個人の自由活動を自然にまかせて、國家は出來る限り少く干涉することであるとなすのである。國家の目的をかく限定することに依つて、自由主義は國家をして全體の自由整齊者としての職分から踏み出させない樣にすると共に、國家の目的達成の爲に絕對的に必要な程度以上に個人の自由を犧牲にさせない樣にする或種の保證を要求するのである。これがつまり三權分立の思想であり、治者に過度の權力を賦與せず、人民が立法に參與して國家の政治に制限を設けようとしたのである。立憲政治の名の下に行はれて居る此の制限の制度は、中庸を得た穩健な自由主義となつて現はれ、法的に選擧された少數の代表者が政治に參與しうることになつてゐる。

併しながらその個人主義的世界觀を更に進めてゆくならば、自由主義は民主々義となり、民主々義は社會主義となり、社會主義はボルシエビズムとなつて、國家の中に於ては凡ての個人は自由と平等を保持し、結局無產階級の獨裁を要求することとなるのである。

斯くの如く自由主義、民主々義及社會主義等は、形式から云つても實質から見ても、政治學上同一の理論から出たものであつて、一部の主義者の主張する如く別個のものではないのである。尤も手段の點では相互に異るのであるが、個人の安寧幸福と云ふ目的に於ては、凡て共通してゐる。自由主義は自由と云ふことに依つて前後の目的を達せんとするに反し、社會主義は平等と云ふことに依つて、其の目的を達せんとしてゐる。

ファッシズムに於ては、かの自由主義的、民主々義的社會主義的概念と根本的に對立するのである。この對立は自由主義と民主々義乃至自由主義と社會主義に於ける如き手段の差異ではなくて、目的そのものの相違から來るのである。事實上ファッシズムは政治上の實際問題になると、或時は自由主義の手段を用ひ、或時は民主々義の方法を採用し、又時には社會主義の道を選ぶのであるが、ファッシズムの目ざす目的は全然異つてゐるのである。即ち同じ手段を用ひてゐる時でも全然異つた精神狀態で行動し、全然異つた効果を得ようとしてゐるのである。

それ故に、ファッシズムは個人主義の基礎に横たはる從來の原子的、機械的國家論に代へるに、有機的、歷史的概念を以てするものである。言換れば國家は、個人の目的及生命を超越した別個の生命と目的を持つて居り、個人の存在を遙かに超越して連續的生命を社會に斷定するのである。即ち「個人のための社會」と云ふ理論の代りに「社會のための個人」と云ふ理論の形式を用ひる。自由主義に於ては、社會を無視する場合があるが、ファッシズムに於ては個人を下位に置くが個人を無視して全體のみを見ると云ふことはない。個人は如何に一時的の微々たるものであらうとも、彼の存在する時代の一部を構成する者として、常に社會の要素たる事となる。各時代に於て個人の發展が同樣に尊重され、調和される時には、個人の發展は、結局、全社會の發展と繁榮とを決定することになるのである。

個人主義では社會を生存せる個人の總和と見るが、ファッシズムでは、社會と時代との無限の連絡を總括するところの統一である。前者にとつては、社會は與へられた時に生存する人々の目的以外に他の目的を持たぬ、個人の生命から離れて他の生命は存在しないのである。ファッシズムにとつては社會の生命は個人の存在を超越し、個人の目的を離れて、社會そのものの目的を持つてゐる。個人の目的と相反する如き場合が起らうとも、全體の存續、發展改善のためには特別な手段を講じなければ

ならない。例へば個人主義に於ては全く外道、狂暴とされてゐるところの戰爭とか死刑の如きものもファッシズムに於ては全體目的から認容しうることになる。個人主義にとつては個人が目的であり、社會が手段である。ファッシズムにとつては、社會が目的であり個人が手段である。ファッシズムの全生命は社會全體の目的の爲めに、個人を手段として用ひるところにある。それ故に國家は、個人だけに限られた利益のためにするのではなくて、むしろ、個人の要求するところは全體より見て、社會の要求する所と一致することになる故に、個人の安寧、幸福、發展を保護するのである。

個人主義理論に於ける社會の根本問題は、個人の權利に關する問題である。ファッシズムは之に反して國家の權利と個人の義務を問題とする。個人の權利は、それが國家の權利の中に包含せられる場合に限つて認められるに過ぎない。この義務觀念を高唱するところにファッシズムの最高の倫理的價値を見出すのである。

第三節　社會主義とファッシズム

ファッシズムとその最好の敵手たる社會主義が如何なる差異を持つかを檢討することは、ファッシズムの理論を究明するに當つて極めて肝要なことである。何となればファッシズムが社會主義の理論

に負ふところがあり、而も社會主義を超脫して居るからである。ムッソリニーがその前半生に於て社會主義の信奉者であつたことも亦興味ある事柄である。

資本對勞働の關係を現代社會に於ける最も重要な問題としたのは、社會主義もファッシズムも同樣であるが、その解決方法として社會主義がファッシズムと相容れないものがある。ファッシズムに依れば、社會主義はこの點に於て人間性を無視してゐると云ふのである。即ち人間の活動を促す最も有效な力は個人の自己利益にあるのであつて、經濟界は全く痲痺するに至ると云ふことを社會主義は了解してゐない。資本の私有を抑壓することは、資本自體の抑壓となる。何となれば、資本は貯蓄に依つて作られるもので、蓄し人間がその勞働の結果を貯へ、之を子孫に殘すことが出來ないと云ふことがわかれば、何人も貯蓄をしないのみならず、むしろ彼等の得たものを悉く消費するに至るのである。資本の消散は生產の終末を意味する。何となれば資本は何人が所有しようとも常に生產に缺くべからざるものであるから。それ故に生產を共同の組織に移す事は惹いては生產を痲痺せしめることになる。生產の機構から個人利益の動機を排除すれば、生產されるものは益々少くなり、同時にそれは益々高くつくことになる。それ故に社會主義は徒らに消費を多からしめる狀態を馴致して、資本を消散させ、終に貧窮をもたらすこととなる。假令今よりは一層正しく

富を分配する機構であらうとも、若し此の機構が富自體を破壞する樣なものであるならば、そんなものを作ることが一體何の後に立つであらうか。社會主義はこの點で非常な誤謬に陷つてゐる。社會主義では私有財産の問題は正義の問題として取扱はれて居るが、實際に於ては私有財産の問題は正義ではなくて實益の問題である。ファッシズムは斯くの如き見地から私有財産權を認めることを、その理論の一部としてゐるのである。

ファッシズムは社會主義的解決を排斥するけれども、社會主義に依つてとりあげられた問題を未解決に葬り去らうと云うのではない。ストライキ及びロック・アウトに依り、ボイコット及びサボタージュに依つてあらわれた無制限、無攝取の階級的自衞が、終に無政府的混亂を惹き起すことは避け難き事である。近代生活の根本的の必要に應じて、階級間に正義を實行せんとすることはファッシズムの理論である。たゞ社會主義に於ける如き階級的自己防衞は斷じてファッシズムのとらざるところであり、社會主義と根本的に對立する點である。

斯くの如く社會主義とファッシズムは論理的に區別されるのであるが、之を嚴密に觀察するならば社會主義とファッシズムの著しい相似性を發見することが出來る。即ち政治的には兩者は明白に二つの陣營に別れてゐるが、經濟的には二陣營の目的は驚くべき程一致してゐる。生産の領域に於ては社會主義もファッシズムも共に計畫化を目的とし、兩者は共に放任主義に反對してゐるのである。社會主義は最も重要なる生産部門の國有化を達成せんとし、ファッシズムは生産手段の私有を變更することなく、獨裁と自發的協力とに依つて計畫化を目的としてゐる。社會主義は個人的創意の動力を停止せんとするが、ファッシズムは公共の利害に反しない限りに於て個人的創意を承認する、たゞ放任主義に對して計畫化を目指す點は兩者の一致するところである。

分配の領域に於ては、社會主義もファッシズムも共に、生産物の一層公平な分割を目的とする、兩者の相違は程度の問題に過ぎない。社會主義は結局に於て收入の完全なる平等を目指してゐるが、ファッシズムはそこまでつき進んで考へない。勞働階級のために、生産物の公平な分配を確保することに努めると共に、利潤の存在が個人的生産に對する刺戟として必要であることを認める。つまりファッシズムは勞働階級の犧牲を以てする過當利潤の獲得を防止せんことを目標とする。

勞資關係に就ては、社會主義の目的とファッシズムのそれとの間には、表面上著しい相違がある。社會主義は資本階級が驅逐されるまで階級鬪爭を續けるのであるが、ファッシズムは、資本家と勞働者の相互の理解即ち平和手段に依つて勞働階級の福祉を確保せんとする。併しこれは外見だけの問題であり、實質的にはファッシスト國家に於ても社會主義國家に於けると同樣ストライキ、ロックアウ

トは禁止され生産は公共事業として取扱はれてゐる。

かくして社會主義の目標とファッシズムのそれとの間の相違は、一般に考へてゐるところよりも、遙かに少い。ファッシズムは、純粹個人主義的資本主義と社會主義との妥協と觀ることが出來るが、前者よりも後者へより多く接近してゐる。兩者の協同の敵は放任主義であり、經濟的自由主義である。ファッシズムを實質的には社會主義であると云ふのは、斯かる論據から來たものであらう。

第四節　協同主義（協同體原理）

個人主義、社會主義に對し、ファッシズムが如何に理解せらるべきであるかに就ては右の如くであるがファッシズムの產んだ最も基本的理念は協同主義である。ファッシスト革命の產んだ最も獨創的の成果は協同制國家の建設である。ファッシズムは或は有機的國家觀を揭げ、或は議會主義を批判し、或は階級鬪爭に反對するけれども、これらはファッシズムに特有なる思想と云ふわけにゆかない。ファッシズムの基本的理念たる協同主義に依つて說明さるゝ時に始めて、それがファッシズムの思想となるのである。

ファッシスト・イタリアを經濟國家とか、職能國家とか呼ぶに至つた所以のものは、イタリアの政治組織が經濟制度を基礎にして建設されたからである。即ち資本と勞働との統轄者若くは調整者としての國家の建設これである。玆にファッシズムの特質が存在する。

ムッソリニーに依れば資本と勞働とは矛盾する二つの條件でなくて、相互に相補ひ、一が他なくしては何ものをもなし得ないのである。だから相互の理解は必要であると共に必ずや可能であると述べてゐる。即ち協同主義とは階級間の協力連帶を基礎とするのである。ムッソリニーは、階級鬪爭なる言葉は國民の夢物語とはなつても、現實の存在としては許されぬ、それは富の破壞であり、一般的窮乏の原因であるからと述べてゐる。

ファシスト國家は其の職業組合及協同體の組織を通じて階級鬪爭の撤廢に力めた。ソヴイエト制度に於ても階級鬪爭は廢止されたのであるが、此の場合に於ては、勞働階級が指導的地位に立ち、國家權力を掌握し、資本家階級を破壞することに依つて實現した。イタリアに於ては之に反して、政府が兩者の上に立つて各々の平等の權利と義務とを認め、仲介者として關與することに依つて其の對立を認めないのである。

ファッシズムの精神は勞働憲章となつて現れ、協同制國家の最高法典となつてゐるのであるが、今勞働憲章の根本原理とも云ふべき國家の絕對性と個人並階級の存在に就て一言しよう。

既に繰返し述べた如く、ファッシズムは個人主義世界觀に基く、自由主義、民主主義、社會主義の思想に反對し、國家有機體說をとるのである。即ち個人主義に依る

イ、個人はすべての社會活動の終局の目的である。

ロ、個人の生存する社會は人類全體である。

ハ、個人の幸福は快樂の追求である。

の如き社會觀に對し、ファッシズムは全然新たなる見解を有し、近代國家を建設せんとしたのである。即ちファッシズムに於ては、次の如く解釋されるのである。

イ、個人は全ての者(全體)の爲に存在する、個人の利益の前に國家の利益が考へられねばならぬ、個人は國家の手段である。

ロ、個人の生存する社會は國家である、世界は一つの抽象であつて、國家が生きた現實である。

ハ、人間の幸福は物質的慾望(快樂)と同時に精神的慾望の滿足である、人間の行動は肉體的、物質的本能のみに動かされるものでなく、寧ろ精神的、國家的なものに動かされることが屢々である。斯くの如くファッシズムは過去の社會觀が個人を中心としてゐたのに對し、國家を中心とし、國家の目的のためには、個人の利益は犧牲とされねばならぬ、公益は私益に先んずと云ふ原理を打ちたてたのである。即ち國家の前には個人の利益も階級の利益も平等であり、個人間の競爭、階級間の鬪爭に依つて國家の利益が阻害されてはならぬと云ふのである。これが第一の特質である。

ファッシズムの第二の特質は、個人並に階級の存在を是認することである。社會主義は個人の創意を否定せんとするが、ファッシズムは國家發展のためには、個人の創意を伸ばすことが根本原理であると觀るのである。

たゞファッシズムの理論に於ては、個人の創意たる自由を、自然の權利として認むるのでなく、個人の創意が國家の利益に最も有力且有效であるから之を認むるのである。ファッシズムは生產組織を個人の創意に委ねることが國家の利益に最も適合すると考へるのである。

社會主義に依る生產の集產的組織は、ファッシズムに依れば、生產を癱瘓させる危險を伴ふ。なぜなら個人利益を剌戟することに依つて生產は增大し、生產の增大は協力の增加と國民の繁榮を招來するからである。集產的組織は、消費の增大、生產の減少及資本の分散を意味するのである。社會主義は個人から生產手段を奪ひ、創意を減殺し、生產を消磨し、貧困に陷入らしむるのである。個人の創意は社會若は國家の創意よりもより效果が大であり、又より費用が小である。

社會主義の目的は分配の解決であり、所謂勞働問題の解決であるが、ファッシズムの目的は分配は

勿論、生産問題の解決であり、一部勞働者の利益を擁護することに依つて、國家を破壞する手段を排するのである。

ファッシズムは個人の創意を認むるけれども、個人の自由なる活動に委せる自由主義とは混同されてはならない。即ち自由主義にあつては、個人は國家の干渉を排除し、出來る限り個人の自由を實現し、個人の自由なる活動が自働的に社會の調和と繁榮とを持ち來すものとするのである。ファッシズムは斯かる統制なき自由の奇蹟を信じない。組織化され且統制化されたる個人の創意を待望するものである。個人創意の斯様な缺陷を補正するためには國家の監督及規整が必要となる。

自由主義の極致は、個人間の鬪爭は個人の力に依り、階級間の鬪爭は階級の力に依つて解決しなければならぬのであるが、ファッシズムに於ては、國家を通じて、數多の階級中に正義を實現せんとしたのである。數世紀前に、國家は正義を保持する機關として、個人間の鬪爭に私人の自己防衞を廢し、之に代ふるに國家の正義を以てした。今や階級間の自己防衞も亦、國家の正義に依つて置き換へられねばならぬ時代が來たのである。階級組織と云ふことは無視する事の出來ない事實であるが、その階級組織たるや國家に依つて支配せられ、訓練せられねばならぬし、而も國家に服從させられねばならぬものである。イタリアの職業組合は從來の勞働組合の如き法外の防衞機關ではなくて合法的な國策協力の機關である。自己の權益を擁護するよりも寧ろ國家の利益を促進する爲に存立を許されてゐるのである。

第三章　ファッシスト國民組織

イタリアの國民組織を理解するためには、その行政組織、立法組織並びにファッシスト黨組織を檢討することが必要である。

第一節　行政組織

イ、國家の元首たる國王

一九二二年、ファッシスト政權獲得に到るまではイタリアは民主々義的惡弊に洩れず、議會は權力を擅にして、國王の歷史的、政治的の價値並に權限を縮少して來たのであるが、ファッシスト黨がローマ進軍に依る政權獲得後は、ファッシスト黨大評議會は、君主政治に絕對的に忠誠信服を確認し、且つ全國民の總意として祖國統一の爲に根本的且つ永續的なる要素として君主政治を尊重し、之に依つてファッシスト黨はその組織基礎を鞏固にしたのであつた。

國王はイタリア國の最高機關であると同時に、イタリア國全體を代表する最高元首である。經濟上行政上、司法上の諸權は凡て國王に屬する。

更に又國王は上院議員の任命、議會の召集、停會、閉會、其他國家の凡ての高官の任命等を其名に於てなされる。又軍を統帥し、召集する權力を有する。

ロ、政府首長（最高長官）

從來內閣議長の行政權は不明確に定義されてゐたが、ファッシスト政府確立に依つて內閣議長は眞正固有の行政權の行使者であり、立法權を管理し、組合制度を指揮し、ファッシスト大評議會ファッシスト國民黨、護國義勇軍を指揮し、又內閣及會計檢査院の如く重要なる監督機關を其の配下に置いて、國家活動の凡ゆる部門に亘りその勢力を發展せしむることが出來る。

一九二五年十二月二十日の法律に依れば、內閣長官たる首相は、國家の政治上一般の指導權を有して居り、閣議は唯諮問權を有して居るに過ぎない。その閣員の各々は專門家であり、首相の指揮するところを實行する最高長官である。

政府はなんら議會の制肘を受けないものである。唯君主のみ原則上國民利害の最高審判者である。

ハ、內　閣

內閣は行政組織の基礎的機關である。卽ち、宮內省、上下兩院、國民ファッシスト黨、陸海軍總參

謀長、等との關係を維持し、參事院、會計檢査院、政府辯護職、統計局、王立イタリア學士院、全國資源局、最高國防委員會、國家總動員委員會、護國義勇軍、穀物常置委員會、移民並に植民委員會、紋章局、在鄕軍事教育監督部等の諸機關と共に次官局の補助を得て行政、文化活動を果すものである。

政府首長及諸大臣は定期的に閣議の爲に集合する。此の閣議は國家全般に關する事務及諸省共通の事業に就き決議する。此の場合政府首長から指示されたる政治方針の統一を充分に維持する方法にて諸事務を決議するものである。

ファッシスト成立以前は、內閣議長は單に內閣を主宰してゐたのみであるが、現在は政府首長はファッシストの統帥と政府首長の二重の資格に於て、國家活動上の諸種の權能を行使してゐる。

二、省

省の構成、數、權限等に關しては一九二五年の法律に據り、政府首長の參議に基き設定されるものであつて、各省國務大臣は政府首長の決定する政策に則りその行政指導をなすことになつてゐる。而して大臣は國務次官より補佐せられ大臣のなしたる專門的性質の施設について政府首長に對して責任を有するものである。

イタリア中央行政府の活動は次の各省機關に依つて運用される。

1、外務省　2、內務省　3、伊領アフリカ省
4、司法省　5、大藏省　6、爲替管理省
7、陸軍省　8、海軍省　9、航空省
10、文部省　11、土木省　12、農林省
13、交通省　14、組合省　15、國民文化省

尙地方政廳としては九十二の府縣廳があり、各府縣に知事、副知事、府縣會、府縣參事會がある。又府縣は數個の都邑に分たれる。現在イタリア全國は七、三一一の都邑（コムネ）が存在してゐる。ローマにはローマ都廳があり、全イタリアの心臟部たるローマの偉大なる建設を念願として行政遂行に當らしめ法人權を有するものである。

ホ、ファッシズム大評議會

ファッシスト革命は、革命直後黨の首腦を以て大評議會を構成し、所謂ファッシスト政治の中心となし、一九二八年十二月の法律に依り之を合理化し、ファッシスト制度の全活動を統治するための政治上の最高諮問機關としたのである。即ち國務の方針は豫て大評議會に於て決定せられることとなり、又ドウチエ即ち政府首長がこの統轄權を持ち、必要と認むる場合議事日程を定めたる上之を招集する。

而して大評議會の幹事長はファッシスト黨幹事長が之に當ることになつてゐる。

大評議會を構成する委員は始め五十二名となつてゐたが、樞密の會議としては少數を理想とするため、一九二九年十二月の改正に依り左の如く約二十名とした。

一、ローマ進軍四長官（終身委員）

二、職務上在任期間中委員

イ、上下兩院長、內務、外務、司法、大藏、文部、農林、組合の各大臣

ロ、王立イタリア學士院長

ハ、ファッシスト黨幹事長、並に二名の副幹事長

ニ、國防義勇軍總司令官

ホ、國防特別裁判所長

ヘ、ファッシスト全國聯合會長

ト、農業及工業ファッシスト組合（シンジカート）聯合會長

三、閣員又は一九二二年後のファッシスト革命に功勞ありし者の中より、政府首腦會に於て任命せられたるもの（任期三年）

大評議會議員の地位は、現行犯を除き大評議會の許可なくしては逮捕、裁判せられる事なく、ファッシスト黨則の罰則も評議會の許可なくしては適用せらるゝことなき保證を與へられる。

政府組織圖解

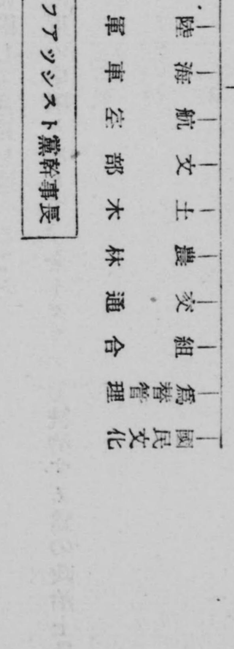

大評議會の權能は、左の如きものである。

一、選擧法に基き下院議員候補者の指名

二、ファッシスト黨則制度、其の指導政策の審議
三、黨幹事長、副幹事長黨行政總長、及黨總務の任免を審議する
四、憲法上の性質を有する總ての國務に關して意見を述べること
之を要するに大評議會はファッシスト制度の中樞となりて、全イタリアを統治する爲の政治上最高諮問機關に外ならない。

第二節　立法組織

イタリアの立法機關は國王、上院及下院に依つて行れる。上院は議員數の定數なきため、ファッシスト革命後政府は多くの黨員を議員に任命してゐる。下院は元來憲法に依れば國民を代表するものであるが、ファッシストの見解に依れば、民主々義に基く人民主權說を排し、國家生存のため組織せられたる代表機關たるものとし、單なる政權獲得のための機關とせず、諸階級、諸團體間の調和に協力する機關として、所謂組合代表制度を基とする構成をなすに至つたのである。

下院は一九二八年五月十七日の法律に依つて、定められファッシスト國家の協同體組織に基づく組合代表員制度に依つてゐる。下院は一九三九年三月二十五日の法律に依り、ファッシズム組合院と改稱され黨全國會議並に全國協同體評議會の二個の機關に依つて構成されてゐる。一九三四年の法律に依り總員は六百八十三名とされ、各議員は毎年三萬四千リラの補償を受けることとなつてゐる。

下院の主要なる權能は、立法、豫算、質問である。立法に關しては首相並に國務書記官長の同意を得ざれば、如何なる法案も下院の議事日程に提出されない制限を有する。

下院職員の選擧は一九二六年の組合法並に一九二八年の法律に依り公認せられたる左記全國組合總聯合會より左記割合に應じ選擧せられるべき所定代議士の倍數の候補者を提出する。

イ、全國農業雇傭主總聯合會	一二%
ロ、全國農業勞働者總聯合會	一二%
ハ、全國工業雇傭主總聯合會	一〇%
ニ、全國工業勞働者總聯合會	一〇%
ホ、全國商業雇傭主總聯合會	六%
ヘ、全國商業勞働者總聯合會	六%
ト、全國海空運雇傭者總聯合會	五%
チ、全國海空運勞働者總聯合會	五%

リ、全國陸運雇傭者總聯合會　四%
ヌ、全國陸運勞働者總聯合會　四%
ル、全國銀行雇傭者總聯合會　三%
ヲ、全國銀行勞働者總聯合會　三%
ワ、全國自由職業者藝術家總聯合會　二〇%

右割合に依る候補者提議は各總聯合會に於て定款に依り構成せられたる評議會に依り行はれ、右評議會はローマに於て開催せられ、候補者の提議決定は評議員の選擧に依るものとする。

右總聯合會の外左記諸團體は夫々の割合(未詳)に於て二百名の代議士候補者を提議する權限を有する。

イ、宮公吏協會　ロ、學校協會
ハ、鐵道協會　ニ、郵便局電話協會
ホ、公企業協會　ヘ、文化協會
ト、諸出征兵協會　チ、傷廢兵協會
リ、全國消費組合　ヌ、貯金協會
ル、土木事業協會

以上指名せられたる候補者氏名表の全體に對し、全國を一大選擧區とする選擧人をして賛否を投票せしめ、同表が多數投票に依り承認せられたる時は、代議士たることに確定するものとする。

而して選擧權資格としては、選擧名簿確定前は二十一歳に達する者、又は十八歳以上にして諸組合に出捐をなすか、又は直接國稅百リラ以上支拂ふもの、官公吏、カトリック僧侶等(服役中の陸海軍人及義勇軍等を除く)も選擧權を有する。

被選擧權は二十五歳以上にて國家の負擔に依りて生活せざるものたるを要する。尙議員の任期は五ケ年とする。右選擧に依り右候補者氏名表に對する賛成投票過半數を得ざる時、控訴院は更に再選擧を行はしめる。

第三節　ファッシスト國民黨

イ、黨の信條

ファッシスト黨を解說するに當つては先づ一九二六年九月通過した黨の新黨法「信念の宣言」を一讀するにある。

信念の宣言

ファッシズムは國家への奉仕を目的とする一個の國民軍である。その目標とするところはイタリア

國民の偉業を完成することにあり、イタリア的意識の復活と、勝利を確保せんとする意志とを以て堅く結びつけられたもので、ファシストは如何なる場合にも終始一貫戰時の覺悟を維持してきた。最初は國民の意志を抑壓する制度を打破するために、今日に於ては永遠にイタリア國民の活動力を擁護し發展させる爲の覺悟を持つてきた。

ファッシズムはイタリア人の單なる一個の政治團體に非ずして、一定の綱領の下に集れる信念の結びである。この信念の下に於いてこそ新しきイタリア國民は一兵卒として從順に働くのである。

ファッシズムは勝利に輝く世界大戰に於けるイタリア國民のエネルギーの成果であつた。國民と非國民との間の鬪爭は、ファッシズムに課せられた名譽ある義務である。

黨はファッシズム國民組織の本質的部分である。而も黨の機能は根本的にファッシズム制度は鬪爭に依つて確保された。國民はこの偉業を現實に見ることに依つて黨首ドウチエの眞價を認め、彼の意志力と彼の活動力を稱讃した。

燃ゆるが如き鬪爭の時代に於ては、行動は常に法則に先行する。すべての段階は勝利に依つて刻みつけられる。我々の召集ラッパは、我々の犧牲者の追憶の下に指揮官と兵卒との集合を告げるのである。

獨斷的公式と狹隘な策略とに依らずして、ファッシズムは絕へず勝利の榮冠をかち得たのである。

今や、ファッシズムは未來のために存在する。そして我々の意志の命ずる總ての目的を達成すべく運命づけられてゐる力としての新らしきゼネレーションを防衞する。

この力なくしては人民のエネルギーの規律も人民の教育もあり得ない。

ファッシズムの秩序と支配體制とは、その權力と義務とに就て正しき見解を持つところの黨の最上部から、それ自體の光明と法則とを受けとらねばならない。

ロ、黨の沿革及特質

ファッシスト黨は始め戰鬪團體として一九一九年三月成立したものであるが、一九二一年ローマ大會に於て黨となつたのである。

一九二二年の革命以前に於けるファッシスト黨は、自己の綱領を實現せんが爲に、國家の政權を獲得せんと望んでゐた一個の政治團體に過ぎなかつた。

併しファッシズムが權力を獲得した時に、黨は國家の補助的制度と云ふ特性を持つたのである。

ファッシズムは多數の諸黨派を破壞し、まとまりなき論爭を除去することに力を盡し、國家はこの

政治的活動を助長し、管理し、訓練するための機關となつてゐる。從來の所謂黨派とファッシスト黨とを區別する特質は左の如きものである。

一、國家の利益に對して黨は絶對的服從をなすこと

二、黨への加盟は通常青年の編成を通じてのみなされること

三、黨の組織及機能

黨の首領は政府首長たるドウチェであり、黨を統轄するものは、ドウチェの奏請に基き國王の任免する國務大臣たる一名の黨幹事長である。

黨の中央機關として全國會議があり、黨幹事長を議長とし、三人の副幹事長、一人の行政幹事、八人の幹事に依り組織され、その任免は黨幹事長の提言に依りドウチェに依つてなされる。

黨と國家との關係は、極めて重要なもので、益々緊密の度を增してゆくのである。『若し國家の中に在る凡てのものがファッシズムの中に在りとするならば、黨も亦この嚴正な必然性から逃れ去ることは出來ぬ。』とは一二九九年以來政府首長が述べてきたところである。黨は爾來この主義を忠實に守り、國家の中に挿入されてゐるばかりでなく、寧ろ既に示された如くイタリア國家の恒久的制度となつたのである。

斯くの如く黨と國家との關係は密接であるために、國家の重要機關には黨より代表を派遣し、政府の政策がファッシズムの精神に反せないようにし、且勞働組合及同業組合の分野に於ても政府の政策を普及徹底するようにしてゐる。即ち黨の幹事長は、ファッシズム大評議會の幹事長である外、國防最高委員、全國組合評議會、中央同業組合委員會、小麥常置委員會、國民教育最高評議會等に參加しファッシスト大學生團の幹事長であり、イタリア、リットリオ青年隊の總司令官であり、革命戰死者不具者負傷者遺家族協會、イタリア在鄉士官全國聯合、ドー・ポラボーロ團、オリムピク委員會、イタリア海軍協會等の各會長である。

黨幹事長の司令下にある直接從屬團體は左の如し。

○ファッシスト大學生團
○リットリオ青年團
○ファッシスト婦人團
○ファッシスト黨協會
○ファッシスト上院議員全國聯合
○ファッシスト全國文化協會

○ガリバルデイ義勇兵全國聯合
○全國義勇兵協會
○イタリー突擊隊全國聯合
○兵事協會
○全國森林委員會等

黨幹事長は、黨全國會議の構成員並に地方幹事の任命をドウーチエに提議する。而して黨監督員の任免を行ひ、一名或は數名の監督員にイタリア領アフリカ、フアツシスト黨監督員、イタリア領勞働監督員の資格を賦する權能を有する。更に幹事長は左の任免權を有する。

○地方會議構成員
○黨組織中央及地方幹事部
○黨附屬協會指揮員
○上院議員全國聯合指揮員
○黨會計檢查員
○戰鬪團聯合の臨時委員等.

一九三七年のフアツシスト黨員は全國民の八分一、即ち五百萬人以上に達する。其の主なる內譯は左の如くである。

二百萬人　男
百八十萬人　女
百萬人　青年戰鬪隊
八萬人　學生

第四章　勞働組織

第一節　協同制國家と勞働組織

ファッシスト革命の主たる目的の一つは所謂社會問題としての勞働問題の解決にあつたので、革命後ファッシスト政府は組合制度に依る勞働問題の解決を期し、革命前より存在せる資本家組合たる工業總聯合と社會黨乃至カトリック黨勞働組合に對抗して組織せられたるファッシスト勞働組合總聯合との間に協約を締結せしめ、之に依り兩者は相互的に唯一正當なる資本階級及勞働階級代表者なることを誓約せしめ、玆に組合制ファッシスト國家を確立した。右協約に基き一九二六年四月三日の法律を以て勞働及資本家團體の全國に亘る調整及組織資格を定め且つ勞働裁判所を設置し更に一九二七年四月二十一日、ファッシスト大評議會の決議を經て勞資兩者の準據すべき勞働憲章を發し、漸次協同體組織の具體的實現を圖り來つたのである。聽て同年在來の經濟省なるものを廢止し、組合省を設置し、一九三〇年には勞資兩者側の意見を聽くべき全國協同體評議會の構成を見、一九三四年二月には生產の各部門に於ける勞資協同の爲組合統制機關設置法を公布した。

勞働憲章は新イタリア組織の基礎的宣言として重要なもので、全部にて三十ヶ條より成り、從來の自由主義機構に對して新たなる指導精神を樹立したものである。

即ちイタリア國家は目的を持つ一個の有機的組織であり、個人の利益及活動は、國家に依り定められた國民の利益に從屬せしめられる。勞働は自己の生活手段を得るためではなく、社會的義務乃至市民的職務に依つて勞働すべきものである。勞働者が團結して組合を組織することは自由であるが、國家より法律的に認められ且つ管理せらるゝ組合が、夫れらを代表する權利を持つてゐる。同種產業間に於ける組合制度は生產力の一元的組織である。組合國家は生產部面に於ては、個人企業を國家利益への方便と看做す。而して個人的な生產組織は國家利益のための機構であるが故に、その組織者は國家に對して責任を有する。生產に國家が干涉するのは、個人企業が缺除した場合か若しくは不充分なる時に限つてゐる。

これは組合國家の基礎概念であり、勞働憲章に於ける指導精神である。組合國家に於ては、凡ての個人が組合の一員として公共生活に參加するのではなくて、組合國家の基礎の上に勞働關係を處理して、國家の經濟及行政的生活に彼等の參加を國家が承認し之を迎ふるの意味である。

又勞働の意義に就ては從來の自由主義思想に於けるものと全く異つた解釋を下し、「勞働とは肉體的

智能的、技術的の各組織形態の下に於ける社會的義務である」となし、産業に從事する者が凡て生産者の範疇に統一しうるために、協力出來ると述べてゐる。

自由主義の論理が權威を持つてゐた當時、勞働關係即ち勞働者の雇傭及勞働條件を律すべき契約規則に於ては、當事者間の自由に締結する自然契約に放任することが原則であり、これが指導原理となつてゐた。然るにその結果は好ましくなかつた。勞働契約締結の關係は、最初は一人の資本家對一人の勞働者であつたのであるが、漸次勞働者の自覺に依つて勞働組合の結成となり、終には勞資の二大階級に對立して一大鬪爭をなすに至り、之がため社會的、政治的動搖が起り、經濟の進歩を著しく阻害することとなつた。

ファッシスト組合國家は、斯かる弊害を除去し、國家目的に統一せしむる目的を以て新組織を實施したのである。新組織は雇主及勞働者の團體を認むるが、單なる個人利益乃至階級利益の擁護手段として行動することを許さず生産組織の一翼として國家目的を達成せしむる手段として認むるのである。

第二節　組織の方法及單位

イタリアは協同體國家の名で呼ばれるのであるが、其の意味は國家形成の單位を職業組合に置き、議會式の民主制度と對照さるる協同體を基礎とした一種の新らしい政治機構を打樹てゝゐるからである。從つてイタリアの勞働組織は同時に政治組織であり國民組織であると云ふことが出來る。

註　職業組合のことを、職能組合、職團組合、同業組合等と呼んでゐる者もある。

職業組合は組合構成の基礎をなす組合であつて、各種生産部門別に一定地域に於て雇主及從業員の各々に就いて形成される。同一生産部門に屬する職業組合は更に其の組合を單位として地方的又は全國的に聯合組合を構成する。この聯合は更に二以上の生産部門の種類を結成して總聯合を作る。最高のものとして全國總聯合組合を結成する。

此の職業組合の系統は謂はゞ縱の組織であつて、之に對して横の組織とも謂ふべきものが即ち協同體である。此の協同體は雇主及從業員各別の組合ではなくして、特定の生産部門に於ける雇主及從業員の職業組合を組成分子とする混合結成である。

註　協同體は協調組合、協同組合、協調體等と呼ぶものもある。

イ、職業組合

職業組合は國家構成の基礎をなすものであり、從つて廣汎な權限を賦與せられ國家的役割を果す重要な機關である。一九二九年の法律はその公認條件を左の如く定めてゐる。

1、雇主の職業組合の場合にあつては、組合の成立せらるゝ産業部門に使用せらるゝ全勞働者數の少くとも一割の勞働者を雇傭する雇傭主が自由意思に依り入會したものたること。

2、勞働者の職業組合は組合の成立せらるゝ地方に於ける同種産業部門に從事する勞働者の一割以上が自由意思に依り入會したること。

3、組合は組合員の經濟的利益の保護のみでなく、國民的並びに道德的敎育の目的を遂行すべきこと。

4、組合の役員は自己の能力、善良なる道德的品行、並に國家に對する積極的信念に就き證明を爲すべきこと。

5、右の如き雇主及勞働者の職業組合が公認されるのみならず、獨立して一技術又は一職業を持つてゐる職業組合も亦公認されること。

職業組合が斯かる條件の下に公認されるに至り、反ファッシスト的分子就中社會主義者の職業組合は漸次その活動の餘地を失ふに至つたのである。

職業組合の職能は次の如きものである。

1、組合の代表する當該の産業部門に就てはその法律上の代表權は一切この組合に歸屬すること。即ち團體勞働契約の締結、代表の派遣、賦課徵收、勞働裁判に付ては組合員たるものは勿論、組合員たらざる者もこの組合の手を通ずることなくして行動を許されないのである。

2、組合員たると否とを問はず組合員たる資格を有する者に對し、雇主にあつては使用人全體に對する一日分の報酬支拂額を、又使用人にあつては一日分の勞賃又は報酬を超へざる限度の組合費を強制的に徵收しうること。

3、組合員たると否とを問はず、當該部門に屬する者の救濟、訓育、敎育をなすべきこと。

4、立法、行政、司法の分野に對し、候補者を指名する權限を有すること（地方經濟會議、勞働裁判所等に對する候補者を推薦しうるのである。）

ロ、聯合組合總聯合組合

聯合組合は職業組合の地方的又は全國的結成であり、總聯合は二以上の産業部門に亘る聯合組合の全國的結成である。

總聯合組合の權限中注目すべきものは、勞働爭議を勞働裁判所に提訴する以前に於て調停すること、議會(下院)の議員候補者を指名することである。

雇主側と勞働者側との各々全體を包括する全國總聯合會は一九三一年一月十五日の勅令に依り禁止された。蓋し勞働者側の斯くの如き結成は現に存在したのであるが、かくては兩者の對立が益々激化される虞あるを以て之を禁止した。一九二六年の法律では十三であつたが、一九三四年の法律では四組合を廢止し九個の總聯合組合を認めた。

一、農業雇傭主　(總聯合　一、)
一、農業勞働者　(同　一、同　四)
一、工業雇傭主　(同　一、同　四五)
一、工業勞働者　(同　一、同　二〇)
一、商業雇傭主　(同　一、同　三七)
一、商業勞働者　(同　一、同　五)
一、信用保險雇傭主　(同　一、同　一三)
一、信用小保險勞働者　(同　一、同　四)
一、自由職業及藝術家　(同　一、同　二二)
(地方的組合　一、〇四三)

以上一九三七年現在

即ち農業、工業、商業、信用及保險業、並びに自由職業及藝術家の組合には總聯合が認められる。職業組合を設置しうべき産業の種類は、左の七種に分たれ、最後の自由職業以外は、雇主組合と勞働者組合との二個のシンジカートに分たれる。

1、農　業　　3、商　業　　5、陸上及內海運輸　　7、自由職業
2、工　業　　4、海空運輸　　6、信用及保險

第三節　協同體(コルポラシオン)

以上叙述して來た職業組合の體系は、雇主と勞働者間の平等關係を確保し、生産と勞働とを規律あらしめ、完成されるものである。併しながらこの二大生産者の群は、全體的見地から見れば兩者は明かに分離對立するものである。そこで一つの連絡機關を要することになる。この目的のために、ファツシズム國家機關として協同體を案出し、職業活動の各部門から、資本及勞働のシンジカート代表者を結合せしめるのである。

一九三〇年四月二十一日の講演に於てムッソリニーは次の如く述べた。

「ファッシスト職業組合主義の目的は、協同體に依つて始めて達成せられる。職業組合主義は、それ自體の中に目的を見出し得ない。資本、勞働、技術等生産各要素間の經濟的統一の實現は協同體に於て可能である。總ての力を打つて一丸として一の目標に向はしめる協同體に依つて始めて總ての職業組合が保持せられるのである。言葉を換へて言へば、職業組合と協同體とは各々獨立であるが、又相互に條件となつてゐるのである。職業組合なくしては協同體はあり得ない。併しながら協同體なくしては、職業組合はその本來の機能を發揮することが出來ぬ。」

このムッソリニーの言葉は職業組合が協同體の準備過程であり、協同體こそファッシスト經濟機構の根幹であることを明らかにしてゐる。

國家に依つて統制されたコルポラシオンは、本來社會階級の協力機關である。國家の利益擁護を本務とする國家が、コルポラシオンを仲介として賃銀問題や、商品の原價及賣價に干渉し、また生産問題や分配問題、職業上の諸部門の協力に關する事等を研究し解決するのである。

協同體は法的人格を有せず、國家の一行政機關である。その職能は一九三四年二月五日の法律に依り左の如く規定されてゐる。

1、所屬シンジカート間に於ける紛爭の調停
2、生産の調整及統制を目的とする一切の活動促進、奬勵、補助
3、勞働條件の一般的規則の作成
4、職業紹介所の設立
5、徒弟制度及技術的訓練の規定等

協同體長は組合大臣の命令で任命され、各協同體は評議會を有する。評議會に於ける雇主及使用人の代表權は平等である。

イ、全國協同體評議會（C・N・C）

全國協同體評議會は組合省設置の勅令（一九二六年七月二日）に依つて創設されたもので、最初は單なる諮問機關に過ぎず、其の職務も組合省の所轄事項を出でなかつた。

この機關が立法機關としての職能を與へられ、協同體制度の基本的機關となつたのは、一九三〇年三月二十日の法律に依るのである。即ち同法に依つて協同體制度に關する規則は本機關の協贊なくては有效でないこととなつた。

本評議會は、ムッソリニーの言明する如く、實質上下院に代る存在である。本機關は謂はゞ之を以

て生産者の議會たらしめんとするものである。

本評議會は既述せる各種協同體の評議會とは異るもので、協同體活動の參謀本部とも云ふべき中央機關である。この會議の統轄權は首相に歸屬し、必要に應じて評議會を召集し、若し組合大臣が首相代理として派遣された場合は右の統轄權を行使するものである。評議會の組織は左の如くである。

本會の會長は首相で、協同體の會長が本會の書記長である。本會の委員數は約百五十名で大部分（一一五名）は職業組合總聯合會の代表者である。二十五名はファッシスト黨の代表である。ムッソリニーの言に依れば、「黨の指導者が評議會の總會に參加するのは當然である。黨は革命を完成したのであるから、斯かる國家の中核的機關から離れるわけにはゆかぬ」のである。外に十五名の專門家之に參加してゐる。

評議會の內部組織として左の機關を有つてゐる。

1、委員會及分科會。次の七委員會がある。

a、自由職業及藝術委員會（二つの分料會に分れる）

d、工業及工藝委員會（二つの分科會）

c、農業委員會

d、商業委員會

e、陸上及內海運輸委員會

f、海上及航空運輸委員會（二つの分料會）

g、銀行委員會

委員會相互に關聯する問題に就ては聯合委員會を形成する。

2、常任委員會

此の委員會は、一般的若しくは技術的の問題を攻究するために組織される。例へば貿易、關稅、通商條約に關する委員會又は勞働時間、福利施設に關する委員會の如きものである。本委員會は問題のある毎に臨時に設置され、總會や中央委員會に討論の材料を供給するのがその任務であつて、其の爲に各種研究を行ふものとする。本委員會の權限、任務の範圍に就ては、組合大臣の申請に基き首相の命令に依つて確定される。

3、總　會

全國協同體評議會の最高決議機關として定期に年二回開かれ、會長に於て必要と認める場合及び評議員三分の一以上の要求ある場合には、臨時總會を開くことができる。